

Shinkin Central Bank Monthly Review

信金中金月報

第4巻 第5号(通巻386号) 2005. 5

欧州協同組織金融機関の現状と考察

- 信用金庫が環境変化に対応するための参考として -

動産譲渡に係る登記制度の概要

拡大著しいINPO法人の現況

- 地域の問題解決を図る新しい担い手層の成長 -

2004年の地域経済の回顧と人口動態

- 輸出産業の集積、公共投資依存度、人口動態が地域間格差の主因 -

第119回全国中小企業景気動向調査

1～3月期業況は4四半期ぶりの改善一服

特別調査 - 中小企業の雇用動向について

統計



信金中央金庫

「信金中金月報掲載論文」募集のお知らせ

対象分野は、当研究所の研究分野でもある「地域金融」「中小企業金融」「協同組織金融」に関連する分野とし、これら分野の研究の奨励を通じて、研究者の育成を図り、もって我が国における当該分野の学術研究振興に寄与することを目的としています。

かかる目的を効果的に実現するため、本論文募集は、懸賞論文と異なり、募集期限を設けない随時募集として息の長い取り組みを目指していること、要改善点を指摘し、加筆修正後の再応募を認める場合があること、を特徴としています。

信金中金月報への応募論文の掲載可否は、編集委員会が委嘱する審査員の審査結果に基づき、編集委員会が決定するという、いわゆるレフェリー制を採用しており、本月報に掲載された論文は当研究所ホームページにも掲載することで、広く一般に公表する機会を設けております。詳しくは、当研究所ホームページ（<http://www.scbri.jp/>）に掲載されている募集要項等をご参照ください。

編集委員会（敬称略、順不同）

委員長	堀内昭義	中央大学総合政策学部教授
副委員長	藤野次雄	横浜市立大学国際総合科学部長（兼国際総合科学科長）
委員	筒井義郎	大阪大学社会経済研究所教授
委員	濱田康行	北海道大学経済学部教授
委員	吉野直行	慶應義塾大学経済学部教授

問い合わせ先

信金中央金庫総合研究所「信金中金月報掲載論文」募集事務局（担当：松崎、照沼）

Tel：03(3563)7541 / Fax：03(3563)7551

研 究	欧州協同組織金融機関の現状と考察 廣住 亮 2 - 信用金庫が環境変化に対応するための参考として -
	動産譲渡に係る登記制度の概要 谷地向ゆかり 29
	拡大著しいINPO法人の現況 澤山 弘 43 - 地域の問題解決を図る新しい担い手層の成長 -
調 査	2004年の地域経済の回顧と人口動態 荒井宏文 61 - 輸出産業の集積、公共投資依存度、人口動態が地域間格差の主因 - 峯岸直輝
	第119回全国中小企業景気動向調査 1～3月期業況は4四半期ぶりの改善一服 総合研究所 84 特別調査 - 中小企業の雇用動向について
信金中金だより	信金中央金庫総合研究所活動状況(3月) 96
統 計	信用金庫統計、金融機関業態別統計 97

欧州協同組織金融機関の現状と考察

- 信用金庫が環境変化に対応するための参考として -

信金中央金庫 総合研究所主任研究員

廣住 亮

(キーワード) 欧州協同組織金融機関、系統機構のネットワーク化、協同組織金融機関の優位性、協同組織性

(視 点)

協同組織金融は19世紀半ばのドイツを発祥の地としている。このため、欧州では、現在でも大陸諸国を中心に協同組織金融機関が強固なプレゼンスを有している国も多い。しかし、市場経済化の加速や規制緩和、金融ニーズの多様化などかつてないスピードで金融機関の事業環境が変化しているなかで、協同組織金融機関も変革を迫られている。

こうした中、欧州の協同組織金融に関する議論の多くは、本来の「人的結合」や「民主的管理」といった協同組織の特性を有効に発揮するため、いかに協同組織金融機関の現代における優位性を定義していくかという点に焦点が絞られてきている。

このような点を踏まえて、欧州協同組織金融機関の現状と経営環境の変化に対する方策、協同組織性へのアプローチなどを概観し、同様の变化に直面しつつある信用金庫を始めとする日本の協同組織金融機関に対する示唆を得ることを目指している。

(要 旨)

欧州における協同組織金融機関は、各国に広く存在しているが、ドイツ、フランス、オランダなど大陸欧州諸国では特に強固なプレゼンスを有している。

また、各グループは日本と同様の二層もしくは三層の系統機構を構成するのが一般的だが、中央機関の役割などに相違がある。

金融機関の競争が激化する欧州において、単位機関の規模が商業銀行と比べて相対的に小さい協同組織金融セクターでは、統合による規模拡大を目指す動きが活発である。また、中央機関の株式会社化等により、積極的な事業分野の拡大を図るグループもある。

欧州協同組織金融機関では、系統機構の強化、中央機関と単位機関の分業体制の明確化などによるネットワーク化が進行しており、商品やブランドの統一による資源の有効活用による競争力強化、相互保証制度と中央機関による監査・監督により維持される高いグループ信用力など協同組織金融機関を特徴付ける制度を強固なプレゼンスの源泉としている。

1. 欧州協同組織金融機関の概況

協同組織金融機関は、19世紀半ばシュルツェの商工業信用協同組合とライファイゼンの農業信用協同組合が、相前後してドイツに誕生したのが起源であると言われている。その後、欧州各国や北米、日本を始めとするアジアへと金融機関形態として拡大していった。

この協同組織金融機関の源流とも言える欧州の現状は、各国の政治経済環境や歴史の変遷などの影響により、国によってそのプレゼンスの差が非常に大きいのも特徴である。

図表1では欧州各国の協同組織金融グループの概要を比較しているが、総資産規模が経済規模に比較してごく小規模（対GDP比1%未満）のグループから、ドイツ、フランス、オランダのように国内金融業態中で最大級となっている国もあり、仏Credit Agricoleのように商業銀行を買収するなど、積極的拡大を指向しているグループもある。

また、いずれのグループも中央機関を含む階層制（二層、三層制）の系統機構を採用しているが、第一層の地域金融機関の数、規模にも差がある。仏Credit Agricole^{(注)1}、蘭Rabobank等のライファイゼンの農業信用協同組合を起源とするグループは当初よりグループ内での縦横の相互関係を前提としたため、単位機関の規模は相対的に小さく、一方、仏Banques Populairesや伊Banche Popolariのように商工業を主取引先としたシュルツェの信

用組合を出自とするグループは、当初より各単位機関の独立経営を指向していたことから、規模拡大のための統合が早期から進み、比較的規模の大きな単位機関となっている^{(注)2}。

また図表2では、各国各グループの会員・顧客の状況を比較している。まず、会員数では、対総人口比で50%を超える会員規模を持つアイルランドを筆頭にドイツ、フランス、オーストリア、フィンランドなどが大規模な会員層を有している。

顧客状況では、「会員数/顧客数」を見てもわかるとおり、顧客が会員のみグループが存在する一方、Banche Popolari（伊）、Rabobank（蘭）のように顧客に占める会員の割合が低く、むしろ一般金融機関化していると思われるグループもあり、各グループの会員政策、協同組織性への考えの差が現れているともいえよう。

以下では、中でも協同組織金融のプレゼンスが高い国をいくつか取り上げ、その現状や経営の方向性などを概観してみたい。

2. 欧州各国協同組織金融グループの概要

(1) ドイツ Volksbank、Raiffeisenbank

イ. 概要

現在の協同組織金融機関の源流であるライファイゼンの農業信用協同組合、シュルツェの商業信用協同組合はともにドイツを発祥の地としている。両者はそれぞれRaiffeisenbank、Volksbankとして別に活動していたが、運営形態、顧客層、取扱業務に大差がなくなったこ

(注)1. Credit Agricoleグループでは地方金庫（43機関）の傘下に業務内容が限定的な地域金庫があり、その数は2003年末時点で2,629金庫となっている。

2. 欧州各国の協同組織金融グループの系譜は信金中金ロンドン駐在員事務所『LONDON通信』第1号（2001.7.25）を参照

図表1 欧州主要国の協同組織金融機関概況(その1)

(単位(金額):百万ユーロ(日本:十億円))

国名	総資産			預金	貸出	貸出/ 預金(%)	金融 機関数	1機関当 たり総資産	支店数	1機関当 たり支店数	支店当 たり総資産	
	協同組織金融グループ名	対GDP 比(%)	円換算額 (@¥140:十億円)									
ベルギー												
	Credit Professionnel	2,231	0.83	312	450	1,480	328.9	n/a		n/a		
デンマーク												
	Sammenslutningen Danske Andelskasser	1,021	0.54	143	834	660	79.1	34	30.0	76	2.24	13.4
ドイツ												
	BVR	990,571	46.55	138,680	499,310	485,066	97.1	1,392	711.6	14,979	10.76	66.1
アイルランド												
	Irish League of Credit Unions	4,301	3.19	602	3,657	2,709	74.1	n/a		534		8.1
スペイン												
	Union National de Cooperativas de Credito	54,889	7.37	7,684	45,739	41,400	90.5	83	661.3	4,520	54.46	12.1
フランス												
	Credit Agricole	875,000	56.19	122,500	367,000	384,000	104.6	43	20,348.8	9,100	211.63	96.2
	Credit Mutuel	354,961	22.79	49,695	134,567	150,919	112.2	18	19,720.1	4,760	264.44	74.6
	Banques Populaires	237,249	15.24	33,215	180,000	113,000	62.8	23	10,315.2	2,605	113.26	91.1
ギリシャ												
	Association of Cooperative Banks	1,245	0.81	174	976	956	98.0	16	77.8	94	5.88	13.2
イタリア												
	Banche Popolari	384,000	29.52	53,760	223,500	193,700	86.7	90	4,266.7	7,480	83.11	51.3
	Federacasse	106,004	8.15	14,841	85,135	66,986	78.7	446	237.7	3,332	7.47	31.8
オランダ												
	Rabobank	403,305	88.78	56,463	235,425	172,571	73.3	328	1,229.6	1,734	5.29	232.6
オーストリア												
	Raiffeisenbanken	128,749	56.93	18,025	76,860	77,182	100.4	588	219.0	1,642	2.79	78.4
	Genossenschafts -verband	32,273	14.27	4,518	19,574	16,110	82.3	69	467.7	607	8.80	53.2
ポルトガル												
	Fenacam	7,501	5.77	1,050	6,477	5,020	77.5	132	56.8	592	4.48	12.7
フィンランド												
	OP Bank	35,002	24.56	4,900	21,243	27,206	128.1	242	144.6	682	2.82	51.3
スウェーデン												
	Landshypotek	3,787	1.42	530	n/a	3,602		10	378.7	10	1.00	378.7
英国												
	The Co-operative Bank	13,264	0.83	1,857	10,537	6,694	63.5	n/a		133		99.7
(参考)日本(十億円)												
	信用金庫	114,125	22.94		105,518	62,236	59.0	306	373.0	7,471	24.4	15.3
	信用組合	16,836	3.38		15,253	9,123	59.8	181	93.0	1,955	10.8	8.6
	農業協同組合	92,290	18.55		74,421	21,515	28.9	920	100.3	11,871	12.9	7.8
	労働金庫	14,818	2.98		13,830	9,266	67.0	13	1,139.8	685	52.7	21.6
	(参考)国内銀行	742,068	149.16		522,014	411,694	78.9	131	5,664.6	14,060	107.3	52.8

- (備考) 1. 欧州各国の実績は2003年12月末(GDP含む)、日本の実績は2004年3月末
 2. 欧州各グループの残高、機関数等には中央機関の数値も含まれる(日本の協同組織4業態は中央機関除く)。
 3. 「農業協同組合」の総資産は信用事業以外の事業用資産も含む。
 4. 「労働金庫」の総資産は各13金庫が公表した貸借対照表上の総資産を合算した暫定値
 (出所) European Cooperative Banking Association、Eurostat、ディスクロージャー等関連資料

とから、1973年員外貸出規制撤廃時に同一グループへ統合されている。

図表3のとおり、協同組合銀行セクターはドイツの全銀行数の60%強を占め、各地域の独自性が強いといわれるドイツにおいて、各地域の金融サービス提供者として大きなプレゼ

ンスを維持している。

また、図表4に見られるとおり同セクターでは、1980年代半ばまで、順調にシェアを伸ばし、預金シェアで国内20%、貸出金シェアでも15%に達した。しかし、1990年代後半以後、ドイツ経済の成熟に伴う主に中小企業の成長

図表2 欧州主要国の協同組織金融機関概況(その2)

国名	協同組織金融グループ名	会員数 (人)	顧客数 (人)	会員/ 顧客(%)	会員数/ 人口(%)	顧客数/ 人口(%)
ベルギー						
	Credit Professionnel	10	n/a		0.0	
デンマーク						
	Sammenslutningen Danske Andelskasser	63,500	113,200	56.1	1.2	2.1
ドイツ						
	BVR	15,281,857	30,000,000	50.9	18.6	36.5
アイルランド						
	Irish League of Credit Unions	2,068,631	2,068,631	100.0	54.1	54.1
スペイン						
	Union National de Cooperativas de Credito	1,570,118	9,132,768	17.2	3.9	22.6
フランス						
	Credit Agricole	5,700,000	21,000,000	27.1	9.7	35.6
	Credit Mutuel	6,100,000	13,500,000	45.2	10.3	22.9
	Banques Populaires	2,440,000	6,300,000	38.7	4.1	10.7
ギリシャ						
	Association of Cooperative Banks	129,577	129,577	100.0	1.2	1.2
イタリア						
	Banche Popolari	1,010,000	7,900,000	12.8	1.7	13.7
	Federacasse	686,451	1,376,533	49.9	1.2	2.4
オランダ						
	Rabobank	1,360,000	9,000,000	15.1	8.5	56.3
オーストリア						
	Raiffeisenbanken	1,659,849	3,600,000	46.1	20.7	44.9
	Genossenschafts -verband	650,000	700,000	92.9	8.1	8.7
ポルトガル						
	Fenacam	1,600,000	1,600,000	100.0	15.6	15.6
フィンランド						
	OP Bank	1,072,000	3,070,000	34.9	20.7	59.3
スウェーデン						
	Landshypotek	69,216	69,216	100.0	0.8	0.8
英国						
	The Co-operative Bank	n/a	2,230,000			3.7
【参考】日本(十億円)						
	信用金庫	9,091,805			7.1	
	信用組合	3,502,008			2.7	
	農業協同組合	9,100,000			7.1	
	労働金庫	206,096			0.2	

(備考) 1. 欧州各国の実績は2003年12月末(GDP含む)、日本は2004年3月末実績

2. 総人口は2001年推計(日本は平成15年推計)を使用

(出所) 図表1に同じ

鈍化などに伴い、シェアも停滞している。

各協同組合銀行は、総じて商業銀行や貯蓄銀行^(注)に比べて小規模で、総資産、預貸金のシェアで劣後している。このため協同組合銀行セクターでは、1985年以降、経営統合によ

る規模拡大を推し進め、1985年には3,655組合あったものが2003年には1,395組合にまで減少している。これにより1組合あたりの総資産は59百万ユーロから406百万ユーロまで増加した(図表5)。しかし、総資産規模で100億ユーロ

(注) . ドイツの貯蓄銀行は各地方自治体の出資により設立されている半官半民の銀行であり、公的な信用と採算よりも公共性を重視した店舗展開を背景に、特に非都市部においては極めて強固な地盤を有している。

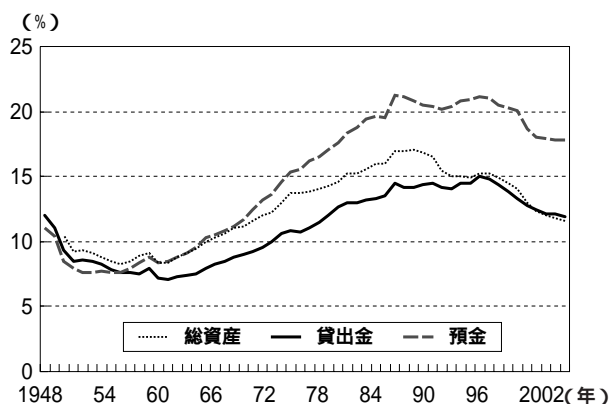
図表3 ドイツ金融セクター別資産規模等(2003年12月)

(単位:十億ユーロ、%)

	銀行数		総資産		貸出(非金融)		預金(非金融)	
		シェア		シェア		シェア		シェア
商業銀行	261	11.7	1,803.8	27.9	927.5	26.0	681.4	27.8
4大銀行	4	0.2	1,044.7	16.1	496.3	13.9	337.3	13.8
地方銀行	173	7.8	671.3	10.4	393.4	11.0	328.5	13.4
外国銀行	84	3.8	87.9	1.4	37.8	1.1	15.6	0.6
貯蓄銀行	504	22.6	2,345.6	36.2	1,284.1	36.0	956.6	39.1
振替中央銀行	13	0.6	1,345.5	20.8	578.6	16.2	319.7	13.1
貯蓄銀行	491	22.1	1,000.1	15.5	705.5	19.8	636.9	26.0
協同組合銀行	1,395	62.7	752.9	11.6	426.1	11.9	435.5	17.8
協同組合銀行中央機関	2	0.1	186.6	2.9	43.4	1.2	30.5	1.2
協同組合銀行	1,393	62.6	566.3	8.8	382.7	10.7	405.0	16.5
その他	66	3.0	1,568.6	24.2	934.1	26.2	374.1	15.3
合計	2,226	100.0	6,470.9	100.0	3,571.8	100.0	2,447.6	100.0

(備考) 1. 「4大銀行」とはDeutsche Bank AG、Dresdner Bank AG、Commerzbank AG、Bayerische Hypo-Vereins Bank AGを指す。
2. Deutsche Bundesbank資料より信金中金総合研究所作成

図表4 協同組合銀行シェアの時系列推移



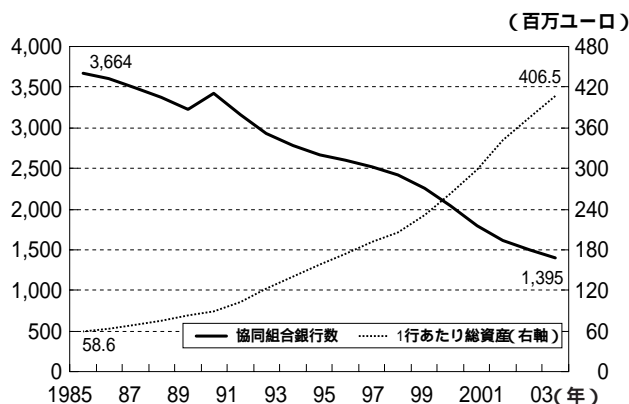
(備考) Deutsche Bundesbank資料より信金中金総合研究所作成

(1兆4,000億円: @ ¥140) を超える大規模組合がある一方、いまだ約50%の組合が総資産2億ユーロ(280億円)以下となっており、BVRのグループ運営計画では、今後も統合を進め、数年内にはさらに数百組合が減少する計画となっている。

ロ. 組織構成

ドイツの協同組合は、協同組織金融発祥の地であることや元々分裂国家であったことによる地域特性の強さ、第2次大戦後の東西分裂

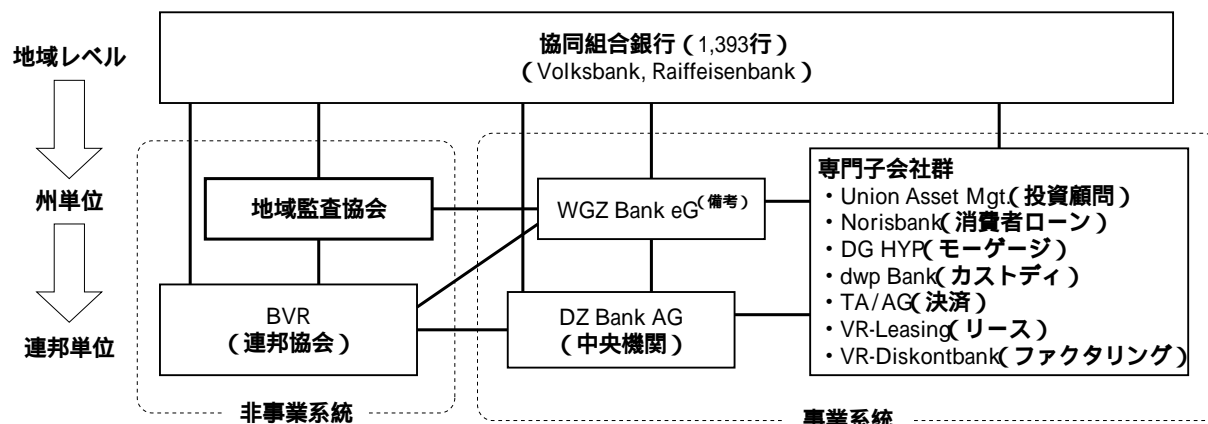
図表5 組合数と1組合あたり総資産推移



の経緯などから極めて複雑な構造となっている。また、DGRVとよばれる金融以外にも購買、農業など各セクターの協同組合を束ねるロビー組織も存在し、政治的にも大きなプレゼンスを有する。

この中で、協同組合銀行セクターの構成は図表6のとおりであるが、地域レベルの協同組合銀行はいずれも独立した預金金融機関であり、独自経営指向は他の欧州諸国に比べて高いと言われている。したがって、中央機関や専門子会社群の機能の利用も各経営者の裁量

図表6 ドイツ協同組織金融機関の組織構成(2003年)



(備考) WGZ BankはNordrhein-Westfalen州とRheinland-Pfalz州の一部をエリアとする地域中央機関であり、全協同組合銀行の約2割に当たる260組合の中央機関となっている。

にゆだねられるが、一方で法律により協同組合監査協会の監査が義務付けられるなど自立性と連合性が並存している。

また、事業系統中央機関であるDZ Bankに加え一部の州における地域中央機関であるWGZ Bankが存在すること、非事業系統の権限が大きく、上述のとおり所属する地域監査協会の監査に服する必要があることや連邦レベルでの非事業協会であるBVR (Bundesverband der Deutschen Volksbanken und Raiffeisenbanken) が預金保全制度などセーフティネットの運営やグループ戦略を決定することも特徴として挙げられる。

八．系統組織の役割

前述のとおりドイツの協同組織金融グループでは、連邦レベルの非事業系統であるBVRが協同組合銀行全体の利益代表機関として戦略立案、個別行への経営助言などを行うとともに、セーフティネットである預金保全制度の運営も行っている。また、地域監査協会は、法令の定めに基づき、各協同組織の監査業務

を中立機関として行っている。

一方、事業系統の中央機関であるDZ Bankは、資金や証券の決済など各協同組合銀行に対する中央銀行機能、専門子会社を通じた金融商品の提供、中堅・大企業群との企業金融取引などを行っており、個別行経営への関与は、一部業務運営上のアドバイス以外は行っていない。

このため、DZ Bankの前身であるDG Bankは、収益拡大を目指し、一時大企業取引やIPO (株式新規公開) 支援など投資銀行業務の強化に乗り出し、実際、IPO取扱件数でも同国首位を獲得するなど一定の実績を挙げた。しかし、もともと利鞘が薄い大企業取引の不振に加え、その後のITバブル崩壊や経済減速による株式市場の縮小を受け、業績不振に陥った。このため、直近では、再び協同組合銀行セクターとの連携強化を打ち出し、決済業務の採算性向上や提供するリテール向け金融商品の拡充などの方針を打ち出している。

(2) フランス Credit Agricole, Banques Populaires

フランスには、Credit Agricole (農業信用協同金庫、以下「CA」という。) Credit Mutuel (相互金庫、以下「CM」という。) Banques Populaires (庶民銀行、以下「BP」という。) という生い立ちの異なる代表的協同組織金融機関が3業態あり、図表7のような構成となっている。各行いずれも19世紀後半に、ドイツの協同組織金融機関の影響を受け設立されたもので、CAがライファイゼンの農業信用組合、BPがシュルツェの庶民銀行の影響によるとされている。一方、CMは、キリスト教共助組合が発祥であり、他の2グループとは出自を若干異にしている。

また、フランスの協同組織金融セクターは、前節で見たとおり、欧州最大規模となっているほか、図表8に見られるとおり、フランス国内においても預金の47%、貸出金の35%のシェアを握るなど、極めて大きなプレゼンスを有するに至っている。

イ. Credit Agricole (農業信用協同金庫)
沿革・組織
CAを特徴付けるのは、まずその規模である。“The Banker”誌2004年7月号によれば、CAグループは、フランス国内首位かつ世界2位にランキング^{注)}される欧州最大の巨大金融グル

ープとなっている。

そもそもCAは、農家に対する長期の設備資金を供給する相互金融として19世紀終わりに発足している。その後も農村地域を中心とした強固な営業基盤を元に顧客層の拡大を図り、現在ではフランス国内のみならず欧州全域でも大手商業銀行に比肩する巨大リテール金融機関となっている。

CAグループは、図表9のように三層構造を持ち、各地域での預貸金など基本的な業務運営

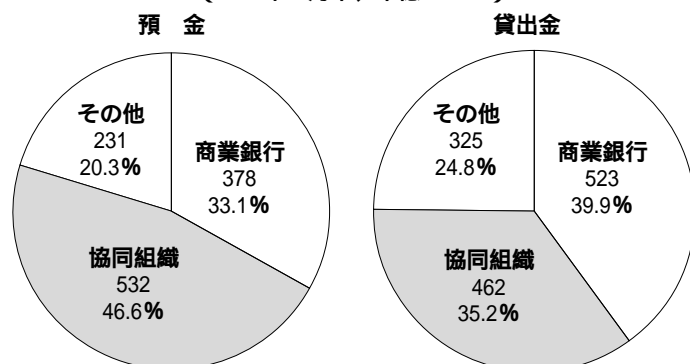
図表7 フランス金融業態と銀行数

	銀行数	シェア(%)
銀行	304	32.9
国内銀行	223	24.1
外銀	81	8.8
相互・協同組織金融機関	128	13.8
Banques Populaires	31	3.4
Credit Agricole	45	4.9
Credit Mutuel	20	2.2
市町村金庫	20	2.2
金融会社	458	49.5
特殊金融機関	15	1.6
合計	925	100.0

(備考) 1. 2003年末時点
2. Credit Agricole、Credit Mutuelには最下層の地域金庫は含まれない。
3. Banque de France資料より作成

図表8 フランス国内の金融業態別預金・貸出金シェア

(2003年12月末、十億ユーロ)



(備考) Banque de France資料より信金中金総合研究所作成

(注) 4. The Bankerの発表するランキングは、Tier1自己資本金額規模によるものであり、総資産規模のランキングを表すものではない。

は第二層の地方金庫が地域金庫^(注)を通じて行っている。

一方、伝統的リテール業務のほかバンク・インドスエズ（投資銀行）やクレディ・リヨネ（商業銀行）等を買収し、中央機関であるCredit Agricole S.A.を中心に投資銀行業務や資産運用・保険などを強化、総合金融グループとして拡大してきた。

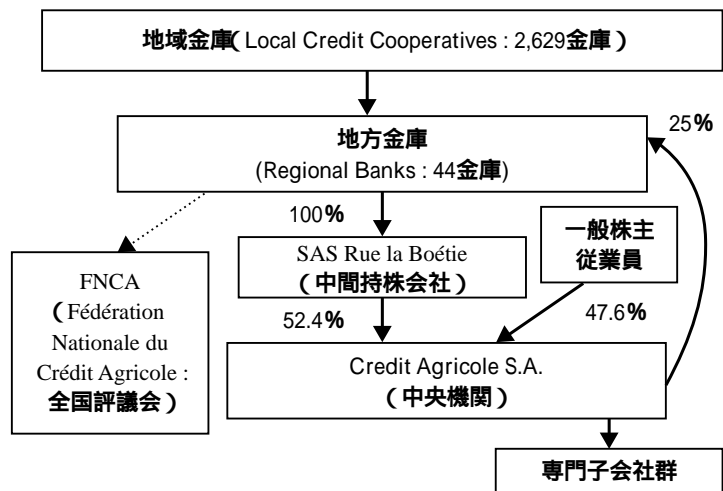
このことは、図表10でも見られるとおり、グループ利益のうち、既存の地方金庫を通じた業務による利益が全体の5割強をしめるものの、投資銀行業務や資産運用・保険・プライベートバンキングによってもすでに約35%の利益を上げていることにも現れている。

系統機構の役割

前述のドイツにおけるBVRにあたる非事業系統組織はFNCA（Fédération Nationale du Crédit Agricole）である。FNCAは、地方金庫の利益代表という立場において、経営アドバイスや従業員教育などを担っているが、BVRのように監査やセーフティネット運営などの機能は有しておらず、行政機関などとの折衝が主業務とされている。

一方、事業系統の中央機関であるCredit Agricole S.A.の業務は、国内外での金融業務のほか、中央機関としての地方金庫の資金需給の調節、地方金庫による中長期貸出のフ

図表9 Credit Agricoleグループの組織と出資関係



（備考）1. 2003年末現在
2. 『Credit Agricole S.A. 2003年報』より信金中金総合研究所作成

図表10 CAグループの業務別営業利益

（2003年、単位：百万ユーロ、%）

	金額	シェア
リテール 地方金庫	2,356	52.1
リテール クレディリヨネ	501	11.1
特殊金融	371	8.2
投資銀行業務	782	17.3
資産運用・保険 ・プライベートバンキング	870	19.2
国外リテール業務	223	4.9
その他	582	12.9
合計	4,521	100.0

（備考）『Credit Agricole S.A. 2003年報』をもとに地方金庫収益を試算のうえ算出した。

ァンディング、地方金庫群との相互保証による信用補完、グループの代表として業務にかかるグループ外他社との契約締結、法定検査権限にもとづくグループ内銀行の適切な運営の確保など多岐にわたっている。

また、Credit Agricole S.A.は、1988年の民営化と同時に株式会社化しており、2001年には株式を上場している。上場により得た資金は、BNP Paribasと争ったCredit Lyonnaisの買収など、業務拡大のための原資となってきた。し

（注）地域金庫自体は勘定を持たず、預金や貸出の記帳は地方金庫において行われる。地域金庫の主な役割は、地元会員とのコミュニケーション強化や借入をしようとする会員の信用状態について地方金庫に審査のために情報提供を行うことなどとされている。

かし、上場当初、70%だった地方金庫等グループ内の出資保有分は、この買収に際して株式市場での増資を行ったことから図表9のとおり、52.4%まで低下している。

ロ・Banques Populaires（庶民銀行）

沿革・組織

BPはドイツのVolksbankやイタリアの庶民銀行（Banche Popolari）を模して1878年に中小の商業、製造業等をファイナンスするためのシュルツェ型協同組織金融機関として設立された。

図表11のとおり、系統機構は二層制であり、Credit Agricoleのような三層構造組織と比べると、地方銀行の営業規模やエリアなども大きい。前に見たドイツのケースと同様に各地方銀行の経営の独自性が高く、中央機関の権限という意味ではライフアイゼン系のCredit Agricoleと比べると小さくなっている。

このBPグループは、都市部の個人や商工業者を主要な基盤とし、個人以外にも57万社の中小企業と取引を行っている。また、創業融資で28%のシェアを持つなど、商工業、サービス業を中心に伝統的に中小企業に基盤を有する一方で、投資銀行Natexisを買収して設立されたNatexis Banques Populairesにおいては、国際業務、投資銀行業務、大企業取引などに注力している。

系統機構の役割

BPグループの中央機関であるBanque Fédérale des Banques Populaires（以下「BFBP」という。）は、同じフランスの協同組織金融機関でも上記のCredit Agricole S.A.のような強大な権限は持たない。しかしながら、グループの戦略策定、グループとしての対外契約締結、各庶民銀行の経営者の承認、各庶民銀行の資金需給調整、グループの流動性、信用力の維持のための保証業務運営などはBFBP（Natexis含む）の業務とされている。

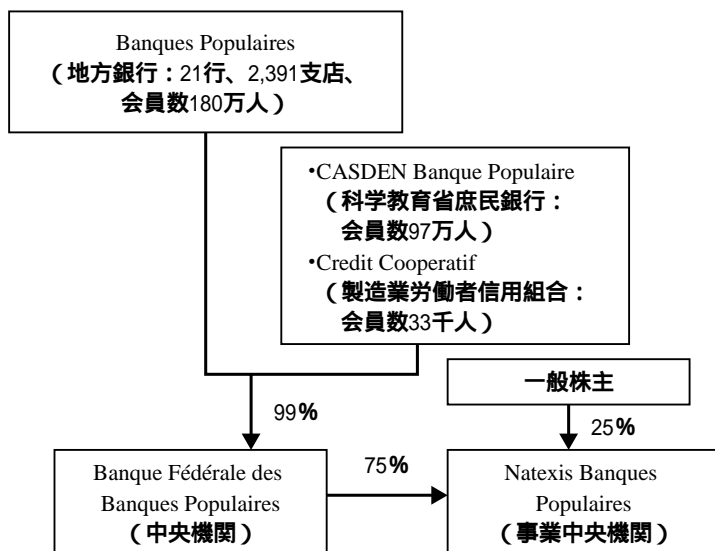
実際には、BFBPの業務は戦略策定とNatexisの持株会社としての機能が主であり、実務的な資金需給調整や商品供給はNatexis Banques Populairesとその子会社群に委託されている。

（3）オランダ Rabobank

イ・沿革・組織

オランダのRabobankグループは、19世紀末ドイツにおいて始まったライフアイゼンによ

図表11 Banques Populairesグループの組織



（備考）1．2003年末現在
2．『Banques Populairesグループ2003年報』より作成

る農村信用協同組合運動が隣国であるオランダまで波及して、各地の聖職者や名士が中心となって設立されたとされている。

当時、ライファイゼンの運動の影響を受けたRaiffeisen Bankとカトリックの影響が色濃かったBoerenleenbankという似た形態の組織が並立していたが、1972年に統合してRabobank (Coöperative Centrale Raiffeisen-Boerenleenbank B.A.) となり、現在に至っている。

このRabobankグループは、ABN Amro N.V.、ING N.V.とならんでオランダの3大銀行グループに数えられ、人口約1,600万人のうち56%にあたる約900万人を顧客とするなど広範な顧客基盤を有している。

もともと農業信用組合であるため農業向け貸出の85%のシェアを有するほか、オランダ国内における銀行総資産の約34%、総貸出の約35%を占めるなど、大きなシェアを有している(図表12)。

また、同行について最も重要な特徴はその信用力の高さであろう。同行は民間金融機関では世界的にも数少ないトリプルA格を持つ金融機関である^{(注)6}。

同行では、以前は会員無限責任を適用^{(注)7}していたため、その名残からグループ内の地域各行、中央機関、関連会社間において現在でも相互保証契約が存在している。この相互保証は、グループ一体としての強固な信用補完

態勢のコアであり、高い信用力の主因である。また、出資を会員資格要件から除外しているため、地域Rabobankは会員出資金勘定を持っておらず、資本勘定はすべて諸準備金・剰余金である。これにより出資への配当負担がないことも高評価の一因とされている。

反面、このことは、資本金の増加が当期利益の蓄積にのみ依存することを意味し、成長戦略を描く上での制約要因ともみなされるようになってきている。

これを踏まえ、Rabobankでは2001年からTier自己資本適格である会員向け劣後債Rabobank Member Certificates (ラボバンク会員証券、以下「RMC」という。)を発行、ソブリン並の高い信用力を背景に自己資本拡充を図っている。

現にこのRMC購入を目的とした会員数増加は顕著であり、メンバーバンクの数は統合等により漸減を続けているにもかかわらず、2001年以降会員数は年平均35%を超える増加率を見せている^{(注)8}(図表13)。

図表12 Rabobankの国内シェア

	2003年
総資産	34%
総貸出	35%
モーゲージ	26%
農業向け貸出	85%
中小企業向け貸出	39%
貯蓄性預金	38%

(備考) Rabobank、オランダ中央銀行資料より信金中金総合研究所作成

(注)6 . 同行はS&P、Moody'sの両社からトリプルAの格付けを得ている(2004年11月現在、FitchはAA+)。なお、地域RabobankとRabobank Nederland、子会社の連結決算を実施しているため、格付け対象は“Rabobank Group”となる。

7 . 1972年(統合によるRabobank成立時)までは会員無限責任であったが、1972年以降1999年までは5,000蘭ギルダーの上限が設けられた。その後2000年には義務自体が廃止されている。

8 . Rabobankの2002年アニュアルレポートによれば、2002年会員増加数(283千人)のうち、RMCを目的とした会員増は4万人であり、残りは会員増強キャンペーンにおけるセミナーや手数料ディスカウントなど業務内容に魅力を感じてのものであると説明されている。

ロ．系統機構の役割

図表14のとおり、Rabobankグループは中央機関であるRabobank Nederlandと地域金融機関である地域Rabobank（メンバーバンク）からなる二層制となっている。

中央機関の役割は、グループ全体の資金需給調節および市場からの資金調達、オランダ中銀の代理としてメンバーバンクを監督すること、

ホールセール（大企業）取引・国際業務、子会社群の持株会社機能、メンバーバンクにおけるシステムや商品開発に関する支援・アドバイス、などが挙げられる。

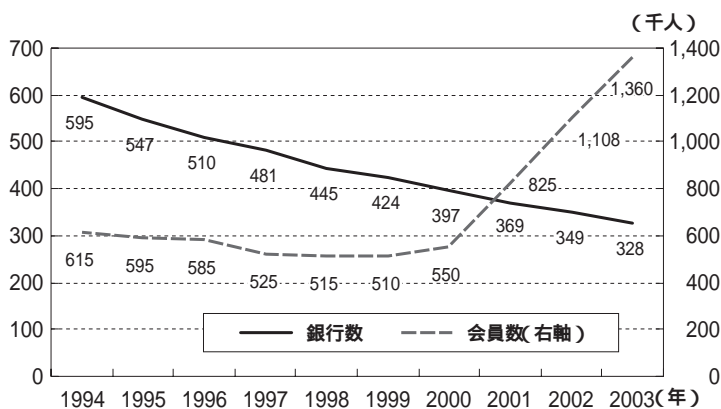
このうち、特徴的なのはの監督機能である。メンバーバンク各行も法的には銀行免許を持つ独立した金

融機関であり、独自の財務諸表や経営機構を持つ。しかし、オランダ政府により連結決算が認められているRabobankグループでは、各メンバーバンクの監督を中央機関であるRabobank Nederlandが代理として行う制度になっている。

これは、その高い信用力の源泉となっている相互保証制度が大きな要因となっている。

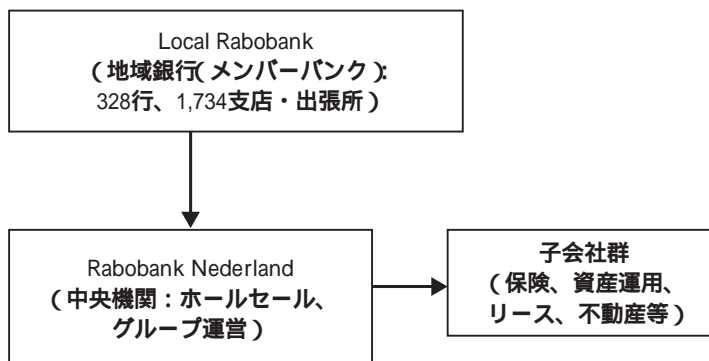
相互保証制度はメンバーバンク間の相互保証とメンバーバンク、中央機関、子会社間の相互保証の2段階で構成される（クロスギャランティー：図表15）が、モラルハザードによ

図表13 グループ銀行数および会員数推移



(備考) 『Rabobank2003年報』より信金中金総合研究所作成

図表14 Rabobankグループの組織構成



(備考) 1. 2003年末現在

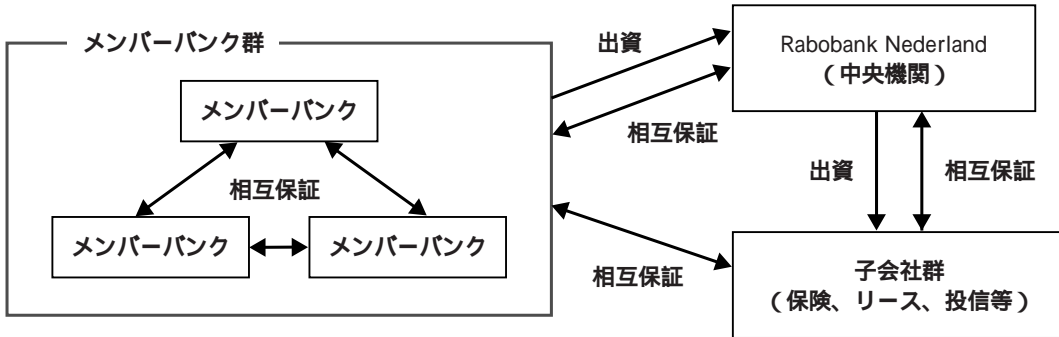
2. 『Rabobank 2003年報』より信金中金総合研究所作成

る相互保証制度への「ただ乗り」を防止し、システムを機能させるためには、中央機関による厳格な検査を通じた強力な牽制体制が不可欠である。そうした相互牽制がグループとしての信用力向上に寄与している。

加えて、のシステムや商品開発については、Rabobankも従来はドイツBVRなどと同じように中央機関が開発し、メンバーバンクに卸す構造となっていたが、現在では、特に商品開発における決定権はメンバーバンクにあり、中央機関は助言・支援を与えるという関係になっていると言われる^(注)。

(注) . システム運営や業務（法律、審査等）にかかるアドバイスは中央機関が一括して担っている。商品開発については、近年、メンバーバンク数行がコンソーシアムを組み中央機関の支援を受けながら地域性や顧客特性に合った開発を行うケースも増えてきているようである。

図表15 Rabobankグループの相互保証関係



(出所) Rabobank資料より信金中金総合研究所作成

(4) フィンランド OP Bank

イ. 沿革・組織

フィンランドの協同組織金融グループであるOP Bankグループは、欧州の中では比較的遅く、独立以前のロシア統治下にあった1902年に設立されている。

当初は、林業を中心とする農村居住者の生活環境改善を目的として設立され、その後、商工業や個人などに顧客を拡充し、今日に至っている。

経済(GDPは日本の約30分の1)や人口(日本の約23分の1)規模が異なるため単純な比較は困難だが、北欧最大の金融グループであるNordeaに次いで、同国内2位の規模を持ち^{(注)10}、預金、貸出金ともに同国内の30%を超えるシェアを有するなど同国において重要な地位を占める金融グループとなっている。

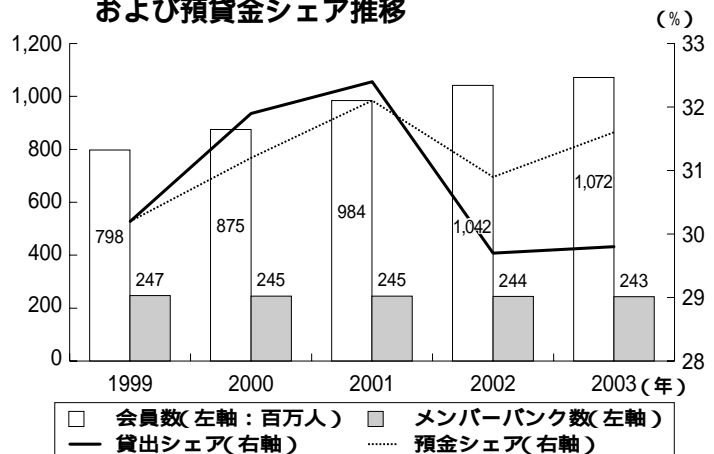
また、同グループでは、インターネットバンキング契約をしている顧

客が全体の26%となり、振込・送金件数のうち90%以上がネット経由となっているなど、協同組織金融機関でありながら、早くから情報設備に投資し、インフラを整備してきた^{(注)11}。このため、会員数も増加基調を維持し、統合が相次ぐ欧州諸国では珍しくメンバーバンク数もここ数年横ばいで推移している(図表16)。

ロ. 系統機構の役割

図表17のとおり、OP Bankグループはメンバーバンクと中央機関の二層制を採用してい

図表16 OP Bankグループ会員・メンバーバンク数および預貸金シェア推移



(備考) 『OP Bankグループ2003年報』より作成

(注)10. フィンランドには、もともと株式会社形態の銀行組織がわずが7行(2000年)しかなく、Nordea、OP Bank、Sampo Bank(民営化郵貯銀行)の3行(グループ)による寡占状態となっている。

11. 資金回送金などの単純取引はネット経由に誘導するため支店窓口での取扱よりも手数料を低く抑え、支店は中小企業向け貸出や住宅ローンなどの相談業務に注力するとしている。(UNICO “Qb” April, 2004)

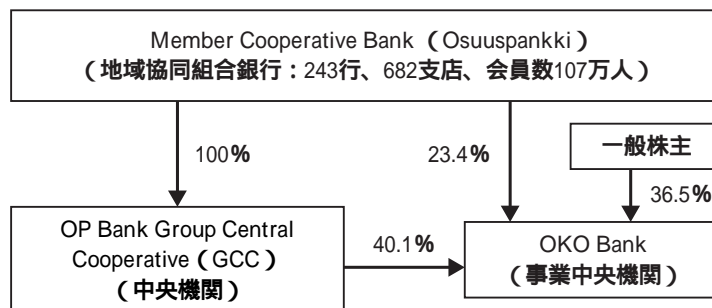
るが、1997年には中央機関がグループ運営を統括するOP Bank Group Central Cooperative（以下「GCC」という。）と事業中央機関のOKO Bankとに分離されている。

この三者の役割は図表18のとおりであるが、非事業系統と事業系統の分離、事業系統中央機関の株式化・

上場などの施策は、前に述べた独DZ Bankや仏Natexis Banques Populairesなどとほぼ同様となっている。

同グループでも相互保証制度が法定されており、グループ内の銀行が債務超過に陥った場合には、グループ各行が総資産の0.5%を上限に保証履行のための基金拠出を命じる権限をGCCが有している^{(注)12}。また、GCCにはメンバーバンクの監査・監督の権限も付与され、監査・監督においてGCCの定めるリスク管理方針に重大な違反が判明した場合には、グループからの追放を決定する権限も同時に与えられるなど、グループ運営に関する強大な権限をもち、グループ全体の対外信用の維持を担っている。

図表17 OP Bankグループの組織構成



(備考) 1. 2003年末現在
2. 『OP Bankグループ2003年報』より作成

3. 欧州協同組織金融グループの方向性

以下では、これまで見てきた欧州協同組織金融機関の各論を踏まえ、各国各グループの現状、制度設計、戦略や思想などを横断的に比較していきたい。

(1) B/S、P/Lおよび諸指標比較

イ. 貸借対照表

図表19は、欧州の主要協同組織金融グループのバランスシートを比較したものである。各グループの報告書形式が異なるため単純比較は困難だが、概要として見てみる。

貸出を中心とする顧客向け債権の比率は、フランスの3グループがいずれも40%台となって

図表18 メンバーバンクと中央機関の役割

メンバーバンク	中央機関	
	GCC	OKO Bank
対顧客(会員)リテール業務 中小企業金融 各地域におけるプレゼンス強化	グループの方向性・戦略策定 グループ全体のリスク管理 メンバーバンク向け業務支援	グループの資金需給調節 投資銀行業務 大企業向け金融 ヘルシンキ地域のリテール業務 年金・保険

(注)12. OP Bankグループから離脱・追放となった銀行においても、以後5年間は相互保証契約による基金拠出義務が残る。

図表19 各協同組織金融グループの貸借対照表概要比較

(2003年、単位：百万ユーロ、%)

資産	ドイツ		フランス				オランダ		フィンランド			
	BVR		CreditAgricole		BanquesPopulaires		CreditMutuel-CIC		Rabobank		OPBank	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
現預金等	90,603	11.2	177,418	20.3	53,438	22.5	80,131	22.6	52,247	13.0	3,833	11.0
顧客向け貸出等	478,579	59.3	370,895	42.4	111,800	47.1	144,787	40.8	250,797	62.2	27,206	77.7
リース			13,263	1.5	8,072	3.4	6,146	1.7			291	0.8
有価証券	166,175	20.6	93,089	10.6	22,397	9.4	46,510	13.1	81,234	20.1	1,878	5.4
保険関連投資	37,864	4.7	127,509	14.6	23,451	9.9	53,616	15.1				
関連会社投資等	3,128	0.4										
固定資産	14,561	1.8	17,866	2.0	4,333	1.8	4,061	1.1	4,165	1.0	1,176	3.4
営業権等			9,983	1.1	261	0.1	605	0.2				
その他	16,598	2.1	65,215	7.5	13,411	5.7	19,149	5.4	14,862	3.7	617	1.8
資産計	807,508	100.0	875,238	100.0	237,163	100.0	355,005	100.0	403,305	100.0	35,002	100.0
負債												
銀行間負債	117,741	14.6	126,873	14.5	39,682	16.7	56,591	15.9	82,856	20.5	1,566	4.5
顧客預金等	501,502	62.1	366,960	41.9	98,945	41.7	133,886	37.7	172,571	42.8	23,275	66.5
発行債券	87,124	10.8	101,332	11.6	37,527	15.8	59,650	16.8	80,695	20.0	5,009	14.3
預金保護基金	459	0.1										
保険関連準備金	36,920	4.6	123,491	14.1	23,660	10.0	53,347	15.0	16,554	4.1		
劣後負債	6,748	0.8			4,431	1.9	3,516	1.0	2,211	0.5	514	1.5
その他負債	24,703	3.1	85,016	9.7	18,502	7.8	29,859	8.4	20,530	5.1	1,197	3.4
引当金			24,348	2.8	1,873	0.8	1,661	0.5	2,623	0.7		
一般引当金	1,736	0.2	4,559	0.5	2,077	0.9	2,207	0.6	1,679	0.4		
少数株主持分	1,512	0.2	4,049	0.5	1,962	0.8	169	0.0	4,463	1.1	4	0.0
資本金					3,471	1.5	5,261	1.5	3,853	1.0	831	2.4
諸準備金					4,130	1.7	7,553	2.1	13,417	3.3	2,232	6.4
当期利益					853	0.4	1,306	0.4			373	1.1
資本計	29,063	3.6	38,610	4.4	8,504	3.6	14,119	4.0	23,586	5.8	3,440	9.8
負債資本計	807,508	100.0	875,238	100.0	237,163	100.0	355,005	100.0	403,305	100.0	35,002	100.0

- (備考) 1. 各グループ計数にはそれぞれ中央機関を含む。
 2. 各国・グループによって報告書形式の相違があり、比較可能とするための操作を加えている。
 3. 各グループ2003年報より信金中金総合研究所作成

おり、他グループと比較して低くなっている。ただし、これは各グループいずれも保険関連の資産（主に投資勘定）が大きく、相対的に構成比が小さくなっていることによる。同様に負債でも各グループは保険関連の責任準備金を中心に計上が大きくなっており、相対的に顧客からの預金による調達割合は低くなっている。また、Rabobankでは、調達における顧客預金の割合が低く、債券による調達割合が大きくなっている。

ロ．損益計算書

図表20では、各グループの損益を比較して

いる。B/S同様、単純な比較は困難であるが、いくつかの簡単な考察を加えてみたい。

まず、業務粗利益構成であるが、図表21に抜き出したとおり、金利、手数料に加えてトレーディングや保険関連の収益が主な構成要素となっている。ドイツ（BVR）やオランダ（Rabobank）、フィンランド（OP Bank）では、金利収支が全体の6～7割を占めるのに対して、フランスの2グループは、金利収支の割合が相対的に小さくなっている。正確な理由は不明であるが、各グループの業務内容や各国の金融慣行（手数料体系、貸出手法等）の相違によると思われる。

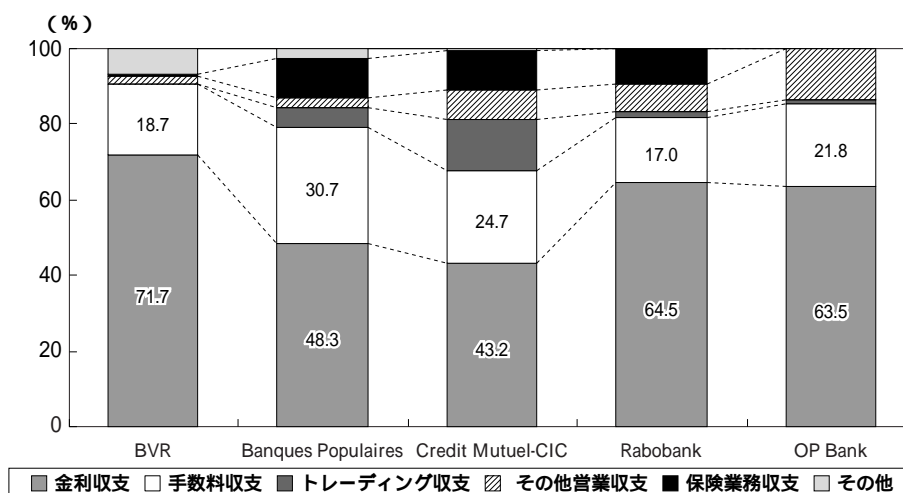
図表20 各協同組織金融グループの損益計算書概要比較

(2003年、単位：百万ユーロ、%)

	BVR		CreditAgricole		BanquesPopulaires		CreditMutuel-CIC		Rabobank		OPBank	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
金利収支	16,330	71.7			3,415	48.3	3,798	43.2	5,959	64.5	798	63.5
手数料収支	4,256	18.7			2,172	30.7	2,173	24.7	1,572	17.0	274	21.8
トレーディング収支					361	5.1	1,154	13.1	170	1.8	11	0.9
その他営業収支	521	2.3			215	3.0	693	7.9	679	7.4	173	13.8
保険業務収支	182	0.8			722	10.2	948	10.8	858	9.3		
その他	1,489	6.5			181	2.6	31	0.4				
業務粗利益	22,778	100.0	23,866	100.0	7,066	100.0	8,797	100.0	9,238	100.0	1,256	100.0
営業費用	15,622	68.6	15,592	65.3	4,491	63.6	5,327	60.6	5,871	63.6	696	55.4
リスク関連費用	3,588	15.8	1,800	7.5	734	10.4	724	8.2	575	6.2	9	0.7
固定資産等評価損					305	4.3	404	4.6	372	4.0	70	5.6
営業収支	3,568	15.7	6,474	27.1	1,536	21.7	2,342	26.6	2,420	26.2	481	38.3
営業外収支	33	0.1	138	0.6	30	0.4	51	0.6	18	0.2	34	2.7
税引前当期利益	3,535	15.5	6,336	26.5	1,566	22.2	2,393	27.2	2,402	26.0	515	41.0
税金	1,828	8.0	1,540	6.5	544	7.7	847	9.6	733	7.9	141	11.2
その他			1,111	4.7	169	2.4	31	0.4	266	2.9		
当期利益	1,707	7.5	3,685	15.4	1,022	14.5	1,546	17.6	1,403	15.2	374	29.8

(備考) 図表19に同じ

図表21 各グループの業務粗利益構成比較(2003年)



また、業績が低調といわれる独BVRグループでは、中央機関であるDZ Bankを中心に近年のローンポートフォリオの劣化から完全には立ち直っておらず、引当金繰入を中心としたリスク関連費用がかさんだ結果、収益を圧迫し、利益率(当期利益/業務粗利益：7.5%)も他グループに比べて低くなっている。

八．諸比率

図表22は、各グループの経営諸比率を比較したものである。

まず、自己資本比率では、OP Bankグループを除き、ほぼ横並びとなっている。営業収支比率でもOP Bankを除き60%台半ばから後半であり、欧州における銀行間の競争では、50%台が要求されつつあることからすれば、欧州協同組織金融セクターにおけるコスト削減

図表22 諸比率の比較

(2003年末、単位：%)

	自己資本比率	営業収支比率	ROA	ROE	不良債権比率	格付 (Moody's/S&P)
BVR	11.2	68.6	0.42	5.9	n.a.	A2/A-
Credit Agricole	10.5	64.3	0.67	n.a.	4.60	Aa2/AA-
Banques Populaires	11.5	67.9	0.73	14.6	n.a.	
Credit Mutuel-CIC	11.5	64.3	0.70	11.2	4.20	
Rabobank	10.9	67.6	0.60	8.1	1.71	Aaa/AAA
OP Bank	15.4	61.0	1.47	10.9	0.61	Aa2/A+

(備考) 1. 営業収支比率は、BVRを除いて“ The Banker ”掲載の数字 (Cost/Income Ratio) を使用した。
2. 各グループ2003年報、“ The Banker ” 2004年7月号および関連資料より信金中金総合研究所作成

ペースの遅さを指摘される根拠となっている。

また、収益性指標であるROA、ROEに関しても、独BVRはROAが国内30位、ROEが56位、仏CAはともに7位、蘭Rabobankは7位、3位となるなど^{(注)3}、規模に比べて若干見劣りしている。

(2) 経営方針 (グループ運営方針)

上記では、欧州各国グループの構造や系統機構を見てきた。これらは、協同組織金融グループとしてのスタンダードモデルがあるわけではなく、隣国同士として互いに影響を与え合い、また、国内の諸制度に適合させて発展してきたものであると考えられる。

以下では、主要グループの経営方針・戦略などを概観していきたい。

イ. BVR/DZ Bank (ドイツ)

ドイツはその歴史的背景から、各地域の自立心が強いと言われる。このため、協同組織金融セクターでも、個々の銀行が地域に根ざしたリテール銀行として地域住民の自立心を背景に自治指向の強い経営を行ってきた^{(注)4}。

しかし、EU市場統合とユーロ導入、M&Aと巨大銀行の誕生などの環境変化は、ドイツ国内の経済停滞もあって、こうした小規模金融機関の独立経営の継続を困難にしつつある。このため、同グループも2001年BVRの主導により、セクター全体での共同戦略を策定するに至った。

この中では、IT投資、人材育成などの諸方針のほか、市場の統合 (銀行数削減) と商品の統合による競争力強化・コスト削減などが謳われている。この方針にもとづき同グループは、セールsprogramや統合リスク管理システムの共通化を図っている。また、2010年までに800行までの銀行数削減 (現在比約43%減)、1行あたり総資産10億ユーロ (現在比約250%増) の達成を目指している。

また、一時、投資銀行業務に傾注したDZ Bank (中央機関) も同国におけるITバブル崩壊により大きなダメージを受けたこともあり、現在では方針を転換し、中央機関としてのグループ機能の強化を明確に打ち出している。

(注)13.“ The Banker ” 2004年7月号による。BVRはDZ Bankのみがランキング対象となっているため推定

14. かつては各州・地域および系統 (Volksbank、Raiffeisenbank) ごとに中央機関を設立しており、その数は旧西独地域だけで18機関 (1958年) に上っていた。

ロ・Credit Agricole（フランス）

Credit Lyonnaisの買収成功により、欧州銀行界のトップグループ入りした同グループは、2000年以降、「仏リテール分野の覇権」に照準を合わせ、CNCA（現Credit Agricole S.A.：中央機関）の上場、専門会社の買収等着々と準備を進めてきた。また、大企業向け金融、資産管理業務にもウェイトを置き、収益拡大へ邁進するという姿勢は協同組織金融機関とはかけ離れた印象を抱かざるを得ない。

彼ら自身は、自らを“Decentralized（分権化）”したグループであるというものの、これらの経営の方向感には、個々の地域金庫や地方金庫の利害の関与はあまり認められず、中央集権的な意思決定が可能であるがこそその経営展開であると言える。

個々の地方金庫はそれぞれの目標（収益向上）にコミットし、グループ全体の経営は中央機関が一元的に管理する。各地方金庫を通じた会員へのサービス拡充・利益還元という目的はあるにしても、都市型商業銀行大手のCredit Lyonnais買収など業容拡大指向は徹底している。

しかし、近年の市場での増資により地方金庫による株式持分割合が減少し、議決権の50%に接近したことから、さらなる拡大には障害も多く、当面はグループ内の事業再編に専念すると思われる。

ハ・Rabobank（オランダ）

同グループはここまで見た欧州協同組織金融グループのうち、唯一中央機関が株式会社

化されていない。また、グループ連結決算や相互保証制度など極めて一体感の強いグループ運営により特徴付けられる。

こうした中、同グループでは、地域ラボバンクの競争力強化を最優先の戦略とし、会員との連携強化、アルフィナンツ（総合金融）グループとしての機能強化による“Rabobank”ブランドの強化・浸透を掲げている。

高い国内市場シェアと保守的な成長戦略により得ている信用力が同グループの強みであるが、反面、協同組織形態が資本調達への制約となっている面もあり、Credit Agricoleのような急速な基盤拡大には踏み出す様子は見られない。

これら各グループの経営方針は、細部では三者三様と言えるが、「協同組織金融」という軸で見ると、それぞれの出自・理念を共有する同質の金融機関の連合体であり、「コモンボンド」による結びつきが通底しているものと思われる。

（3）市場での資金調達

ライファイゼンの農業信用組合運動では、中央機関による単位組合のための資金需給調節や資金調達という機能が想定されていた。現代の欧州協同組織金融機関は、すべてがライファイゼンを出自とするものではないが、ほぼ全グループが中央機関を有し、金融資本市場との結節点としてグループ全体のファンディングベースとなっているグループも多い。

これまで見てきた各グループでも、基本的に協同組織金融機関としての資本調達制約が

各協同組織金融グループの代替的資金(資本)調達手段

協同組織金融グループ	調 達 手 段
BVR (独)	事業中央機関 (DZ Bank) の株式会社化、カバードボンドの発行
Credit Agricole (仏)	中央機関 (Credit Agricole S.A.) の株式会社化・上場
Banques Populaires (仏)	事業中央機関 (Natexis Banques Populaires) の株式上場
Rabobank (蘭)	Rabobank Member Certificateの発行
OP Bank (フィンランド)	事業中央機関 (OKO Bank) の株式会社化・上場

あるため、会員による出資、準備金(資本)や預金、社債(負債)など伝統的調達手段のほか、主に中央機関において様々な方法によりファンディングベースとしての機能とグループとしての協同組織性を両立させている。

独BVRの事業中央機関であるDZ Bankでは、各地域協同組合銀行からの預入資金や貸付金のリファイナンスを目的としたカバードボンドの発行が認められている^{(注)5}。

蘭Rabobankでは、もともと会員に出資を求めているため、自己資本の拡充原資が利益に限られるという制約があった。このため、2001年よりRabobank Member Certificate (ラボバンク会員証券)という劣後債の発行を開始、高い信用力を生かした調達により自己資本基盤の強化を図っている^{(注)6}。

また、負債性資本証券の発行以外では、中央機関(事業中央機関)の株式会社化・上場が欧州協同組織金融グループでは最も一般的な調達手法である。上記の各グループでも、Rabobank以外は主にここ10年以内に中央機関が株式会社化もしくは上場を果たしている。こ

れは、近年の欧州金融界におけるパンカシュアランスを中心とする総合金融化の加速が規模・範囲両面での資本基盤のさらなる拡大を要求していることによる。

特にリテールバンキングでリーダーとなり汎欧州的規模となることを標榜してきたCredit Agricoleは、中央機関Credit Agricole S.A.の1988年の株式会社化、2001年の株式公開・上場を経て地方金庫の持分は過半数維持の最低ラインに近い52%となっている。これによりCredit Agricoleは、2002年以降漸次民営化されたCredit Lyonnaisを買収、国内最大のリテール金融機関となった。

このことは、ユニバーサルバンク・パンカシュアランスを基本とする欧州金融機関の広範なビジネスラインをファイナンスするためには、協同組織性と市場経済を一部折衷することが必要であるとの実利的な考えにもとづく。したがって、今のところこれら金融グループが一気にDemutualization(脱相互化)へ進むという動きは見られない。

(注)5. カバードボンドは“DZ Bank brief”とよばれ、1998年株式会社化に伴うDG Bank Actの改正と同時に認められた。ドイツの公的金融機関、抵当銀行に発行が認められているファンドブリーフ(資産担保証券)の一種に分類される。担保資産のリボルビングが認められる一方で、担保価額や種類などに詳細な規定があり、また、元利金のサービシング義務も伴う。このため、いわゆる証券化とは異なり原資産・発行債券両建のB/S計上が必要となる。

16. ラボバンク会員証券発行残高は2003年末には38億5千万ユーロ(約5,400億円)に達し、同行のTier 自己資本(約152億ユーロ)の25%を占めている。

(4) 信用力の維持とセーフティネット

欧州協同組織金融グループを概観する上で重要な論点の一つとなるのが、グループの信用力維持のための制度である。

グループ内金融機関が経営不安もしくは破綻状態に陥った際に、グループのブランドへの風評等によるダメージの波及を防止することが目的となる。また、そもそも欧州協同組織の基本理念は「会員間のリスクシェアリング」であり、この理念にもとづき設計されているのがこのグループ内企業間の相互支援のためのシステムである。このため、商業銀行にはこうした制度は存在せず、協同組織の相互扶助理念を象徴するシステムとして欧州では認知されている。したがって、こうしたセーフティネットは、欧州では、イタリアなど一部例外を除き、多くの協同組織金融グループに構築されている。

図表23では、欧州協同組織金融機関がグループとして持つこの相互支援制度（Mutual Support System）を、平時の経営リスクに関する制度（内的システム）と破綻等非常時に発動される債権者保護のための制度（外的シ

ステム）に分類した。

イ．内的システム

欧州協同組織金融グループでは、近年のリスク管理手法の高度化や新自己資本規制・統一会計基準の導入を控えていることもあり、リスク管理基準の統一や中央機関における一元管理を進めているケースが多い。特にグループ全体での連結決算を課せられているグループ（Rabobank等）では、グループ内各行でのリスクプロファイルの統一的管理は必須条件とも言える。この場合、各地域銀行に貸出や投資決定における一定の裁量余地は残されるものの、基本的にはグループで決定したリスク管理方針に従うことになる。

また、相互支援制度の存在により個別行に経営のモラルハザードが生起することを防止し、相互牽制を効かせるための機構として、多くのグループでは中央機関等に対して金融当局の代理としての監督権限が付与されており、相互支援制度との両面からグループ全体のガバナンスを維持している。

図表23 信用力維持のための相互支援制度

内的システム	外的システム	
リスク管理の統一化・一元化 ・信用リスク ・オペレーショナルリスク ・経営リスク グループ内での監査・監督	・相互保証制度 ・預金保護制度	
	法的裏付けあり	法的裏付けなし
	相互保証制度 ・Credit Agricole（仏） ・Banques Populaires（＃） ・Rabobank（蘭） ・OP Bank（フィンランド）等	預金保護制度 ・BVR（独）

ロ．外的システム

外的システムの目的は、グループ内金融機関に流動性危機や債務超過など経営不安が生じた場合の預金者・債権者の救済にある。これは欧州協同組織金融グループを象徴するシステムであり、イタリア庶民銀行（Banche Popolari）などを除きほぼ全グループで導入されている。その形態の詳細は各グループで異なるが、グループ全体の安定性、信用力維持においてその存在を評価されている。

図表23に示したとおり、この外的相互支援制度は、法定されているものと法的裏付けのないものに分けられる。

法定されている相互支援制度は主に「相互保証制度」（Cross-Guarantee Mechanism）と呼ばれる。グループ内各機関の拠出により基金を設け、個別行の破綻時に支出する制度や一定額までの保証義務を各行に課し、グループ内機関の破綻時に履行を求める制度などがある^{(注)17}。これらの制度は、各グループの根拠法に規定されているため、一定の条件を満たせば法的強制力を伴って債権者保護が行われる。このため同制度を有するグループでは、個別機関ではなくグループとしての債務履行能力により信用力が決定されるケースが多い。こうした制度は、Rabobank（オランダ：図表14参照）、Credit Agricole、Banques Populaires（以上フランス）OP Bank（フィンラ

ンド）などで導入されている。

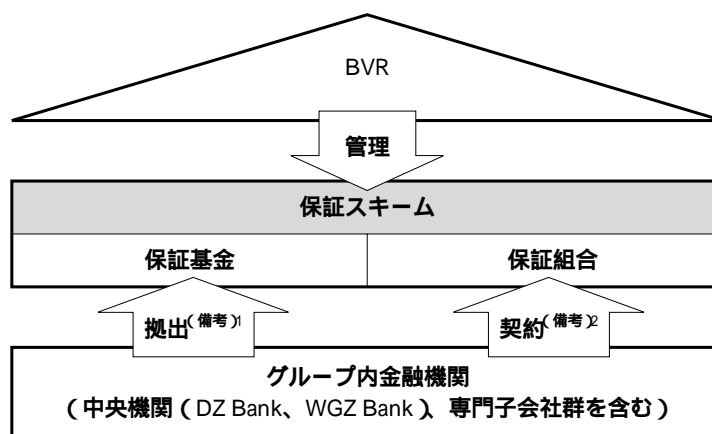
一方、ドイツ協同組合銀行セクター（BVR）では、法的裏付けはないものの、同様の制度を運用している。

図表24のとおり、保証スキームは保証基金（Guarantee Fund）と保証組合（Guarantee Union）に分かれており、グループ内銀行等の流動性危機の際には非事業系統であるBVRや傘下の地方連合が両スキームを選択的に利用する。

このスキームの存在によりグループ内銀行の破綻の連鎖やグループ全体の信用力低下は防止され、同グループの発表では、債権者にも負担を求めたグループ内銀行の破綻事例は1932年の制度創設以来一件もないとのことである。

しかし、近年、同国経済の停滞などを背景に協同組合銀行全体として財務状態が悪化傾向にあることやもともと同スキームに法的強

図表24 BVRグループの債権者保護スキーム



- (備考) 1. 保証基金への拠出金額は、顧客向け債権総額の0.2%に信用格付（下述参照）掛目をかけ算出される。
 2. 地域ごともしくは連邦レベルで相互保証契約に調印している。
 3. DZ Bank資料をもとに信金中金総合研究所作成

(注)17. 分析的観点からすると、流動性危機などにも用いられ、一般的により幅広い用途での拠出が可能な「基金」形式やグループ内銀行の債務超過による清算時にのみ発動される「保証」などは、その目的、制度の安定性やモラルハザード管理などの観点から分けて考える必要があるとされている。

制力がないことから、保証基金への拠出金を一律（顧客向け債権総額の0.05～0.2%で年ごとに変動）としていることに対する個別行の不公平感やモラルハザードが問題点として議論されるようになった。このため同グループでは2004年から財務状態に応じた格付による可変料率^{注)18}を導入している。

そもそも欧州協同組織金融グループにおいて、問題銀行は、一般に中央機関による監査に伴う早期是正などで解決されるケースが多く、ここで見てきた外的システムについては各グループとも発動実績が多くはないのが実態であり、もし、日本のように未曾有の長期不況に入った場合にも、機能し続けられるかは疑問でもある。また、仏・蘭とドイツのシステムの間に法定・非法定という相違で信用力評価の格差が指摘されることもあり、むしろ信用力強化のための象徴的システムの意味合いが強いとも言われる。

しかし、こうした制度の存在と内的システムとして紹介したグループでの統一的リスク管理体制等が、車の両輪としてグループの一体的経営に対する外部の信認を得るための必要不可欠な装置となっているのも確かなようである。

（5）協同組織性へのアプローチ

1980年代以降世界的に進行した銀行規制に関するルール統一は、協同組織金融機関にも規制緩和による規模・業務拡大のフロンティ

アをもたらしたが、反面、「顧客」や「資本」に対する概念が商業銀行と同一化し、資本調達において株式会社のような自由度を持たない協同組織形態は競争上の障害とも見なされるようにもなった。こうした中、これまで見てきた欧州各国の協同組織金融グループでは、中央機関の株式会社化など資本調達力の強化を図りながらも各単位機関のレベルでは「一人一票」や「会員の自治」などをかろうじて守っている状態が続いている。

加えて、欧州では、EUの拡大や通貨統合、銀行規制の統一化などの動きを受け、国境を越えた買収・提携や限られた市場を巡る銀行間競争が激化している。この動きは欧州協同組織金融機関も例外ではなく、一般的に地域レベルの小規模機関が多いという特性から、特にこうした競争圧力を強く受け、統合による規模獲得を指向しているのは既述のとおりである。

ただし、状況は各国によって異なる。図表25は、欧州各国の預金金融機関の市場集中度と国内金融機関数に占める協同組織金融機関数の比率を図示したものである。この中では、国内市場の競争圧力と協同組織金融機関のプレゼンスによって図のように3グループに分けられる。

：協同組織金融機関数の比率は高く、金融機関の統合も進んでいないため、競争圧力は高い。（ドイツ、イタリア等）

（注）18．BVRが、監査結果をもとに財務状況、収益力、リスクプロファイルなどによりグループ内金融機関をA+～Dの間で8段階に格付けし、A+、Aには0.9、A～Bは1.0、その他B（1.1）、C（1.2）、D（1.4）と格付けに応じた掛目により保証基金への拠出金（2004年の基準は顧客向け債権総額の0.2%）が決定される。

：競争圧力は中程度だが、もともと協同組織金融機関のプレゼンスも低い。

：市場の寡占度が高く、競争圧力は限定的、また、協同組織金融機関のプレゼンスも高い（フィンランド、オランダ）

このように、各国で協同組織金融機関の置かれた状況は異なっているが、グループに属するフィンランド（OP Bank）やオランダ（Rabobank）では、市場が寡占化している中、協同組織金融機関が大きなプレゼンスを持ち、安定的かつ強固な基盤を有していると言える。

反対に、グループに入るドイツ（BVR）では、協同組織金融機関数のシェアは高いものの、国内銀行の再編自体が遅れ、銀行数過多による競争圧力は高く、協同組織金融機関も再編途上にある。

こうした市場での競争圧力によって、協同組

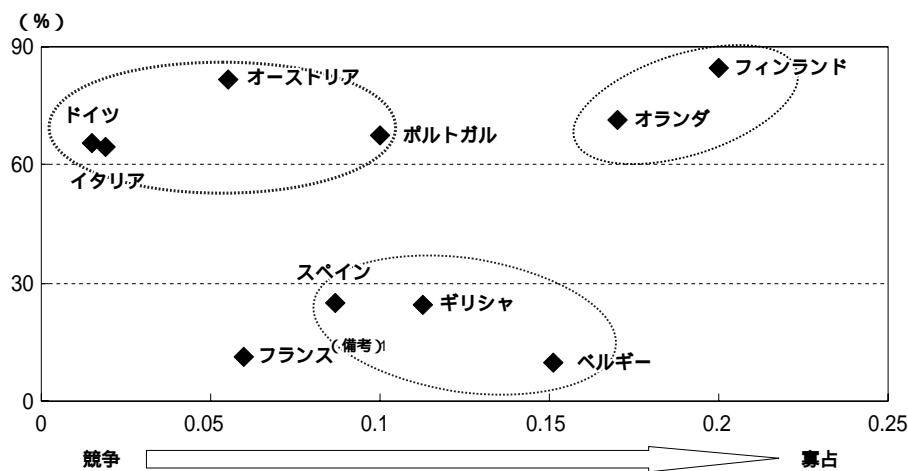
織金融機関においても企業体としての「生き残り」を優先させ、ビジネスサイドの規模・業務拡大という要求を重視しがちとなり、協同組織性が置き去りにされているという批判もある。

しかし、現時点では協同組織であることを捨て、完全に株式会社化したグループはベルギーのCERAくらいしか見当たらず、他のグループでは、規模や業務範囲、国際展開をファイナンスするため、資本調達の見直し・協同組織性との両立を図っている途上にある。

反面、Tremblay（2001）^{注）9}が指摘するように、協同組織の基本性質である「所有者＝利用者」という会員の二重性がもはや形骸化している現状において、ガバナンスの観点から見てもRabobankのように会員は出資者（所有者）よりも顧客であるにとらえた方が金融機関としての経営も容易であるとも言える。

また、「個人の利害の多様化」と「業種・業

図表25 欧州各国の協同組織金融機関数と市場集中度



- (備考) 1. フランスの協同組織金融機関数には、Credit Agricoleの地域金庫は含まれない。
 2. 2000年実績により算出
 3. 縦軸：協同組織金融機関数/預金金融機関数(%)
 横軸：市場集中度指数HHI
 (ハーフィンダール指数：全市場参加者のシェアの二乗和)
 4. 欧州中央銀行資料より信金中金総合研究所作成

(注)19 . B. Tremblay “Cooperative Banks and The Mobilization of Capital : To What End, With Which Partners and With What Consequences for Members?” *International Co-operative Banking Association Journal* No. 13, 200

CERAの株式会社化

CERAは、ベルギー北部フランダース地方において、ドイツより流入したライフアイゼンの思想をもとに1892年に設立された農業信用協同組合を源流としている。その後1970年代には約800の独立した地域機関が存在していたが、1985年法改正によりCERAグループとして同一グループ化し、1997年には、207地域機関、938支店の金融グループとなり、会員数は約41万人となっていた。

しかし、1998年には、民族資本銀行維持を求めるベルギー政府の金融機関政策もあり、同じく商工業ギルド協同組合の出自を持つKrediet Bank(1878年設立、1920年代株式会社化)および農民向け火災共済を出自とするABB-Insuranceと統合し、商業銀行KBC Bankとなった。

以後、CERAは銀行名から名を消すが、当時の不分割資本を基礎として財団を形成しており、KBC Bankの67%の株式を保有する中間持株会社の9%の株式を持ち、間接的にKBC Bankの経営に関与・旧会員の利益を図っているとされている。

態を越えた競争」により顧客の選択肢は確実に広がっているため、金融機関が顧客を選別していた時代に求められた協同組織金融機関のミッションは、その必要性を低下させており、協同組織形態の金融機関の現代的優位性を再定義することが必要であるとの指摘がなされている。

こうした中で、例えばOP Bankグループでは、出資会員には利用配当(前年度利益水準に応じた手数料等の割引^{(注)20})が行われ、Rabobankでは、そもそも会員に出資を求めていることから、配当は行われませんが、有利な運用商品としての会員証券の購入権付与や情報提供などが行われる。こうした会員政策では、会員は「所有者」というよりも「顧客代表」との位置づけが強い。「非営利性」や「協同組織性」との矛盾には一部妥協しながら、会員を密着度の高い中核顧客として位置付け、商品開発や与信審査などにおける情報資産としても活用していこうという姿勢であり、別

の意味での協同組織金融機関としての優位性の再定義にかかるヒントと言えるだろう。

4. 考察

これまで見てきた欧州協同組織金融機関でも、もともとは自然発生的な多数の小規模信用協同組合であったものが、各国の金融制度近代化の過程で、同一体系のもと各グループに束ねられたのが一般的経緯であり、事実、1970~80年代までは、各単位機関の独立が重んじられ、グループ全体では緩やかな提携関係にとどまっていた形跡も見られる。

その後、EU統合や金融資本市場の整備に伴い、欧州でもディスインターミディエーション(Disintermediation: 脱間接金融化)やアンバンドリング(Unbundling: 業務機能の分解)が進行、また、情報技術の急速な進歩は、既存の金融業の営業戦略を一変させた。

こうした動きに合わせ、もともとユニバーサルバンク形態が一般的であった欧州金融機

(注)20. OP Bankグループの利用配当はポイント制をとっている。会員の前年利用に応じたポイントが付与され、翌年度の手数料等が割引対象となる。ポイントを利用し切れなかった場合、現金での引き出しも可能とされている。

関もその形態を徐々に変化させ、業務の複線化、多様化を進めていった。しかし、こうした変化には多額の投資が必要であり、大銀行であっても生き残りを賭け、統合や提携に乗り出した。

こうした中、元々小規模で、投資余力や経済変動への耐久力に限界がある協同組織金融機関では、それまで曲がりなりにも維持してきた協同組織としての理念や目的が「事業継続性」の面から圧力を受けることとなった。自らが求めた業務や資本に関する規制緩和にとまなう商業銀行との同質化といった問題を抱えつつも、系統機構のリストラクチャリングやグループ内での「ネットワーク」強化を通じて投下資源を再配置し、投資効率の向上を図らざるをえなくなった。その結果が、ここまで見てきた欧州協同組織金融グループの現在であり、ネットワーク化の強弱やリストラクチャリングの進行度合などの差は見られるものの、おおむね各グループとも汎欧州化した金融市場のなかでの生き残りをかけ、グループ再編の途上にあると言えるだろう。

例えば、独協同組合銀行グループでは、各協同組合銀行の独立性が強く、中央機関BVR・DZ Bankの相対的な求心力の弱さも指摘された。この結果、グループ化の遅れが個別行の業績悪化や中央機関DZ Bankの前身であるDG Bankの投資銀行業務への傾注とその後の不良債権化による低迷を招いたとされる。

この事態を踏まえ、BVRを中心として2001年“Bündelung der Kräfte（力の結集）”と名付けたグループ共通戦略が策定された。この中で

は、グループ内での業務分担の見直し、人材育成の強化、市場重複によるグループ内競合の排除、統一商品の開発などが挙げられ、グループ全体の見地から資源配分の見直しが図られている。

競争という圧力が日増しに強まる中、各国協同組織金融機関における「協同組織性」の原点ともいえる「会員」との関係の位置づけも変化を余儀なくされ、協同組織金融機関の優位性を再度定義するために、各国様々なアプローチがなされている。

ここまで見てきた、欧州協同組織金融機関による諸問題に対するアプローチは「ネットワーク化」と「優位性の再定義」に収斂できると考える。そこで、この二点における理論的枠組みを概観し、信用金庫を含む日本の協同組織金融機関への示唆としたい。

(1) ネットワーク化による相乗効果

ここまで見てきた欧州協同組織金融グループのうち、成功しているといわれるグループは、強固なネットワークを機構として採用しており、また、他グループも分散・競争状態から資源の集約・共有による安定性を目指すネットワーク化へと移行しつつある。

イ．資源共有

このネットワーク化の鍵となるのが、前述した統一リスク管理（内的システム）と相互保証（外的システム）を両輪とするグループ全体でのリスクシェアリング機構であり、これにより地域機関による顧客リレーションシ

ップの強化と中央機関によるトランザクション効率性向上への特化・分業が可能となっている。

また、こうした分業はグループ内での業務の標準化を通じて資源の共有化を促進し、グループ全体での重複投資の削減による投資余力の拡大、効率性向上に資するとされる。

ロ．ブランドの統一

上述の資源共有を目的として、商品やオペレーション（システム）などの統一が図られるが、RabobankやCredit Agricoleに見られるようにブランドの統一が行われるケースも多い。これは、各単位機関経営の法的独立性とは無関係であり、統一商品の拡大などによる広告効果やグループ全体としてのイメージ形成による顧客認知度・信頼度の向上が期待される。

ハ．ネットワーク化契約の堅牢性

これまで見てきた欧州の事例では、法的拘束力のほか、グループ内でネットワーク化に関する私的契約を行うケースが多い。こうしたネットワーク化契約では、「相互保証」や「流動性供給」などの機能が規定されるとともに、グループ信用維持のため中央機関への監査・監督の権限付与などが規定される。

また、全国的なマーケティング戦略の立案が中央機構の機能とされ、その中には、統合等により生じる個別機関の規模差を調節する

機能やグループ内競争を避けるための店舗展開へのグループとしての関与など、一部競争制限的な機能も組み込まれるべきであるとされる。こうした、グループ全体としての戦略立案を認めるネットワーク化契約の堅牢性の強弱が、グループ自体の競争力を規定するとも言われる。

ニ．グループの内部ガバナンス

ネットワーク化に伴って、グループ内各機関の権限は互譲され、多くは中央に集中されることになる。しかしながら、各個別機関のみならず系統機構においても協同組織的な民主的意思決定が基本であることには変わりない。このため、中央機関の権限拡大は官僚機構化を招き、必要以上に各単位機関の経営へ介入するおそれがあるため、中央機関を頂点とするピラミッド型ネットワークを強化するほど、原点である民主的管理が重要性を増すとされている。

こうした中、ネットワーク化契約では、サブシディアリティー（補足的機能限定原則）^{注21}にもとづく厳密な分業体制の運営が重要であるとされており、“Decentralized（意思決定が分散化された）”ネットワークとして、各単位機関の自主経営の尊重とグループ信用力に依存するモラルハザードの回避を保障するものとされている。

（注）21．サブシディアリティー（Subsidiarity）：EUの統合原理であり、欧州委員会の活動を域内各国政府の主権的決定事項の及ばない範囲の補足的活動に制限し、欧州委の肥大化と各国主権の侵害を防止するために置かれる概念。通常の状態における中央政府と地方政府との関係にも援用され、特に連邦制国家においては地方（州政府）の自治を保障する重要な概念であるとされている。

(2) 協同組織の優位性

近年の市場経済の拡大や規制緩和などに伴い、欧州協同組織金融機関においても協同組織の諸制約が、資本政策やガバナンス、健全性などで顕在化した。さらに、情報技術の発展は、金融サービスへの顧客のアクセスを格段に容易にし、形態を異にする他行との差別化を一層求められることとなっている。

前者の環境変化に対して、これまで見てきた各グループでは、ネットワークの強化や中央機関の株式会社化などにより、市場規律や効率化などのメリットを一部導入する形で対応してきた。しかし、こうした規模の経済性や外部資本の導入を目指すことは、商業銀行との同質化を招き、ややもすると協同組織性という自らの存在意義や理念といった根幹を揺るがす可能性をはらんでいる。

しかし、今までのところ各グループとも「地域との密着」や「顧客ニーズの反映」を協同組織金融機関の優位性として改めて定義することで、協同組織の基本理念を維持し、競争上の差別化を図ろうとしている。

例えば、ラボバンクでは会員を中核顧客と位置づけ、全顧客の約15%に過ぎない会員との密接な情報交換を通じて顧客ニーズを探る姿勢を明確にしているのはその表れといえる。

環境変化へ様々な対応を見せる欧州協同組織金融機関であるが、その基本は会員を中心とした個々の顧客にある点で変わりはなく、会員という商業銀行にはない顧客層との密な関係に優位性を見出し、そこから得られる情報や顧客ニーズを的確に経営に反映するための機構を維持・進化させていこうとしている。

参考文献

『The Banker』2004年7月号

B. Tremblay “Cooperative Banks and The Mobilization of Capital: To What End, With Which Partners and With What Consequences for Members?” *International Co-operative Banking Association Journal* No. 13, 2001

European Central Bank “Report on Financial Structures”, Oct. 2002

UNICO Banking Group “Qb” Vol. 41-43, Dec.2003-Sep. 2004

斉藤由理子「ドイツ協同組合銀行グループの組織と事業 環境変化への新たな戦略」『農林金融』農林中金総合研究所(2001年11月)

斉藤由理子「CNCAの株式上場計画について」『農林金融』農林中金総合研究所(2001年10月)

日本銀行信用機構局『海外における協同組織金融機関の現状』(2004年10月)

山村延郎「フランス・オランダの地域金融システム 欧州における『リレーションシップバンキング』の実態と日本への示唆」金融研究研修センター(2003年12月)

吉田裕「欧州地域における協同組織金融機関 国内市場において高いシェアを誇る協同組織金融機関」『LONDON通信』信金中金総合研究所(2001年7月)

《参考資料》欧州協同組織金融グループ年表

年代	欧州政治経済	ドイツ	フランス		オランダ	フィンランド
		BVR	Credit Agricole	Banques Populaires	Rabobank	OP Bank
19世紀	1846-48：全欧州的 不況 1864：第1インター ナショナル結成 1866：普墺戦争 1870：普仏戦争 1871：ドイツ帝国 成立	1850：シュルツェが Volksbankを設立 1864：ライファイゼン がRaiffeisenbank を設立 1874：ライファイゼン による農協中央機 関設立	1894：農業信用組合 設立 1899：地方金庫9金 庫設立	1878：庶民銀行の 原型となる組織設立	1886：最初の Raiffeisen bankを 設立 1898：Raiffeisen、 Boerenleenがユトレ ヒト、アイントホーフェ ンに中央機関を設立	
1901～1945	1914-1918：第1次世 界大戦 1914：第2次ロシア 革命、ソ連邦成立 1929～：大恐慌 1938-1945：第2次世 界大戦	1932：預金保全機 構設立	1920：中央機関 CNCA設立 1921：自営業者向 け貸付開始 1923：地方政府向 け貸付開始	1921：74庶民銀行に より中央機関設立 1929：預金保護の ための第2中央機 関設立		1902：OKO（政府 資金の信用組合へ の供給機関）設立 1920：一般預金の 受入れ開始 1941：モーゲージ 開始
1946～2000	1946：東西ドイツ 分裂、仏4大銀行 国有化 1947：マーシャル プラン 1958：欧州経済共 同体（EEC） 1967：欧州共同体 （EC） 1990：東西ドイツ 統一 1993：EU発足 1999：統一通貨ユ ーロの導入	1953：創業支援ロ ーン開始 1972：員外貸付規 制撤廃、BVR設立	1959：不動産貸付開 始 1966：完全民営化 1986：保険子会社設 立 1988：中央機関株式 会社化 1996：投資銀行ハン クインドスエズ買収	1998：Natexis S.A. 買収 1999：中央機関を Natexis Banques Populaires、BFBP に再編	1965：証券業 Schretlen買収 1969：農業向信用 保険開始 1972：Raiffeisen、 Boerenleen両グル ープを統合 1978：不動産業開 始 1990：再保険 Interpolis買収 1997：資産運用 Robeco買収	1955：中小企業向 け貸付開始 1970：員外貸付規 制撤廃 1975：消費者金融 開始 1987：投資信託取 扱開始 1989：OKO Bank （中央機関）がヘル シンキ証券に上場 1997：協同組合銀行 法改正によりOP Bankグループとし てグループ化の強化
2001～		2001：“Bündelung der Kräfte”策定 2001：中央機関DG BankとGZ Bankが 合併し、DZ Bank 設立	2001：中央機関株式 上場 2003：商業銀行クレ ディリヨネ買収	2002：信用保険 Coface買収 2002：Credit Cooperatif グループを編入 2003：Credit Maritime Mutuelを編入	2001：RMC（ラボ バンク会員証券） 発行開始	

（備考）各グループウェブサイト等より信金中金総合研究所作成

動産譲渡に係る登記制度の概要

信金中央金庫 総合研究所研究員

谷地向 ゆかり

(キーワード) 動産、在庫、登記、譲渡担保、融資、流動化

(視 点)

近年、不動産担保や人的保証に過度に依存した融資の見直しが求められており、売掛債権、動産、知的財産権等、不動産以外の資産を活用した金融手法に注目が集まっている。

このような中、在庫等の動産を活用した資金調達の円滑化を図るため、動産譲渡に係る登記制度が創設された。当制度は、動産の譲渡を登記することで、当該譲渡を第三者に対抗できることとしたもので、動産を担保とした融資や動産の流動化による資金調達において利用されることが見込まれている。

本稿では、動産譲渡に係る登記制度の概要と中小企業金融に与える影響等を概説する。

(要 旨)

動産譲渡に係る登記制度とは、在庫等の動産を活用した資金調達の円滑化を図るため、2004年11月に創設された制度である。

当制度により、動産の譲渡を登記することができるようになり、動産に譲渡担保権を設定する契約等の実効性が以前より高まった。すでに、いくつかの金融機関が動産担保融資や動産の流動化による資金供給手法の検討を始めている。

一方で、当制度が企業の資金調達のためではなく、債権者による既存債権の保全強化、過剰担保の要求に利用される懸念も指摘されている。このような形で利用されれば、会社財産が空洞化したり、事業の再建が困難になる可能性がある。

信用金庫においては、顧客ニーズに応じて動産を活用した資金供給への対応を検討することはもちろん、当制度により取引先企業が過剰な担保提供を強いられることのないよう注意を払う必要がある。

1. 動産譲渡に係る登記制度創設の目的と背景

動産譲渡に係る登記制度とは、2004年11月25日に成立した「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法第148号）」によって定められたものである。同法により、法人が行う動産譲渡を登記する制度が創設され、登記をもって当該譲渡を第三者に対抗することができることとされた。

2005年10月頃の施行を目指し、現在関係政省令の整備が進められている。

(1) 目的

この制度の目的は、動産を活用した資金調達の円滑化である。

動産を活用した資金調達には、動産に担保権を設定して金融機関から融資を受けたり、動産を流動化・証券化するという手法がある。

動産に担保権を設定して融資を受ける場合は、一般に譲渡担保権が利用される。譲渡担保権は、債権者に担保動産を形式的に譲渡し、債務者が債権者から当該動産を借り受けて使用するという形をとる^(注)。また、動産を流動化・証券化する場合も、動産を特別目的会社等に譲渡する形をとることが多い。

このように、動産を活用した資金調達手法においては、動産を譲渡することが多いことから、動産譲渡に係る制度を改善することで、

動産を活用した資金調達の円滑化につなげることが当制度創設の目的である。

(2) 背景

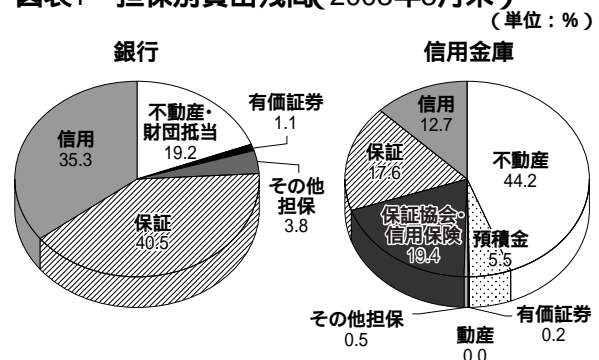
イ. 動産を活用した資金調達の状況

金融機関の担保別貸出残高を見ると、銀行・信用金庫ともに動産を担保とした貸出は非常に少ないことがうかがわれる（図表1）。

また、2002年7月に経済産業省が行ったアンケート調査によると、資金調達にあたって何らかの資産を担保提供している中小企業の中で、在庫等の動産を提供しているのは全体の4.3%に過ぎない（図表2）。

同調査によると、資金調達手段として資産

図表1 担保別貸出残高(2003年3月末)



(備考) 銀行：日本銀行『金融経済調査月報』
信用金庫：各信用金庫ディスクロージャー誌より信金中金総合研究所作成

図表2 資金調達のために担保提供している資産(複数回答)

	不動産	預金	株式	売掛債権等の債権	在庫等の動産	その他
回答数	893	323	289	56	41	23
%	94.1	34.0	30.5	5.9	4.3	2.4

(回答社数：949社)

実施時期：2002年7月
対象：中小企業5,000社（有効回答1,273社）
(平均資本金額1,183百万円、平均従業員数220人)

(出所) 企業法制研究会『企業法制研究会(担保制度研究会)報告書』(2003年1月)

(注)1. 譲渡担保権の法的構成には諸説あり、債権者に所有権が移転する所有権的構成と、担保としての実質を反映させて抵当権に近い扱いとする担保権的構成に大別される。判例は、基本的に所有権的構成をとっていると考えられるが、担保としての実質に鑑み柔軟な解釈を行うものが目立つ。

図表3 価値のある動産を保有しているが、担保を設定しない理由(複数回答)

	回答数	%
現在の資金調達手法で十二分に資金調達ができているから	526	74.1
金融機関や取引先からこれらを担保提供するよう要請されないから	338	47.6
これらの資産を担保として提供したところで、受けられる融資等の額や金利等の条件が変わるとは思えないから	91	12.8
信用力がないと疑われると思うから	42	5.9
手続や貸手・取引先との関係等面倒そうだから	52	7.3
これらを担保に提供するためにはコストがかかると思うから	32	4.5
何となく抵抗があるから	31	4.4
その他	21	3.0

(回答社数：710社)

(出所) 企業法制研究会『企業法制研究会(担保制度研究会)報告書』(2003年1月)

の流動化・証券化を活用している企業は1,273社中77社であるが、そのうち動産の流動化・証券化を行っている企業は1社のみとなっている。

このように、動産を活用した資金調達はあまり活発に行われていないのが現状である。

ロ．動産を活用した資金調達に係るニーズ

動産を活用した資金調達があまり行われていない理由としては、バブル崩壊までは不動産価格が上昇基調を続けてきたため、不動産に担保権を設定することで十分な資金が調達できたことが挙げられる。また、不動産だけでは十分な資金調達ができない場合には、人的担保を提供することが一般的であったことも挙げられよう。

前述の経済産業省の調査によると、価値のある動産を保有しているが担保設定していない企業にその理由を尋ねたところ、「現在の手法で十二分に資金調達できている(複数回答、74.1%)」という回答が多くを占めている(図表3)。バブル崩壊後、不動産価格は長期間下落を続けているが、この間の企業の資金需要も低迷しているため、新たな資金調達手法を

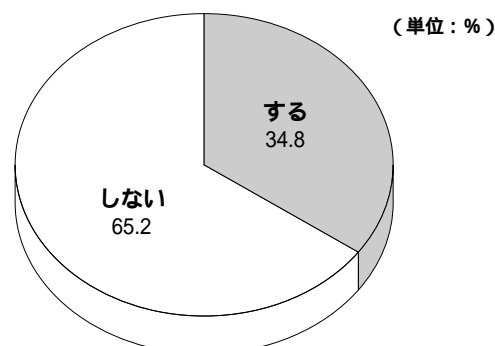
積極的に検討する必要性に乏しかったものと思われる。

しかしながら、同調査によると、より有利な条件で資金調達ができるのであれば動産等を担保として提供する意思があると答えた中小企業は全体の34.8%を占めており(図表4)、動産を活用した資金調達に係るニーズがないわけではない。

また、図表3を見ると、動産に担保設定しない理由として「信用力がないと疑われる(複数回答、5.9%)」、「何となく抵抗がある(同

図表4 動産を担保提供する意思

Q) 仮に、動産等を担保に提供すれば、融資や取引の可否や融資等の額、金利等の条件において若干なりとも有利な取扱いがされるとすれば、現在は担保を設定していない資産を担保として提供しますか。



(回答社数：816社)

(備考) 企業法制研究会『企業法制研究会(担保制度研究会)報告書』(2003年1月)より信金中金総合研究所作成

4.4%)」と答えた企業は少なく、動産に担保設定することに対してマイナスのイメージを持っている企業は少ないことがわかる。

今後、企業がより有利な条件での資金調達を望んだり、企業の資金需要が活発化し不動産担保のみでは必要な資金が調達できなくなった場合等には、動産を活用した資金調達手法に対するニーズが高まることも想定される。

八．動産を活用した資金調達に係る問題点

動産を活用した資金調達については、以下のような問題が指摘されている。

(イ) 動産譲渡に係る公示制度の不備

動産に譲渡担保権を設定したり、動産の流動化・証券化を行う場合、動産を形式的に譲渡した後も、譲渡人が当該動産を占有し続け、事業等に利用することが多い。

このような場合には、通常、占有改定によって動産譲渡に係る第三者対抗要件を備えることとなるが、占有改定は当事者の意思表示のみによって行われるもので、外形的にはその有無が判然としない。このため、担保権設定時に先行する担保権の有無を確

認することが難しいという問題がある。また、公示性が乏しいため、当該動産が善意の第三者に譲渡され、即時取得される懸念も残る。

(ロ) 価値評価・管理・処分の難しさ

動産は多種多様であり、金融機関がその担保価値を評価することが難しい場合が多い。また、容易に持ち運びができるため散逸してしまう可能性も高く、担保管理にも困難が伴う。さらに、担保を処分できる市場が発達していないという問題もある。

2．動産譲渡に係る登記制度の概要

動産を活用した資金調達の円滑化を図るために、公示制度の不備を改善すべく創設されたのが、動産譲渡に係る登記制度である。これにより、動産の譲渡を登記することで、当該譲渡を第三者に対抗できるようになった。

(1) 登記の主体

登記することができるのは法人のみとされ、個人は除外されている。

平成16年3月に法務省が公表した「動産・債

占有改定

動産の譲渡にあたり、譲渡後も譲渡人が当該動産を占有する場合、譲渡人が以後は譲受人のために当該動産を占有するという意思表示をすると、譲受人が占有権を得る。これを占有改定という(民法183条)。

通常、譲渡担保契約書には、動産を譲渡し占有改定の方法によって引渡す旨の文言が記載されている。

即時取得

動産を処分する権限がない者から、取引により平穩かつ公然と動産の占有を取得した者が、相手方に権限がないことについて善意・無過失であれば、当該動産についての権利を得る。これを即時取得(善意取得ともいう)という(民法192条)。

権譲渡に係る公示制度の整備に関する要綱中間試案」の補足説明においては、個人が除外された理由として、登記制度が事業者の資金調達円滑化の主たる目的としており、法人を対象とすればほぼその目的を達することができること、法人に限定することで、登記の有無や内容を容易かつ確実に調査できること、個人事業者の資金調達は小規模であり、コストのかかる登記制度を利用するメリットがあるか疑わしいこと、個人事業者が資金調達にあたって、事業用の動産のみならず生活に必要な動産を含む全財産を譲渡担保に供するよう、債権者から強要される懸念があることが挙げられている。

(2) 登記の対象

個別の動産も、原材料や在庫のような集合動産も登記することができる。ただし、当該動産につき貨物引換証、預証券および質入証券、倉荷証券、船荷証券が作成されているものは除外されている。

なお、特別法に基づく登録等が所有権得喪の対抗要件となっている船舶、自動車、航空機、小型船舶等の動産については、特別法に基づく登録等がされていない場合は登記の対象となるが、すでに特別法に基づく登録等がされている場合は登記の対象とならないというように整理されている^{(注)2}。

(3) 登記の効力

動産譲渡を登記すると、民法178条の引渡しがあったものとみなされる。これにより、当該動産譲渡を第三者に対抗できるようになる。

民法第七十八条
動産ニ関スル物権ノ譲渡ハ其動産ノ引渡アルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

民法上あるいは判例上、引渡しの態様には引渡し（民法182条1項）、簡易の引渡し（同182条2項）、占有改定（同183条）、指図による占有移転（同184条）の4つがある（図表5）。

これらの対抗要件の効力は同等とされており、一つの動産が複数の人に譲渡され、複数の対抗要件が競合した場合は、対抗要件を備えた時間的な先後によって優劣が決まる。

今回創設された登記制度においては、登記をすると引渡しがあったものとみなされる。これは、登記と引渡しその他の対抗要件は同等

図表5 動産譲渡の対抗要件

種類	内容
引渡し	現実に動産を引渡す。
簡易の引渡し	譲受人がすでに動産を占有している場合、当事者が占有権の譲渡にかかる意思表示をする。
占有改定	譲渡後も譲渡人が動産を占有する場合、譲渡人が以後は譲受人のために当該動産を占有するという意思表示をする。
指図による占有移転	動産を倉庫業者に寄託している場合など、代理人によって動産を占有している場合、譲渡人が代理人に対して以後は譲受人のために当該動産を占有することを命じ、譲受人がこれを承諾する。



登記	動産の譲渡を登記する。
----	-------------

(備考) 信金中金総合研究所作成

(注)2 . 植垣他 [2005] 参照

の効力を持ち、対抗要件が競合した場合は、その時間的な先後によって優劣を決することとなる。

したがって、動産譲渡を登記しても、登記より先に当該動産の担保提供を受け、占有改定の方法によって対抗要件を備えた担保権者が存在する場合には、その担保権者が優先される。

また、動産譲渡を登記した後に当該動産が譲渡され、譲受人が引渡しを受けた場合に、譲受人に即時取得される懸念も残ることとなった(図表6)。

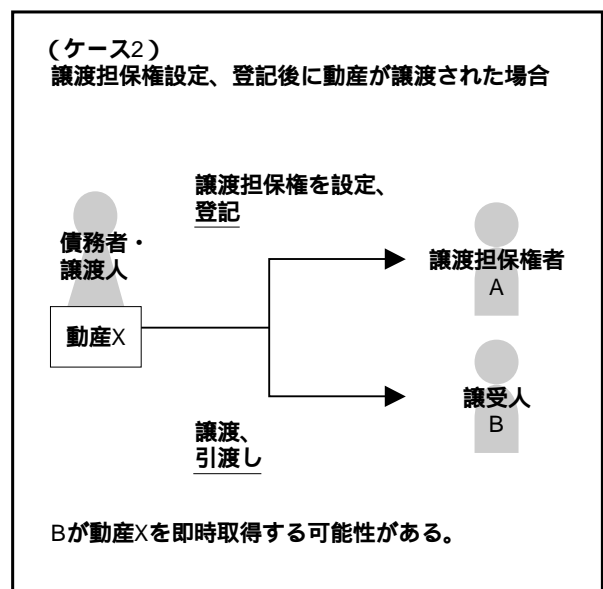
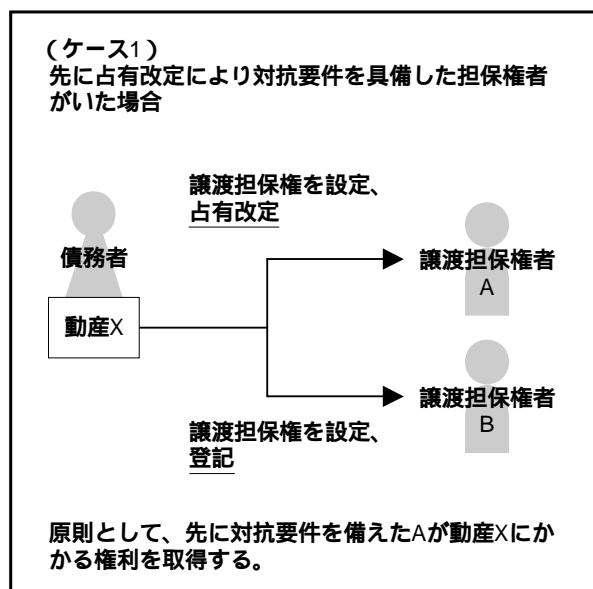
制度の検討過程においては、動産を活用した資金調達を活発にするためには、先行する占有改定にも優先する強い効力を登記に持たせるべきとの考え方も有力に主張された。確かに、担保権者にとっては先行する登記がないことを確認した上で登記をすれば、確実に自らの権利を主張できる方が、権利の安定性

の面でも事務コスト面でも望ましい。

しかしながら、後から他者が登記すると占有改定による譲渡を受けた譲受人の権利が失われるのでは、譲受人にとってあまりに酷である。また、占有改定による譲渡担保権の実行を逃れるために、債務者が他者と共謀して登記するなど、登記制度が悪用される懸念もある。さらに、登記に強い効力を持たせると、多くの取引を登記せざるを得なくなり、取引コストが膨れ上がる懸念もある。加えて、対抗要件そのものに優劣がある場合、AはBに優先し、BはCに優先し、CはAに優先するというように、優劣が錯綜して混乱を招くことが懸念される。

このような反対意見により、最終的には登記と引渡しその他の対抗要件を同等の効力とし、時間的な先後によって優劣を決することとなった。

図表6 対抗要件の競合例



(備考) 信金中金総合研究所作成

(4) 登記事項の開示

登記事項の概要のみであれば、何人に対しても開示される。

譲渡された動産にかかる詳細な情報を含む登記事項の全部については、当該動産の譲渡人や譲受人等、一定の利害関係者のみに開示される。

このように開示に制限を設けたのは、企業がどのような動産を保有し、譲渡しているかというのは営業戦略に関わる情報であり、このような情報を利害関係に乏しい者や営業上の競争相手にまで開示すべき理由がないためである。また、担保目的で動産を譲渡したものの、そのことを外部に知られたいと考える譲渡人に対する配慮という意味合いもある。

3. 制度創設による影響

動産譲渡に係る登記制度の創設により、以下のような影響があるものと考えられる。

(1) 企業の資金調達への影響

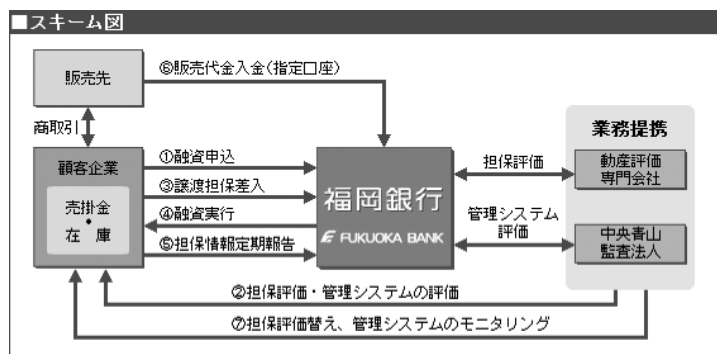
動産譲渡に係る登記制度においては、登記をしても先行する占有改定には劣後する。また、登記後に動産が第三者に譲渡されてしまった場合には即時取得される可能性が残るなど、動産を活用した資金調達について指摘されていた問題を完全に解決するものとはならなかった。

また、登記制度が創設されても価値評価や担保処分等の問題は残る。このため、登記制度が新たな与信には利用されず、既存債権の保全強化や過剰担保の手段として利用される懸念も指摘されている^{(注)3}。

しかしながら、金融機関が動産を活用した資金調達に係る企業のニーズに対応しようとしたとき、公示性の乏しい占有改定ではなく登記によって対抗要件を備えることができるようになったことは、契約の実効性に係る不安要因を相当程度減少させるものとして積極的に評価できるのではないだろうか。

大手行では、すでに在庫を担保とした融資等の実現に向けて検討を始めており、登記制度の創設を待たずに実行した例もある^{(注)4}。地方銀行でも、リレーションシップ・バンキングの重要課題とされた「担保・保証に過度に依存しない融資」にかかる具体的施策として、売掛金や在庫を担保とした融資スキームを構築したところがある(図表7)^{注5}。

図表7 福岡銀行が構築した融資スキーム



(出所) 福岡銀行HP平成16年10月5日付ニュースリリース

(注)3. 平成16年11月19日衆議院法務委員会議事録参照

4. 平成16年7月7日付日本経済新聞参照

5. 同行の構築したスキームでは、動産評価専門会社が在庫の評価、モニタリングを担当し、監査法人が売掛金や在庫の管理が適正に行われているかを評価、モニタリングするというように外部の専門家を活用している。

(2) 債権保全・事業再生への影響

既述したように、動産譲渡に係る登記制度においては、原材料や在庫のような集合動産の譲渡についても登記することができる。

判例^{(注)6}によると、集合動産に譲渡担保権を設定する場合には、動産の種類や所在場所、量的な範囲を特定することが要されるが、動産の特定方法によっては企業が保有するすべての動産を担保とすることも理論的には不可能ではない。そのため、以下のような懸念が指摘されている^{(注)7}。

イ．会社財産の空洞化

ある債権者が、企業が保有するほとんどの動産の担保提供を受けると、会社財産が空洞化し他の債権者の債権回収が困難になる危険性がある。いわば最初に登記した債権者の一人勝ちという状況になることが考えられる。

また、企業が破産した場合には、納入業者や従業員の債権の引き当てとなる財産が残っておらず、結果としてこれらの者が保護されない可能性がある。

ロ．事業再建への影響

破産の場合だけではなく、民事再生、会社更生といった再建型の倒産処理を行う場合においても、譲渡担保権の付着した債権は一般債権とは異なる扱いを受けるものと考えられる。企業の動産の多くが担保に供

されており、その他に見るべき資産がない場合、再建を目指そうとしてもその原資がほとんどなく、再建が困難になる可能性がある。

集合動産に譲渡担保権を設定する契約の有効性は、登記制度の創設以前から認められていたものである。したがって、これらの懸念も以前から存在した。しかし、登記制度が創設されることで譲渡担保契約等の実効性が高まり、従来以上に広く動産に対する担保権の設定が行われるようになるとすると、これらの懸念が高まるものと考えられる。

登記制度における動産の特定方法は省令に委ねられており、現時点ではその詳細は明らかになっていない。特定方法にかかる要件を厳格にすると、企業が保有するほとんどの動産に包括的に担保権が設定される懸念は低下するが、登記制度そのものが使いにくくなり、動産を活用した資金調達の円滑化という本来の目的を果たせなくなるおそれが出てくるものと思われる。

4．信用金庫における考え方・留意点

動産譲渡に係る登記制度に関して、信用金庫における考え方・留意点としては、以下のようことが考えられる。

(1) 動産を活用した資金供給への対応

動産の価値評価・担保処分という難しい問題があるものの、製造業の原材料や小売業の

(注)6．最判昭和54年2月15日民集33巻1号51頁
7．平成16年11月19日衆議院法務委員会議事録参照

在庫商品等、地元の同業者による買取や閉店セールの実施等が期待できる動産については、顧客のニーズに応じて対応することも可能ではないだろうか。

大企業・中堅企業においては、金融機関の担当者が訪問する財務部や経理部といった部門と、担保動産が置かれている工場・倉庫・販売拠点等が地理的に離れており、営業活動の中で随時担保動産の状況を確認することが難しい場合が少なくないものと思われる。しかし、信用金庫の主要な取引先である中小企業においては、事務所と工場等が近接しており、日常の営業活動において担保動産の状況を確認することが可能である場合が多いものと思われる。この点では、信用金庫の営業スタイルに合った担保方法であると言える。

ただし、在庫を担保として利用する場合は、業況の悪化と担保価値の低下が同時に進行する可能性が高く、業況悪化の兆候が見られたら早期に経営支援や保全強化等、対応策を講じる必要がある。

(2) 審査・管理における登記調査の必要性

企業審査や債権管理にあたって、動産譲渡に係る登記を調査する必要性は、今後の登記制度の利用状況による。登記制度が広く利用されるようになれば、定期的に登記調査を行う必要性が生じることと思われるが、現時点では自金庫の債権が動産処分によって充当される可能性の高い先を中心に、動産譲渡の状況を確認することが現実的な対応であると思われる。

(3) 取引先への注意喚起

企業の債権者の中には、自らの債権の保全強化を図るために不当に多くの動産を担保提供するように求め、登記を備える債権者がいる可能性は否定できない。特に、信用金庫の主要な取引先である中小企業は、取引先との力関係で劣位に立たされることも少なくないものと思われ、この懸念は小さくないものと考えられる。

信用金庫が、取引先から他の債権者に対する動産の担保提供について相談を受けた場合には、倒産時に納入業者や従業員に支払うべき代金・給与等を支払えなくなったり、再建が困難になる可能性等を踏まえて、慎重に対応すべき旨、注意喚起すべきであろう。

おわりに

中小・地域金融機関は、不動産担保や人的保証に過度に依存した融資の見直しを求められている。

こうしたなか、企業の資金調達手段の多様化・円滑化に資するものとして、動産譲渡に係る登記制度が創設されたのであるが、当制度は企業に過剰な担保提供を強いる手段として利用される可能性もあるなど、プラス・マイナスの両面を併せ持つものである。

信用金庫においては、こうした融資環境の変化や、新制度創設による影響への対応を図っていくためにも、これまで以上に動産の状況を含めた取引先の業況把握に努め、これにより得た情報を有効に活用することが重要であろう。

参考：債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

(明朝体は債権譲渡登記制度に関する記述)

第一 趣旨

法人がする動産の譲渡及び債務者の特定していない将来債権（以下「債務者不特定の将来債権」という。）の譲渡の対抗要件に関しても、民法の特例等を定めるものとする（第一条関係）。

第二 定義

この法律における主な用語の定義を定めるものとする（第二条関係）。

第三 動産の譲渡の対抗要件の特例等

- 一 法人が動産（当該動産につき貨物引換証、預証券及び質入証券、倉荷証券又は船荷証券が作成されているものを除く。以下同じ。）を譲渡した場合において、当該動産の譲渡につき動産譲渡登記ファイルに動産譲渡登記がされたときは、当該動産について、民法第一百七十八条の引渡しがあったものとみなすものとする（第三条第一項関係）。
- 二 代理人によって占有されている動産の譲渡につき動産譲渡登記がされ、その譲受人として登記されている者が当該代理人に対して当該動産の引渡しを請求した場合において、当該代理人が本人に対して当該請求につき異議があれば相当の期間内にこれを述べるべき旨を遅滞なく催告し、本人がその期間内に異議を述べなかったときは、当該代理人は、その譲受人として登記されている者に当該動産を引き渡し、それによって本人に損害が生じたときであっても、その賠償の責めに任じないものとする（第三条第二項関係）。
- 三 一及び二は、動産の譲渡が取消し、解除その他の原因により効力を失ったことに基づいてされた動産譲渡登記の抹消登記について準用するものとする（第三条第三項関係）。

第四 債権の譲渡の対抗要件の特例等

- 一 法人が債務者不特定の将来債権を譲渡した場合においても、当該債権の譲渡につき債権譲渡登記ファイルに債権譲渡登記がされたときは、当該債権の債務者以外の第三者については、民法第四百六十七条の規定による確定日付のある証書による通知があったものとみなすものとする（第四条第一項関係）。
- 二 債務者不特定の将来債権の譲渡に係る債権譲渡登記がされた場合においても、債務者が特定した後に、当該債権の譲渡及びその譲渡につき債権譲渡登記がされたことについて、譲渡人若しくは譲受人が当該債権の債務者に登記事項証明書を交付して通知をし、又は当該債務者が承諾したときは、当該債務者についても、一と同様とするものとする（第四条第二項関係）。
- 三 二の場合においては、民法第四百六十八条第二項の規定は、二の通知がされたときに限り適用するものとする。この場合においては、当該債権の債務者は、二の通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由を譲受人に対抗することができるものとする（第四条第三項関係）。
- 四 一から三までは、債務者不特定の将来債権の譲渡が取消し、解除その他の原因により効力を失ったことに基づいてされた債権譲渡登記の抹消登記についても準用するものとする（第四条第四項関係）。

第五 登記所

- 一 動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務のうち、動産譲渡登記ファイル及び債権譲渡登記ファイルの備付け及び記録、延長登記、抹消登記、登記事項証明書及び登記事項概要証明書の交付並びに譲渡人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所（以下

「本店等所在地法務局等」という。)への登記事項の概要の通知等の事務は、法務大臣の指定する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所(以下「指定法務局等」という。)が、登記所としてつかさどるものとする(第五条第一項関係)。

- 二 動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務のうち、動産譲渡登記事項概要ファイル及び債権譲渡登記事項概要ファイルの備付け及び記録並びに概要記録事項証明書の交付等の事務は、本店等所在地法務局等が、登記所としてつかさどるものとする(第五条第二項関係)。

第六 登記官

登記所における動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務のうち、第五の一の事務は、指定法務局等に勤務する法務事務官であって法務局又は地方法務局長が指定した者が、第五の二の事務は、本店等所在地法務局等に勤務する法務事務官であって法務局又は地方法務局長が指定した者が、それぞれ登記官として取り扱うものとする(第六条関係)。

第七 動産譲渡登記

- 一 指定法務局等に、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。)をもって調製する動産譲渡登記ファイルを備えるものとする(第七条第一項関係)。
- 二 動産譲渡登記は、譲渡人及び譲受人の申請により、動産譲渡登記ファイルに、譲渡人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所、譲受人の氏名及び住所(法人にあっては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所)登記原因及びその日付、譲渡に係る動産を特定するために必要な事項で法務省令で定めるもの、動産譲渡登記の存続期間等の所要の登記事項を記録することによって行うものとする(第七条第二項関係)。
- 三 動産譲渡登記の存続期間は、十年を超えることができないものとする。ただし、十年を超えて期間を定めるべき特別の事由がある場合は、この限りでないものとする(第七条第三項関係)。
- 四 動産譲渡登記がされた譲渡に係る動産につき譲受人が更に譲渡をした場合において、当該登記の存続期間の満了前に、動産譲渡登記がされたとき又は民法第七十八条の規定による引渡しが行われたときにおける先にされた動産譲渡登記の存続期間について、所要の規定の整備をするものとする(第七条第四項及び第五項関係)。

第八 債権譲渡登記

- 一 指定法務局等に、磁気ディスクをもって調製する債権譲渡登記ファイルを備えるものとする(第八条第一項関係)。
- 二 将来債権を譲渡する場合(既発生の債権と併せて譲渡する場合を含む。)には、譲渡に係る債権の総額を登記事項としないものとする(第八条第二項第三号関係)。
- 三 将来債権の譲渡については、譲渡に係る債権の債務者を当該債権を特定するための必要的登記事項としないものとし、債務者不特定の将来債権の譲渡についても、債権譲渡登記をすることができるものとする(第八条第二項第四号関係)。
- 四 債務者不特定の将来債権を譲渡する場合(債務者が特定している債権と併せて譲渡する場合を含む。)には、債権譲渡登記の存続期間は、十年を超えることができないものとする。ただし、十年を超えて期間を定めるべき特別の事由がある場合は、この限りでないものとする(第八条第三項関係)。
- 五 債権譲渡登記がされた譲渡に係る債務者不特定の将来債権につき譲受人が更に譲渡をした場合において、

当該登記の存続期間の満了前に、債権譲渡登記がされたとき又は民法第四百六十七条の規定による通知又は承諾がされたときにおける先にされた債権譲渡登記の存続期間についても、所要の規定の整備をするものとする（第八条第四項及び第五項関係）。

第九 延長登記

- 一 譲渡人及び譲受人は、動産譲渡登記又は債務者不特定の将来債権の譲渡に係る債権譲渡登記についても延長登記を申請することができるものとする。ただし、延長により第七の三又は第八の四に反することとなるときは、この限りでないものとする（第九条第一項関係）。
- 二 一による延長登記は、当該動産譲渡登記に係る動産譲渡登記ファイル又は当該債権譲渡登記に係る債権譲渡登記ファイルの記録に、当該動産譲渡登記又は債権譲渡登記の存続期間を延長する旨及び延長後の存続期間等の所要の事項を記録することによって行うものとする（第九条第二項関係）。

第十 抹消登記

- 一 譲渡人及び譲受人は、動産又は債務者不特定の将来債権の譲渡についても、譲渡が効力を生じないこと、譲渡が取消し、解除その他の原因により効力を失ったこと等の事由があるときは、動産譲渡登記又は債権譲渡登記に係る抹消登記を申請することができるものとする（第十条第一項関係）。
- 二 一による抹消登記は、当該動産譲渡登記に係る動産譲渡登記ファイル又は当該債権譲渡登記に係る債権譲渡登記ファイルの記録に、当該動産譲渡登記又は債権譲渡登記を抹消する旨等の所要の事項を記録することによって行うものとする（第十条第二項及び第三項関係）。

第十一 登記事項概要証明書等の交付

- 一 何人も、指定法務局等の登記官に対し、動産譲渡登記ファイルに記録されている登記事項の概要又は債権譲渡登記ファイルに記録されている債務者不特定の将来債権の譲渡に係る登記事項の概要についても、これを証明した登記事項概要証明書の交付を請求することができるものとする（第十一条第一項関係）。
- 二 譲渡に係る動産若しくは債権の譲渡人若しくは譲受人、譲渡に係る動産を差し押さえた債権者その他の当該動産の譲渡につき利害関係を有する者として政令で定めるもの、譲渡に係る債権の債務者その他の当該債権の譲渡につき利害関係を有する者として政令で定めるもの又は譲渡人の使用人は、指定法務局等の登記官に対し、動産又は債権の譲渡について、動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録されている事項を証明した登記事項証明書の交付を請求することができるものとする（第十一条第二項関係）。

第十二 登記事項概要ファイルへの記録等

- 一 本店等所在地法務局等に、磁気ディスクをもって調製する動産譲渡登記事項概要ファイル及び債権譲渡登記事項概要ファイルを備えるものとする（第十二条第一項関係）。
- 二 動産譲渡登記若しくは債権譲渡登記又は抹消登記をした登記官は、本店等所在地法務局等に対し、当該登記をした旨その他当該登記に係る登記事項の概要のうち法務省令で定めるものを通知しなければならないものとする（第十二条第二項関係）。
- 三 二による通知を受けた本店等所在地法務局等の登記官は、遅滞なく、通知を受けた登記事項の概要のうち法務省令で定めるものを譲渡人の動産譲渡登記事項概要ファイル又は債権譲渡登記事項概要ファイル（以下「登記事項概要ファイル」と総称する。）に記録しなければならないものとする（第十二条第三項関係）。

第十三 概要記録事項証明書の交付

- 一 何人も、本店等所在地法務局等の登記官に対し、登記事項概要ファイルに記録されている事項を証明した概要記録事項証明書の交付を請求することができるものとする（第十三条第一項関係）。
- 二 一の交付の請求は、法務省令で定める場合を除き、本店等所在地法務局等以外の法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所の登記官に対してもすることができるものとする（第十三条第二項関係）。

第十四 債権質への準用

第四及び第八並びに第五、第六及び第九から第十三までのうち債権の譲渡に係る部分は、法人が債務者不特定の将来債権を目的として質権を設定した場合において、当該質権の設定につき債権譲渡登記ファイルに記録された質権の設定の登記についても準用するものとする（第十四条第一項関係）。

第十五 破産法等の適用除外

動産譲渡登記がされている動産および債権譲渡登記がされている債務者不特定の将来債権についても、破産法および外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の規定の適用除外につき定めるものとする（第十五条第一項関係）。

第十六 行政手続法の適用除外

動産譲渡登記及び債務者不特定の将来債権の譲渡に係る債権譲渡登記についての登記官の処分についても、行政手続法第二章及び第三章の規定の適用除外につき定めるものとする（第十六条関係）。

第十七 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外

動産譲渡登記ファイル及び債務者不特定の将来債権の譲渡に係る債権譲渡登記ファイル並びに動産譲渡登記事項概要ファイル及び債権譲渡登記事項概要ファイルについても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定の適用除外につき定めるものとする（第十七条関係）。

第十八 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外

動産譲渡登記ファイル若しくは債務者不特定の将来債権の譲渡に係る債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルに記録されている保有個人情報についても、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定の適用除外につき定めるものとする（第十八条関係）。

第十九 審査請求

動産譲渡登記又は債務者不特定の将来債権の譲渡に係る債権譲渡登記についての登記官の処分を不当とする者がする審査請求についても、その手続につき所要の規定の整備をするものとする（第十九条関係）。

第二十 行政不服審査法の適用除外

動産譲渡登記又は債務者不特定の将来債権の譲渡に係る債権譲渡登記についての登記官の処分に係る審査請求についても、行政不服審査法の規定の適用除外につき定めるものとする（第二十条関係）。

第二十一 手数料の納付

動産譲渡登記、債権譲渡登記、質権設定登記、延長登記若しくは抹消登記を申請する者又は登記事項概要証明書、登記事項証明書若しくは概要記録事項証明書の交付を請求する者の手数料の納付について、所要の規定の整備をするものとする（第二十一条関係）。

第二十二 政令への委任

動産譲渡登記及び債務者不特定の将来債権の譲渡に係る債権譲渡登記に関し必要な事項についても、政令で定めるものとする（第二十二條関係）。

第二十三 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする（附則第一條関係）。
- 二 所要の経過措置を設けること（附則第二條関係）。
- 三 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律その他の関係法律について所要の規定の整備をするものとする（附則第三條から第六條まで関係）。

参考文献

- 荒木新五『新しい保証制度と動産・債権譲渡登記制度』日本法令（2004年12月）
- 植垣勝裕他『債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正』ジュリストNo. 1283（2005年2月）
- 内田貴『民法 第2版 債権総論・担保物権』東京大学出版会（2004年1月）
- 鎌田薫他『動産・債権譲渡担保における公示制度の整備』ジュリストNo. 1283（2005年2月）
- 企業法制研究会『企業法制研究会（担保制度研究会）報告書』（2003年1月）
- 小山潔人他『動産担保融資をめぐる実務および法律上の現状、課題と今後の展望』銀行法務21（2004年4月号）
- 田中三夫『動産・債権譲渡公示制度の概要と実務の課題』銀行実務（2004年12月）
- 日本銀行信用機構室『米国の動産担保法制について』日本銀行調査月報（2003年8月）
- 法務省民事局『動産・債権譲渡に係る公示制度の整備に関する要綱中間試案』（2004年3月）
- 松田佳久『企業担保権の効力強化と担保価値把握の確実化（上・下）』銀行法務21（2004年2月号、3月号）

拡大著しいNPO法人の現況

- 地域の問題解決を図る新しい担い手層の成長 -

信金中央金庫 総合研究所主席研究員

澤山 弘

(キーワード) NPO、NPO法人、コミュニティビジネス、市民セクター

(視 点)

近年脚光を浴びてきたNPOやコミュニティビジネスは、地域の新たな成長産業の一翼を担っており、その支援は、新規貸出先の開拓につながると同時に、地域貢献を通じたプレゼンスの向上にも役立つと思われる。コミュニティビジネスの有力な担い手のひとつであるNPO法人の成長はこのところ著しく、NPO向けのローンを発売ないし検討する地域金融機関も増えている。

そこで、本稿では、NPO法人の特性、活動状況、台頭の背景などを考察し、地域金融機関のNPOへの関わり方を考えていく際の一助としたい。

(要 旨)

阪神・淡路大震災におけるボランティアの活躍が注目を集め、98年末、NPO法が施行された。その後6年間の間に、わが国NPO法人数は、2万を数えるまでに急成長してきている。

その活動分野は、大きく 福祉・子育て系、環境系、まちづくり・政策系、グローバル・政策系の4つに分けられるが、保険・医療・福祉、社会教育、まちづくり、子供の健全育成、学術・文化・芸術・スポーツ、環境保全などが、主要な活動分野となっている。

NPO参加者は、専業主婦層と定年退職者でほぼ半数を占めるが、近年、若い世代からの参加も増えてきている。

NPOが台頭してきた背景としては、高齢化の進展、子育て環境の悪化、中心市街地の衰退など、地域に解決を求められる問題が深まっていること、専業主婦層や定年退職者の間に、生きがいや自己実現を求めて「社会に役立ちたい」という欲求が高まっており、また、「会社がすべて」という時代が変貌し、若い世代にも地域に関心を持つ者が増えてきているといった点が挙げられる。

さらに、財政難の折、行政の側からも民間への事業委託を通じたPPP（公私協働）の動きが強まっていることも大きな要因であり、公的部門と営利企業部門の間に立つ「市民セクター」が生成されつつあるということもできる。

はじめに

近年、NPO（= Non Profit Organization、非営利組織）や、地域の様々な需要や課題に応えるコミュニティビジネスへの注目が急速に高まってきている。介護保険制度の施行により、認知症（痴呆症）高齢者のためのグループホームなど、NPO法人（特定非営利活動法人）が経営する介護事業なども増えており、地域金融機関にも借入需要が寄せられるようになってきた。NPO法人を対象とした「NPOローン」の発売を始めた地域金融機関も増えてきている。中には、自らNPO法人を設立した地域金融機関もある。

NPOやコミュニティビジネスは地域の新たな成長産業の一翼を担うものであり、これらを支援していくことは、地域金融機関にとって新規貸出先の開拓を通じた貸出基盤の拡大につながると同時に、地域貢献を進める地域金融機関として地域におけるプレゼンスを高めることに役立ち、競合先との差別化を可能にすると考えられる。

そこで、本稿では、コミュニティビジネスの有力な担い手のひとつとして急速に台頭してきているNPO法人について、初めに、NPO法成立の経緯とNPO法人の設立要件、特性などについて述べ、ついで、主な活動分野や担い手などの現況、台頭の背景などについ

て考察したい。

さらに、稿を改めて、NPO・コミュニティビジネスへの地域金融機関の関わり方、コミュニティビジネスの実像、NPOとコミュニティビジネスの違い、コミュニティビジネスとまちづくりの関係、コミュニティビジネスと社会起業家といった諸点について、順次、考察を進める予定である^(注)。

1. NPOとは何か

(1) 阪神・淡路大震災を機に成立したNPO法

それでは、まずNPOとは何かといった説明から始めよう。95年の阪神・淡路大震災は、被災者に多大な不幸をもたらした大惨事であったが、同時に、「ボランティア活動」なるものの存在を一気に社会的に認知させる役割を担った。2004年の新潟県中越地震も同様であったが、阪神・淡路大震災直後の救援やその後の生活復旧におけるボランティアの大活躍が、日本国民の間にボランティア活動に対する関心を劇的に高めさせ、「生活支援型ボランティア」が社会的にも注目を集めるきっかけとなったのである。

地震の発生直後、公的機関に属する消防署員や自衛隊員が数多くの人命救出に活躍したのはいうまでもないが、落ちてきた家具や天井の下敷きになった人々を最初に助け出したのは、多くの場合、地元の消防団をはじめと

(注)1. なお、NPOとコミュニティビジネスは類似してとらえられることが多いが、分けて考えたほうがよいと思われる。NPOは、確かにコミュニティビジネスの有力な担い手のひとつである。しかし、NPO法人は、従来からわが国民間部門の法人制度を構成してきた株式会社や、有限会社、社会福祉法人、財団法人などに加えて、新たに設立が認められるようになったひとつの法人格である。NPOとは、事業体、組織の形態についての概念なのである。

これに対して、コミュニティビジネスは、新たに成長してきたひとつの事業分野の中身や内容についての概念ととらえるべきである。これを経営する事業体は、NPO法人に限らず、一般の株式会社や有限会社などの営利企業も多く、様々である。むしろ、収益性のある事業として成り立っているコミュニティビジネスとしては、営利企業のほうが多いはずである。

する近隣の人々のボランティア的行動だった。

そして、日本全国から瞬く間にボランティアたちが駆けつけ、その数は延べ142万人にも達した。彼らは、電気・ガス、水道などを絶たれた51万棟もの家屋に取り残された被災者たちに、行政が用意した毛布や、食料、飲料水などの救済物資を届け、さらに味噌汁を作ったりして、励まし力づけて回った。この間、全国から寄せられた義捐金は1,700億円にも達したが、これは米同時多発テロ時の寄付額を大きく上回っていたという^(注2)。

次々と集まってくるボランティアをまとめ、迅速な支援活動をコーディネートしたのが、「被災地の人々を応援する市民の会」だった。ボランティアは、大震災時の復旧・復興活動において、「人の生命を助けること、生活や心の支援ができることを実際の行動によって証明した」のである^(注3)。

大震災がNPO発展の大きなきっかけになったことは、NPO法人の設立時期を調査した「2003年NPO法人活動実態調査」によれば、94年以前は323団体（回答1,844団体の17.5%）に過ぎなかったものが、95-98年の間に、新たに277団体（同15.0%）が設立されたことにも現れている（図表1）^(注4)。これを機に、議員立法により「特定非営利活動促進法」（以下、「NPO法」という。）が全会一致で98年3月に成立し、同年12月に施行に移されたのである。

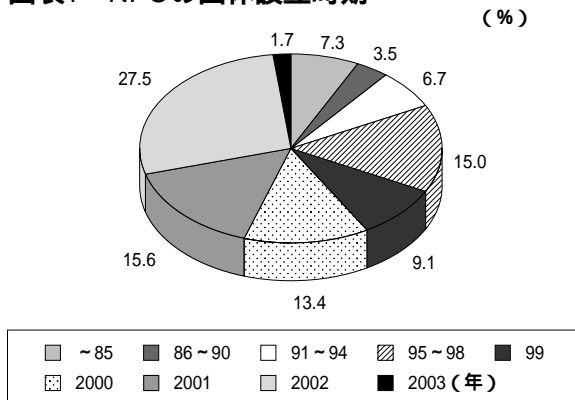
（2）NPO法人とは

イ．NPO法の意義

NPO法は、1896年制定の民法に基づく公益法人制度を100年ぶりに改革する画期的なものであった。同法は、学校法人法、医療法人法などと同様、民法34条の特別法として作られており、多様な市民団体に幅広く法人格を付与して、「自由な社会貢献活動」を促進し、「もって公益の増進に寄与することを目的」としている（1条）。

「特定非営利活動法人」（以下、「NPO法人」という。）とは、NPO法に基づき設立される法人である。従来から、ボランティア団体などの市民活動団体は、「任意団体」として活動してきたが、法律の保護を受けられない私的団体にすぎず、法制上の制約が大きかった。しかし、NPO法人に認証されれば、法人として社会的に認知され、信用を得ることができる。金融機関に法人名義で口座を開設したり、事務所の賃貸など各種の契約ができたりするこ

図表1 NPOの団体設立時期



（備考）経済産業研究所『2003年NPO法人活動実態調査』より作成

（注2）．本間、金子、山内、大沢、玄田 [2003] P. 154参照

3．田中 [1998] P. 11参照

4．もっとも、1999年以降の設立が3分の2を占めており、NPO法の施行がNPO活動を大きく加速させたことは言うまでもない。

とが大きな利点とされている。

NPO法では認証主義が採用されている。これは、準則（届出）主義に近い認可主義であり、所轄官庁は、書面審査に基づき、手続きや提出書類が法定要件に適合していれば必ず設立を認めなければならない。このように、法人設立手続きが、簡略化、簡素化されていることも特徴であり、資本金や基金、設立費用なども不要である。

ロ．設立の要件

NPO法には、特定非営利活動法人になるための設立要件が明示されている。NPO法人の特徴、通常の営利企業と異なる特性を理解するために、主要な要件を列挙しておこう^{(注)6}。

特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること（2条2項）

ここで、「特定非営利活動」とは、同法「別表」に掲げる活動であって、「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの」（2条1項）をいう。02年12月の改正（03年5月施行）により、特定非営利活動として、当初の12の活動分野に5分野が追加され、現在17の活動分野が同法別表に列挙されている^{(注)6}。

なお、「不特定かつ多数のものの利益」とは、利益を受けるものが特定されない多数の人の利益、すなわち社会全体の利益（公益）を意味しており、特定の個人・法人その他の団体の利益（私益）や、協同組合な

どにおけるような構成員相互の利益（共益）と区別される。

営利を目的としないこと（2条2項1号）

これは、剰余金（利益）が生じても構成員（役員・社員）に配分してはならないということである。収益事業を行うこともできるが、収益が生じたときは、本来の特定非営利事業に使用しなければならない。

ただし、一般に、非営利活動というと、「儲けてはいけない」、したがって「サービスはただ」といった認識を持ちがちだが、収益や残余財産を配当などの形で配分してはいけないということであって、運営に要するスタッフの人件費や、オフィスの賃貸料などの管理費は、必要経費として認められるし、収益をあげてはいけないということではないという理解は重要だろう。

宗教活動や政治活動を主たる目的とするものではないこと（2条2項2号イ、ロ）

特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと（2条2項2号ハ）

暴力団などの統制の下にある団体でないこと（12条1項3号）

社員の資格得喪に関して、不当な条件を付さないこと（2条2項1号イ）

役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること（2条2項1号ロ）

10人以上の社員を有するものであること（12条1項4号）

(注)6．なお、以下の諸点については、すでに何冊もの解説書が刊行されているほか、内閣府の「NPOホームページ」(<http://www.npo-homepage.go.jp/>)でも丁寧に説明されているので、詳しくはそれらを参照されたい。
6．第2章第2節で詳しく分析する。

なお、ここでの社員とは、「社団の構成員」の意味であり、総会において議決権を有する会員のことを指す。このほか、3人以上が理事、1人以上が監事であればならないといった要件が求められる。

八．簡素化された設立申請手続き

申請に当たっては、定款、役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿、設立趣意書、事業計画書、収支計算書などを添付して、所轄官庁に提出する。所轄官庁は原則として、事務所が所在する都道府県の知事（実務上は県民生活課）であるが、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する場合は、内閣総理大臣（実務上は内閣府国民生活局）となる。申請を受けた所轄官庁は、2か月間、上記申請書類を広告・縦覧するとともに、4か月以内に審査し、法律が求める要件を満たしていれば設立を認証する。設立認証後2週間以内に登記を行えば、法人として成立することになる。

二．情報公開

以上のとおり、法人格の取得については、所轄官庁は設立要件に適合しているかを「確認」し「証明」するのみであり、行政の裁量は極力排除されている。これは、市民による自発的、自主的な法人の設立、運営を尊重しようとしているためである。

その代わりに、NPO法人には、3年間分の事業報告書等の閲覧が必要とされている。これは、NPO法人は広範な市民によって育てられるべきであるとの考えに立ち、積極的な情報公開により、市民のチェックを受け、信頼を得ることを求めたものである。

ホ．優遇税制

法人税については、公益法人と同じく、法人税法に規定された「収益事業」^(注7)からの所得について課税される。税率は、普通法人と同一になる。しかし、それ以外からの所得については非課税である。

なお、01年10月に「認定NPO法人制度」が創設された。これは、国税庁が認めた認定NPO法人については、寄付をした者への特例措置（寄付控除）や「みなし寄付金制度」^(注8)を認めるものである。ただし、認定NPO法人は、04年6月現在29法人のみにすぎない。これは、「2事業年度続けて寄付金総額が総収入額の5分の1以上を占めなければならない」といった「パブリック・サポート・テスト」^(注9)をクリアしなければならないなど、認定条件が厳しかったからである^(注10)。

ここでは、特定非営利活動から得た所得については非課税だが、貸出との関連で言えば、現在のところ、収益事業から得た所得については、営利法人と同様30%の普通税率（国税

(注)7. 「収益事業」は、継続して事業場を設けて行われている事業のうち、物品販売業や請負業、出版業など、計33業種が、法人税法により政令で定められている。

8. 「みなし寄付金制度」とは、収益事業から得た利益を非収益事業に使用した場合、この分を寄付金とみなし、所得金額の20%を限度として損金算入できる制度である。

9. 米國などで普及しているもので、NPOの公益性の高さを判定するために、一般市民にどの程度幅広く支持されているかを、観察可能な基準で測ろうとするものである。山内〔2004〕P.148参照

10. 05年度からは、「2年度間における平均値が5分の1以上であればよい」と多少要件が緩和される。また、これまでは反復継続してサービスを受ける人をすべて会員とみなしていたが、「単なる顧客」として扱われることになった。

の場合^{(注)1}、このほか地方税も課税される)が適用されるという事実のほうが重要だろう。貸出は、通常、収益事業からもたらされる利益を元金金の償還財源としているはずだからである。

2. NPOの現況

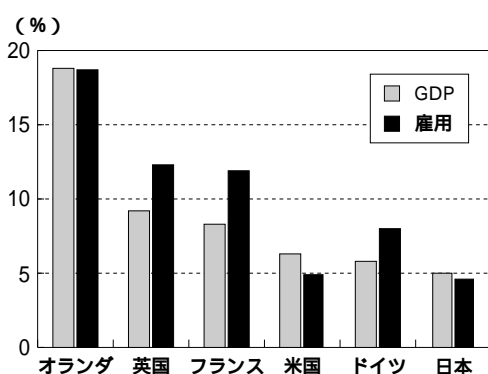
次に、NPOの現況について、その経済規模や実際にどのような分野で活動しているのかなどを、さまざまな統計を通じて示してみよう。

(1) NPOの経済規模

イ. 先進諸国ではすでに大きな地歩

米国のジョンズ・ホプキンス大学が1999年に発表した国際比較調査によると、先進諸国では、NPOのGDPに占める比率は、オランダの18.8%を筆頭に、英国で9.2%、米国で8.3%に達しており、NPOはすでに経済的に大きな地歩を築いているといえる(図表2)。一方、

図表2 NPOのGDPおよび雇用に占める割合



(備考) 産業構造審議会NPO部会『中間とりまとめ「新しい公益」の実現に向けて』(平成14年5月14日)より作成

わが国NPOのGDPに占める割合は5.0%にとどまっており、しかも、これは従来からの公益法人(社団法人と財団法人)や、医療法人、社会福祉法人、学校法人などを含めたものである^{(注)2}。わが国においては、狭義のNPOの活動はまだ始まったばかりといえるが、逆に、先進諸国の例から考えると、これから大きく伸びる余地が大きいともいえよう。

ロ. わが国では、二輪自動車の経済規模

わが国のNPO法人や市民活動団体に絞り込んだ経済規模については、独立行政法人経済産業研究所が推計したものが^{(注)3}。これによれば、狭義のわが国NPOの経済規模は、2000年で6,941億円、02年1月では8,030億円で、パルプや二輪自動車の産業規模に匹敵するという。(これは、同研究所が、2000年の経済企画庁調査に基づく「市民団体等」87,928件、および2002年1月末時点のNPO法人数5,965件を対象範囲として、「1998年延長産業連関表」を使って推計したものである。)

さらに、産業連関表にNPOを組み込んだ試算結果によれば、2010年には17,844億円まで拡大するという。

また、同研究所は、2000年時点で、事務局スタッフ数は17.6万人(うち常勤9.7万人)と推定している。このほかに、ボランティアが67.3万人いるとされる。

(注)1. ただし、年間所得が800万円以下の場合の法人税率は22%となる。一方、公益法人等の場合は収益事業でも22%に軽減されているし、社会福祉法人の場合は非課税である。したがって、同じ介護事業者であっても、社会福祉法人は非課税扱いとなっているという事実がある。

12. このように、営利を目的とせず利益を分配しないすべての民間組織としての広義のNPOは、公益法人から任意団体まですべて含めれば、40-50万に上るといわれる。堀田 [2003]、P. 12参照

13. 産業構造審議会NPO部会 [2002]、P. 56-58参照

主要先進国におけるNPOの高い地位と比べれば、まだまだわが国のNPOは発展の初期段階にあるとはいえ、それなりの産業規模に達してきているとはいえよう。

八．6年間に急増

しかも、近年のNPO法人数の伸びは著しい。NPO法人数の推移を示した図表3に見られるとおり、99年9月に741しか認証されていなかったNPO法人は、04年12月には20,000弱を数えるまでに急成長し、05年1月には2万件を超えた。

このほか、任意の市民活動団体が約9万存在しており、今後もさらにNPO法人数は増大していくものと見込まれている^{(注)4}。

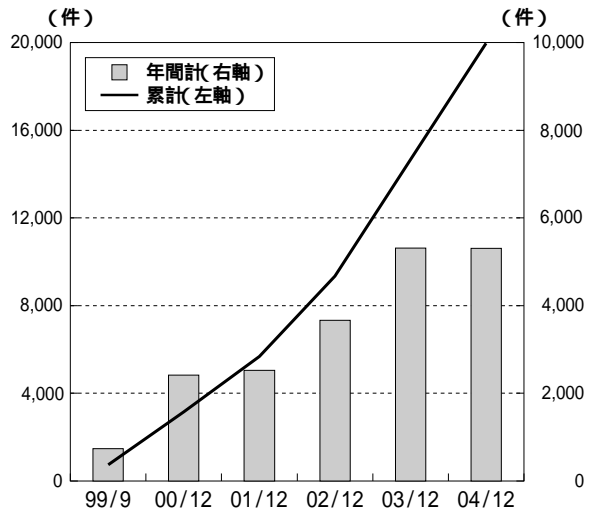
ただし、これを地域別に見ると、東京、神奈川、大阪で4割を占めており、これまでのところ大都市圏での設立が多い。

(2) 4つに大別できる活動分野

NPO法では、活動分野として、当初、医療・福祉、子供の健全育成、町おこし、環境保全など、「第1号」から「第12号」まで12分野が特定されたが、03年5月の改正で、雇用創出、経済活動の活性化、職業能力開発・雇用機会の拡充支援など5分野が追加された。このため、現在では17の活動分野が特定されている。

NPO法人は、設立に際して活動分野を定款に定める必要があるが、複数掲げることは自由である。17分野のそれぞれについての特段詳しい定義はないので、NPOはそれぞれの判断で定款に掲げればよい。このため、定款に1

図表3 NPO法人認証数の推移



(備考) 1. 内閣府国民生活局「NPOホームページ」
(<http://www.npo-homepage.go.jp/>)より作成
2. 00/12の年間計は、99/9からの合計

つしか活動分野を特定していないNPO法人は19.0%にすぎず、2つの分野を特定しているNPO法人が18.7%、3つが18.5%、4つが14.7%、5つ以上が29.1%にも達している。

この点を踏まえたうえで、本稿なりに、NPO法人を大きく分類するとすれば、福祉・子育て系、環境系、まちづくり・政策系、グローバル・政策系の4つに分けるのがよいように思われる(図表4)。

福祉・子育て系

第1は、行政が従来担ってきた公的サービスを、補完・補充したり、代替、あるいは創出したりしていこうとするもので、すでにあるニーズや、潜在しているウォンツにどのように応えていくかを課題としている。「第1号」保健・医療・福祉、「第2号」社会教育、「第11号」子供の健全育成が該当する。なお、ここで「社会教育」とは、「生涯学習」

(注)4. ちなみに、米国の非営利団体の数は優に100万を超えている。山内[1999]、P.192参照

図表4 NPO法人の活動分野の状況
定款に記載された特定非営利活動の種類

(複数回答、2004年12月末現在)

号数	活動の種類	99/9		04/12	
		法人数	割合	法人数	割合
	総数	741	100%	19,963	100%
福祉・子育て系					
第1号	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	480	64.8%	11,298	56.6%
第2号	社会教育の推進を図る活動	249	33.6%	9,395	47.1%
第11号	子どもの健全育成を図る活動	232	31.3%	7,770	38.9%
環境・健康系					
第5号	環境の保全を図る活動	174	23.5%	5,789	29.0%
まちづくり・政策系					
第3号	まちづくりの推進を図る活動	230	31.0%	7,898	39.6%
第4号	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	193	26.0%	6,247	31.3%
第6号	災害救援活動	87	11.7%	1,309	6.6%
第7号	地域安全活動	63	8.5%	1,762	8.8%
第12号	情報化社会の発展を図る活動			1,106	5.5%
第13号	科学技術の振興を図る活動			554	2.8%
第14号	経済活動の活性化を図る活動			1,436	7.2%
第15号	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動			1,702	8.5%
第16号	消費者の保護を図る活動			628	3.1%
グローバル・政策系					
第8号	人権の擁護又は平和の推進を図る活動	102	13.8%	3,063	15.3%
第9号	国際協力の活動	194	26.2%	4,445	22.3%
第10号	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	81	10.9%	1,831	9.2%
第17号	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	236	31.8%	8,614	43.1%

(備考) 出所：図表3に同じ

と並んで表示されることが多いように、学校教育以外のすべてを指している^{(注)15}。

環境・健康系

第2は、「第5号」環境保全にかかわるものである。この分野には、自然食品の普及促進や、各種の健康増進事業なども含めたい。その意味では、「第4号」の中の「スポーツ

振興」も含まれるかもしれない。

まちづくり・政策系

第3は、公共政策的課題に関わるもので、「第3号」まちづくりを中心に、「第4号」学術・文化・芸術・スポーツ振興、「第6号」災害救援、「第7号」地域安全、「第12号」IT化、「第13号」科学振興、「第14号」経済活性化、

(注)15. 社会教育とは、社会教育法第2条によれば、学校教育法に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年および成人に対して行われる組織的な教育活動(体育およびレクリエーションの活動を含む。)をいう。同第5条は、市町村の教育委員会の事務として、公民館、図書館、博物館などの管理、講習会、講演会、展示会、運動会、競技会、音楽、演劇、美術などの発表会の開催およびその奨励、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動などの事業の実施およびその奨励、体育およびレクリエーションなどに必要な設備、器材および資料の提供、などを掲げている。

「第15号」雇用創出などが含まれる。これらは、基本的には従来から行政が専管してきた政策に関わるものだが、現在では、市民の間でも、どのように変えていくか、あるいは作り出すかを、主体的に考えていこうとする動きが強まっているのである。

グローバル・政策系

第4は、「第3号」人権・平和の擁護、「第10号」共同参画推進、「第9号」国際協力、「第16号」消費者保護など、いわゆるNGO (= Non Governmental Organization、非政府組織)^{注)6}を中心とした、グローバルな社会問題を扱うNPOである。いわゆるアドボカシー(政策提言)が中心となるものも多い。

ただし、実際には、これらは明確に区分されるものではない。すでに述べたとおり、そもそも8割かたのNPOが複数の活動分野を定款に掲げている。廃棄物のリサイクルが典型的なように、の環境問題への取組みなどは、のまちづくり系の有力な構成要素となっていることも多いし、同時に、活動をもっと大きな自然環境、地球環境の保護といった視野にまで広げているケースもあるだろう。この場合は、のグローバル系の活動も行っているということになる。

さて、図表4によれば、約2万のNPO法人のなかで、一番多く掲げられている活動分野は、「第1号」保険・医療・福祉で、NPO法人制度発足当初から見ればシェアを落としているものの、依然として57%を占めている。これに

は、2000年4月から施行された介護保険制度が、NPOの発展を大きく促進したことも影響している。NPO法人も一般の民間事業者と並んで、「指定居宅サービス事業者」として介護事業への参入が認められたため、NPO活動は、量的にも質的にも大きく発展してきたのである。

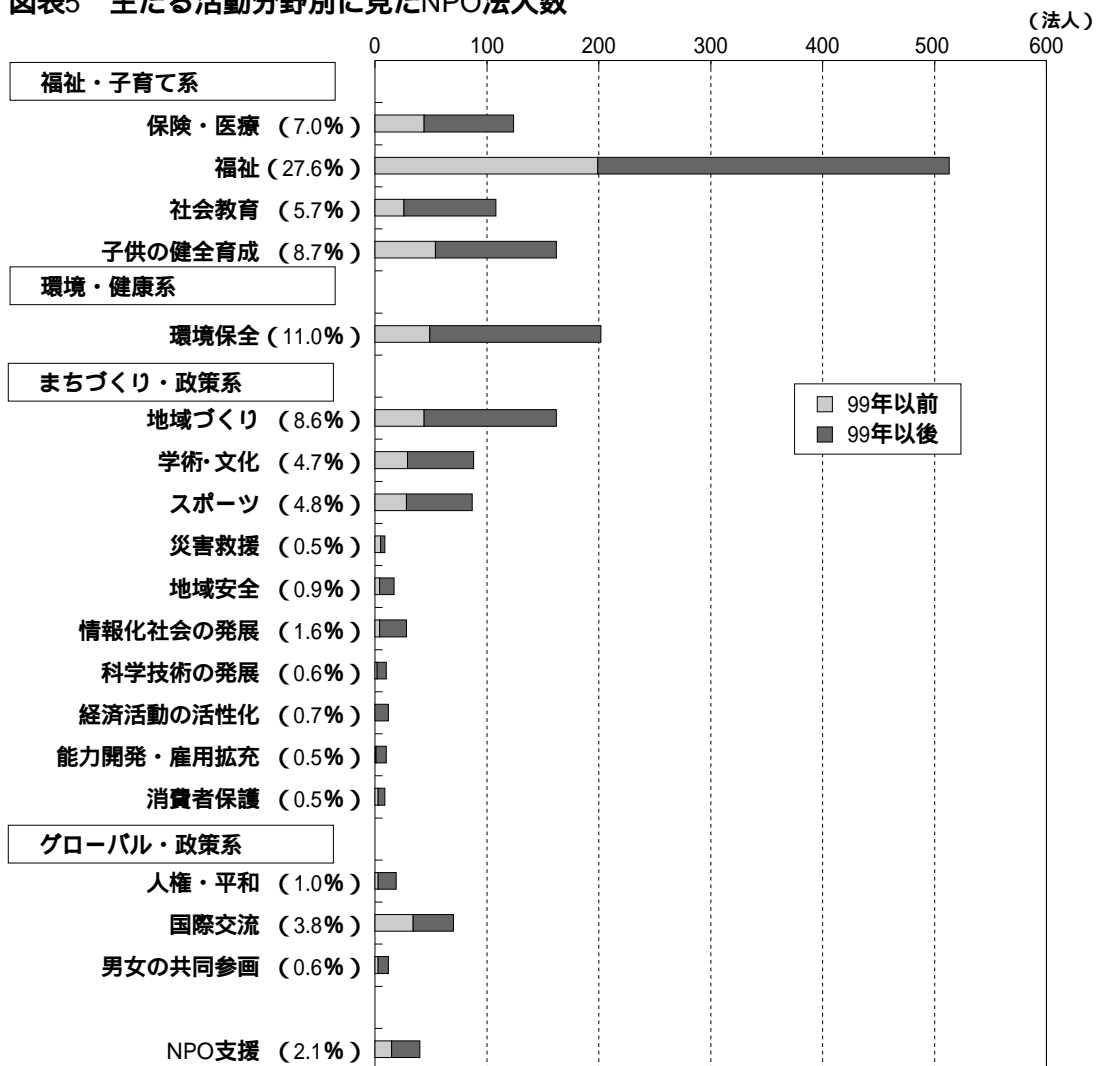
次に多く掲げられている活動分野は、「第2号」社会教育で47%と、発足当初の34%と比べても、大きく伸びている。ついで、「第3号」まちづくりの39.6%と、「第11号」子供の健全育成の38.7%が並ぶ。なお、「第17号」NPO支援も42.8%と多いが、これだけを単独の活動目的としているNPO法人はかなり少ないようだ(図表5)。このほか、「第4号」学術・文化・芸術・スポーツ、「第5号」環境保全も、それぞれ3割前後と多い。

ただし、以上はあくまで定款に掲げられた複数の活動分野の分布状況を見たものであり、各NPO法人の将来における活動も含めた関心領域の全体を示している傾向が強そうだ。

そこで、「主たる活動分野」を聞いた「2003年NPO法人活動実態調査」を図表5によって見てみよう。これは、03年1月末現在、住所等を公開している8,767法人に対してアンケートを実施し、1,910法人から有効回答を得たもので、活発な(少なくとも情報公開に積極的な)NPO法人の活動実態を示したものだ。これによれば、主たる活動分野別状況は、福祉27.6%(保険・医療7.0%を含めれば33.6%)、環境保全11.0%、子供の健全育成8.7%、地域づくり8.6%の順となる。ちなみに、一般に「インターミ

(注)6. 政府とは別に、国連憲章1条に基づく協議資格を有し、主に国際的領域で活動する民間組織をいう。

図表5 主たる活動分野別に見たNPO法人数



(備考) 1. 経済産業研究所『2003年NPO法人活動実態調査』より作成
 2. なお、この調査では、医療・保健と福祉、スポーツと学術・文化が分けられるなど、NPO法に掲げる17分野より多い19分野から選択するようになっているほか、まちづくりの代わりに「地域づくり」という言葉が用いられている。

ディアリー（中間支援組織）」と呼ばれるNPO支援を主たる活動分野とするNPO法人は2.1%ということになる。この調査のほうが、NPO法人の実際の活動実態をより正確に示しているようである。

なお、NPO法人にはなっていないものの、任意団体として活動している市民団体ははるかに多く、すでに述べたとおり、01年時点で、計約9万に上る。01年4月に発表された「平成12年度市民活動団体等基本調査」は旧経済企

画庁が実施したもので、都道府県、政令指定都市などが把握している市民活動団体87,928団体から、無作為抽出して実施したものである（図表6）。

この場合、圧倒的多数は任意団体となるが、市民活動団体として特に力を入れている活動分野は、「保健・医療・福祉」が43.1%とやはり多く、これに「まちづくり」（11.1%）、「環境の保全」（9.8%）、「文化・芸術・スポーツの振興」（6.9%）が続いている。

(3) NPOの主体は主婦層と退職者

次に、現状において、NPOを実態的に担っているのは、どのような人たちなのかをみておこう。

図表7に示したとおり、「2003年NPO法人活動実態調査」によれば、ボランティア活動参加者は、家事専業者が30.7%、退職者が18.4%を占めており、この両者でほぼ半数を占めていることがわかる。

一方、NPO法人も含む約8万の市民団体を対象とした前掲「平成12年度市民活動団体等基本調査」によれば、事務局スタッフの年齢層としては、50歳代と60歳以上がそれぞれ約4割を占める（図表8、多い年齢層を2つまで回答）。

スタッフの性別については、「女性だけ、あるいは女性がほとんど」という団体が約4割となり、これに「やや女性が多い」（13.3%）を加えると、女性が多い団体が半数を超えている。

また、職業別では、家事従業者・主婦等あるいは年金生活者・定年退職者が主体となっており、公務員、自営業者、会社員など他に仕事を持つ人がこれらに次いで多い。

こうしてみると、現状のNPOや、市民活動団体の主力は、ボランティアも含めた総数の上では、40-50歳代で子育てを終えた専業主婦層（主たる収入源を他に依存できる者）や、60歳代以上の年金生活者層であると考えられる。これは、NPO等の活動分野が、上述のとおり、福祉・介護、子育てなど日々の生活に関わるものが多いことを反映したものだろう。

ただし、企業・団体職員、経営者・自営業者といった現役の世帯主が主体と思われる層

図表6 市民活動団体が特に力を入れている活動分野

(単位：%)

福祉・子育て系	51.8
保健、医療、福祉	43.1
社会教育	4.0
子どもの健全育成	4.7
環境系	9.8
環境の保全	9.8
まちづくり、政策系	20.9
まちづくり	11.1
文化、芸術、スポーツの振興	6.9
災害救援活動	1.1
地域安全活動	1.8
グローバル・政策系	7.5
人権の擁護、平和の推進	1.1
国際協力	5.4
男女共同参画	1.0
その他	9.9
NPO団体への助言、援助	0.7
その他	4.8
無回答	4.4

(備考) 内閣府国民生活局『平成12年度市民活動団体等基本調査』より作成

図表7 ボランティア参加者の職業構成比

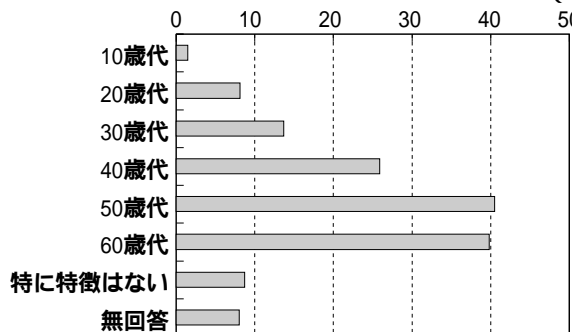
(単位：%)

	2002年	2003年
企業・団体職員	17.0	13.6
経営者・自営業者	14.8	10.3
パート・アルバイト	7.7	5.0
行政機関の職員	1.9	2.0
教員・研究者	4.7	3.9
学生	8.7	4.6
専門家	4.2	2.9
家事専業者	28.2	30.7
他のNPO職員	1.8	2.4
退職者		18.4
その他	10.9	6.2

(備考) 1. 経済産業研究所『2003年NPO法人活動実態調査』より作成
2. 退職者は、2003年調査で新たに付け加えられたもの

図表8 事務局スタッフの年齢層

(%)



(備考) 図表6に同じ

も、併せれば4分の1近くを占めており、決して少なくはないことにも注目すべきだろう（図表7）。

3. NPO台頭の背景

以上のとおり、近年、NPOの参加者には広がりが見られてきているが、それでは、どのような背景から参加する人々が増えてきたのだろうか。そこには、社会の大きな潮流的变化が反映されているように思われる。そこで次に、この点について考えてみよう。

(1) 解決求められる問題の強まり

これまでの日本人の生活水準の向上を振り返ると、必要不可欠な最低限の衣食住は戦後比較的早い段階で確保され、高度成長期、さらにバブル期を経た後は、「あれば便利なもの」も含めて、ひとつおりのものは充足されてしまった。平成不況が長引いた一因には、すでに物質的な欲求は満たされ、ある程度の豊かさが実現されていたため、消費が停滞したことも挙げられよう。

しかし、経済には依然停滞感が漂い、閉塞感はなかなか払拭されていないのが実態であり、個々の生活者においては、先行きに対する不安感が拭えないでいる。

その背景には、地域において具体的に解決を求められている問題が増えてきているのに対して、コミュニティの疲弊・崩壊が進み、行政も応え切れていないという現実がある。

イ. 高齢化の急速な進展

その最たるものは、急速な高齢化の進展であろう。都市型の核家族世帯が増え、大家族制が崩壊に向かって久しい。両親が年老いてきても、子供たちは、仕事の都合や教育上の必要などから、親元から離れた地域に住んだまま、それぞれ別個の世帯を構成しているのが通例となってきている。身内同士で「スーブの冷めない距離に住む」というのが理想だといわれてきたが、現実には簡単ではない。このため、高齢者が身の回りの世話を頼もうにも、かつてのような血縁による相互扶助には頼りきれなくなってきた。

また、都市部では、近所づきあいが希薄化してきており、血縁者の代わりを町内会のような旧来からの地縁的コミュニティに求めることもできなくなっている。一人暮らしの高齢者は、ちょっと体調を崩しただけでも不安に駆られがちだが、身近には頼れる人が居ない。こうしたお年寄りも、遠出するのも次第に容易ではなくなってくるので住み慣れた地域の中で暮らし続けたいのだが、要介護状態になると、それも困難になっていく。

ロ. 子育て環境の悪化

子育て環境の悪化も大きな問題である。時間外保育や、延長保育を実施している認可保育所が少ないことが、働く母親の出産をためらわせていると言われる。

また、核家族化や、共働きの一般化により、身近に相談できる人が居ないため、若い母親がノイローゼになり、幼児虐待を引き起こす

といった例が跡を絶たない。孤独になりがち
な育児が、児童虐待を生んでいる要因になっ
ているようだ。かつてのように、地域のなか
で子育てが見守られ、育児を楽しめる環境作
りが求められているといえよう。特に時間外
保育や、一時保育のニーズは高い。

幼児から児童に視点をずらしてみても、か
つては「TVっ子」が問題視されたが、現代の
子供たちは、家庭用ゲーム機に夢中になって
おり、さらに、学習塾やおけいこ事にも追わ
れている。

大都市では遊び場も限られ、特に、自然と
触れ合う機会は極めて少なくなってきており、
自然の動植物との関わりに無関心な児童が増
えている。このため、親子一緒になって楽し
む「体験教育」へのウォンツや、ニーズが高
まっている。

また、不登校児童・生徒も、03年度で12.6万
人に及んでいる^{(注)17}。01年度の13.9万人をピー
クにわずかながら絶対数は減少に転じたが、特
に中学生では2.72%と、クラスに一人は不登校
生がいる計算になる。この比率は、91年度は
1.04%に過ぎなかったが、90年代半ば以降急上
昇して2%台に達したあと、ほとんど低下して
いない。そこで、こうした不登校児童・生徒
を預かる「チャータースクール」^{(注)18}への要望
も高まっている。

八．中心市街地の衰退

次に、地域の活気が失われているという大

きな問題がある。特に地方ではいっそう深刻
だが、大都市部でも、旧来型の商店街などの
衰退が見られる。

大都市の中心街では、バブル期に人口が郊
外に流出したが、バブル崩壊後は小型商業ビ
ルの空室が目立つようになり、地価下落が続
いて不良資産化してしまった。地方では、全
国展開を進める大手流通業者が交通量の多い
ロードサイドに大型店を立地した結果、旧来
からの中心市街地が客を奪われて衰退してき
ている。かつて賑わいや潤いの中心であった
商店街には、シャッターが降りたままの空き
店舗が増えており、地域の人々の潤いの場が
なくなってしまったという現実がある。

この事態は、単に個々の店主の経営難に
とどまらない問題まで引き起こしている。た
とえば、商店街の中での閉店が増えた結果、歩
いていける距離では買い物ができなくなった
一人暮らしのお年寄りなどにとっては、車を
運転できなければ日々の生活が脅かされると
いった状況が生じているのである。

二．産業の空洞化、地場産業の衰退

さらに視野を広げると、製造業の中国移転
や、低廉な輸入品の浸透によって、工場閉鎖
が相次いでいる。関連企業も仕事が取れなく
なって、地場産業の衰退が進行し、特に、ほ
かに大きな産業がない地方では雇用環境の悪
化が深刻さを増している。このため、若者が
雇用を求めて大都市に流出し、ますます高齢

(注)17．文部科学省『平成16年度学校基本調査速報』(04年8月10日発表)による。なお、不登校児童・生徒とは、1年間に30日以上欠席した小中学生をいう。

18．91年米国ミネソタ州で認められ、以後、全米に急速に広がったチャーター(特別許可)に基づき開設される「手づくりの公立学校」。わが国でも、NPO法人「湘南に新しい公立学校を創り出す会」が活動している。http://www.shonansho.com/参照

化、過疎化が進展している。

こうした事態に対して、90年代のわが国政府は、主として、膨大な額に達した公共投資の注入によって凌ごうとしてきた。しかし、これは地場の建設会社などを助けてきただけで、波及効果は乏しく、使われない施設ばかりが増え、代わりに財政逼迫を招いてしまったことは周知のとおりである。

このため、地方自治体も、かつてのような行政主導による企業誘致（域外資源の導入）や公共事業の拡大による地域再生はもはや望みたいことを、自覚せざるを得なくなってきた。

（2）新しい生き方を追及する担い手の登場

こうした地域が抱える様々な問題に応えようとして、新たに登場してきているのがNPOやコミュニティビジネスであるわけだが、これには、担い手側の動機として、以下のような要因がある。

イ．自己実現や、生き甲斐を求めて

その第1は、専業主婦層や定年退職者を中心に、生き甲斐を求め自己実現を図りたいという、新たな動機が強まっていることである。

確かに、バブル経済崩壊後、人々の閉塞感は強まっているが、他方では、ある程度の生活水準は維持されており、物質面ではおおむね充足されていることも事実である。

特に、専業主婦層は、少子化の結果、子育てを終えてから高齢者に仲間入りするまでには相当の時間を持つようになった。（戦前であれば、7、8人の子供を育て続けているうちに

50歳も過ぎてしまったが、当時は、平均寿命に達するまでいくらか残されていなかったのである。）自分の裁量で、自分の時間をさまざまな活動に振り向けることができるようになった彼女らは、自由な時間を有意義に過ごすことによる精神的な充実を求めるようになってきた。

自分の心に無理をしないで自分らしく生きたい、自分の好きなことをして生きていきたい、人間的に成長したいといった気持ちは、困っている人の役に立ちたい、社会のためになる仕事がしたいといった欲求につながっていく。

また、同じような趣味や、嗜好、考え方の人と一緒に活動し、労苦を共有したいと考える人も増えてきている。

一方、近年、「老人」と呼ばれるには程遠い元気な定年退職者の増加が目立ってきている。かつて55歳であった定年は、今日65歳まで延長が求められつつあるが、一般にはまだ60歳である場合が多いだろう。となると、まさにこれから戦後生まれの「団塊世代」が続々と定年退職していくことになる。

昨今、介護保険給付費の急増が問題視されがちだが、65歳以上の高齢者で介護のお世話になっているのは、実際には8人にひとりに過ぎず、元気なお年寄りのほうが圧倒的に多い。これは医療技術の進歩などによって「健康寿命」が長くなったためであり、75歳未満に限れば、要介護者比率はさらに低くなる。

こうして「第2の人生」に踏み出した定年退職者の多くは、まだまだ「現役」であり続けたいし、老後の人生を価値あるものにしたい

といった自己実現への強い欲求を持っている。

彼らは、年金生活に入った一方、退職金を中心にそれなりの金融資産を有していることも多く、生活には比較的余裕がある。そこで、たんに金を稼ぐことを目的にするというよりは、社会に能動的に働きかけることによって、自己実現を図っていくことに喜びを見出そうとする人々が増えてきた。彼らは、自分の好きなことや得意な分野で、それまでの経験や、知識、知恵、あるいは趣味や特技・技能ノウハウといったものを生かし、還元することで、社会に役立ちたいと考えている。たとえば、専業主婦を中心としたNPOではとかく人材が不足しがちな、マーケティングや、企画、経理、ITといった分野で、自分の個性や能力を生かして、楽しみながら活躍し始めているのである。

口。「会社がすべて」という時代は変貌

一方、第2に、サラリーマンの若い世代の間でも、働くことに対する意識の変化が見られるようになってきたといわれる。

大企業では、これまで、会社が福利厚生なども含めて丸抱えで従業員の面倒を見てきたので、いわば、会社が「コミュニティ」の役割を果たしてきた。このため、サラリーマン層は、わずらわしい近所づきあいをしなくて済む都会生活に慣れきってしまっていた。

ところが、バブルの崩壊とともにリストラが一般化し、長年にわたって大企業の発展に尽くしてきたはずの「会社人間」の多くは放り出され、それまで終身雇用制が支えてきた

「会社コミュニティ」は崩壊してしまった。この現実を目の当たりにして、中堅・若手層では、直接リストラの対象にはならなかったにもかかわらず、企業に対する忠誠心はかなり薄らいできたようだ。実際、大企業でくすぶっている30代の若手の中に、起業に関心を持ち出した者が増えているという。

また、男女雇用機会均等法が施行されて久しいが、女性に対する会社の待遇に不満を持つキャリアウーマンの転出が続いているともいう。

これには、IT関連などを中心に、特にSOHO（= Small Office Home Officeの略。自宅ないし自宅近辺のオフィスを働き場所とする勤務形態）という形での就労・起業が可能になってきたことも影響している。

彼らには、自分の好きなことや楽しいと思えることを仕事に反映させていきたい、あるいは、働き方と生き方が同じという生き方をしてみたいといった気持ちが強く、積極的で主体的な生き方が追及されるようになってきたのである。

こうして、それまで「コミュニティ」の役割を果たしてきた会社に代わって、自らが帰属すべき対象を新たに見出そうとする人たちが増えてきた。その場合、かつては「寝に帰っていただけ」で軽視されてきた地域コミュニティが、職住近接での就業が可能になってきたことなどによって見直され、浮上してきていると言える。「地域を自らが帰属すべき対象として認識する若い世代が増え、これが青・壮年層の参加動機となってきた」（注）⁹の

（注）⁹．この点を、「マイクロビジネス」の台頭として強調しているのが、加藤 [2000] である。

ある。

ただし、実際に、大企業のサラリーマンだった「会社人間」が、地域に溶け込んでいくことはそれほど容易ではないようだ。会社社会から地域社会へのデビューを上手に行うには、会社社会での行動様式からの脱皮が必要なのだが、企業社会に浸りきっていたサラリーマンが地域に溶け込むのは大変だという。

現時点で女性の活躍のほうが目立つのは、主婦層は、地域の実情に詳しく、地域の問題をよく知っているからだろう。子育ての重荷から多少とも解放されてきた年代の彼女らは、能力も時間も余っている。教育水準は男性と変わらないし、働いていた経験を持つ主婦も増えている。家計を支えなければならないという立場でない主婦層にとっては、「地域のためになる仕事」を通じて、それなりの報酬も得られることは大きな生きがいになるのである。

こうして、専業主婦層、定年退職者、さらに近年では若い世代も含めて、新しい行動原理・価値観に基づき、自分の居る地域を起点として、NPOやコミュニティビジネスに入っていく人たちが増えてきていることは注目に値しよう。

(3)「市民セクター」への志向

以上、地域には「何とかしなければ」という解決を必要とするさまざまな問題が渦巻いている一方、なにかしらの生きがいを求めてNPO的な活動に関心を強めるひとたちが増えてきていることを述べてきた。

さらに、NPO台頭の背景としては、行政サ

ービスに対する住民側の意識の変化、および行政側からの協働の動きといったものも挙げられる。

イ．行政任せからの自立の動き

従来、福祉や教育、さらに地域活性化など、公益性の高い事業は行政が担うべきであるとされ、地域の問題は行政に任せきりにされてきた。

しかし、一般に、自治体が提供する公共、社会サービスは、細かな規制に縛られがちで、事務的対応に陥りがちだ。これは、公平性・平等性が重視されるためであり、柔軟な対応ができず、融通が効きにくい。したがって、どうしても画一的で最大公約数的なサービスになってしまい、個々の生活者の多様で多面的なニーズには十分に答えきれない事態が増えている。

また、ユーザーの視点に欠けるので、サービスの質の向上が取り組まれにくいとか、コスト意識や経営感覚が不足しているなどと指摘されることも多い。

しかし、考えてみれば、住民の多様なニーズに的確に対応できるのは、そこに住んでいて、便利さも不便さも知っている住民自身だろう。実際、身近なところで問題解決を図れば、解決も早そうである。

こうして、これまで「自治体がサービスを供給し、負担するのが当たり前」と考え、お上依存意識が強かった住民の側でも、公的福祉だけに任せておくのではなく、自分たちでできるところから助け合っていくべきではな

いかといった想いや、意識が芽生えてきた。それまでの「お客さん市民」的な意識や行動のパターンから脱却し、市民が主体的に地域の問題解決に参加していく必要があると考える人々が増えてきたのである。

ロ．行政側からも協働への動き

一方、歳入不足が続く行政の側も、従来からの「地域間の格差是正」を旗印とした国からの補助金が削減されていくなかで、公的サービスの見直し、縮小に取り組みざるを得なくなってきた。

そこで、行政としても、公共性は高いものの民間に任せ方が低コストでかつ良質なサービスが可能であると判断される事業は、外部委託していく方向に向かいつつある。

これは、ホームヘルパーの派遣サービスや訪問入浴サービス、配食サービスなどの福祉・介護関連に留まらない。庁舎の清掃・警備から始まって、学校警備、プールや体育館といったスポーツ施設・公民館等公共施設の管理運営、公園等の清掃・除草などの維持管理、ごみの収集・処理・リサイクル、駐車違反や放置自転車の取り締まりまで、各種の自治体事業の民間への業務委託が広がっている^{(注)20}。

自治体の場合、パートで済むような仕事でも、これまですべて正規職員が担ってきたため、コストは割高になりがちだった。以上のような民間委託は、自治体直営と比べれば、半分以上のコストで済むという。

ハ．「市民セクター」の生成

こうして、山積する課題に対して、既存の枠組みでは対応しきれなくなった行政の側でも、NPOなど民間の事業体に対する委託を拡大し、パートナーシップの形成によって解決していこうという動きが強まっている。公的分野を、行政、NPO、企業等との間で適切に役割分担し、多様な主体間で協働していくことにより、行財政を効率化していこうという動きである。民間と対等な立場で地域経営に携わるといふPPP（= public private partnership、公私協働）が、時代の新しいキャッチフレーズになってきたのである。

なお、NPOを推進している側からいうと、これは、公と民の間に、より安いコストで質の高いサービスを提供する「市民セクター」とも呼ぶべきものを生み出そうという動きである。「市民セクター」とは、公共サービスを提供してきた行政を「第一セクター」、一般的な営利企業を「第二セクター」と呼ぶとすれば、公と民の間に、新たに形成される第3のセクターを指す。ただし、これを「第三セクター」といってしまうと、従来から、行政と民間が一緒になって設立してきた公益的な法人と同じ呼称になってしまうため、NPO関係者の間では、「市民セクター」と呼ぶことが多いようだ^{(注)21}。

すでに述べてきたように、公的部門は、膨大な債務残高を抱え、財政難が深刻化しており、これまでどおりの公共サービスを提供し続けていくことは困難になりつつある。一方、

(注)20．山内[2004] P.70参照

21．このほか、「サード・セクター」、「インディペンデント・セクター」、「ボランティア・セクター」といった呼び方もある。市民立法機構[2003]、世古[2001]などを参照

営利追求を目的とする企業部門は、一般に、採算の取れない事業には参入しない(とみなされている)。そこで、市民の手によって、行政でも企業でもない中間的な新たなセクターが、「市民セクター」として地域の中に生成され、人々が求めるさまざまな生活上のニーズに答えていくことが必要になってくる。NPO法人は、その主要な担い手のひとつとして、著しい拡大を見せているのだといえよう。

以上、本稿では、NPO法人とは何かといったことから始めて、NPO法人の現況として、福祉・子育て、まちづくり、環境保全な

どが主な活動分野となっていること、専業主婦、定年退職者、さらには若い世代も担い手になってきていること、台頭の背景としては、地域に解決を求められる課題が深まっており、これに対して自己実現や生き甲斐を求めてNPOに参加しようとする新たな担い手層が登場してきていること、さらに、行政の側からも業務委託を通じた公私協働への動きが始まっていることなどを説明してきた。

そこで、次に稿を改めて、NPO・コミュニティビジネスに対し、地域金融機関はどのように関わっていったらよいのかについて考察を進めたい。

参考文献

- 安立清史『市民福祉の社会学 高齢化・福祉改革・NPO』ハーベスト社(1998)
- 加藤敏春『マイクロビジネス すべては個人の情熱から始まる』講談社(2000)
- 金子郁容『新版コミュニティ・ソリューション ボランティアな問題解決に向けて』岩波書店(2002)
- 産業構造審議会NPO部会『中間とりまとめ「新しい公益」の実現に向けて』平成14年5月14日(2002)
- 渋川智明『福祉NPO 地域を支える市民起業』岩波書店(2001)
- 市民立法機構『市民セクター経済圏の形成 市民ポートフォリオとNPO活動』日本評論社(2003)
- 下河辺淳監修、根本博編『ボランティア経済と企業』日本評論社(2002)
- 世古一穂『協働のデザイン パートナシップを拓く仕組みづくり、人づくり』学芸出版社(2001)
- 田中尚輝『ボランティアの時代 NPOが社会を変える』岩波書店(1998)
- 田中尚輝・浅川澄一・安立清史『介護系NPOの最前線 全国トップ16の実像』ミネルヴァ書房(2003)
- 田中尚輝・安立清史『高齢者NPOが社会を変える』岩波書店(2000)
- 谷本寛治・田尾雅夫『NPOと事業』ミネルヴァ書房(2000)
- 内閣府国民生活局『暮らしの課題とNPO～地域の一員となるNPO～』平成15年度内閣府委託調査(2004)
- 藤江俊彦『コミュニティ・ビジネス戦略 地域市民のベンチャー事業』第一法規(2002)
- 堀田力監修・名越修一篇『自分たちでつくろうNPO法人! NPO法人設立完全マニュアル』学陽書房(2003)
- 本間正明・上野千鶴子『NPOの可能性 新しい市民活動』かもがわ出版(1998)
- 本間正明・金子郁容・山内直人・大沢真知子・玄田有史『コミュニティビジネスの時代 NPOが変える産業・社会、そして個人』岩波書店(2003)
- 町田洋次『社会起業家 「よい社会」をつくる人たち』PHP研究所(2000)
- 山内直人編『NPOデータブック』有斐閣(1999)
- 山内直人『NPO入門(第2版)』日経文庫(2004)

2004年の地域経済の回顧と人口動態

- 輸出産業の集積、公共投資依存度、人口動態が地域間格差の主因 -

信金中央金庫 中国支店

荒井 宏文 (第1、2章)

信金中央金庫 総合研究所研究員

峯岸 直輝 (第3、4章)

(要 旨)

- 1. 04年の地域経済の概要** 回復速度にばらつきはあったが、地域間の景況格差は縮小
04年の日本経済は通年では高成長を達成したが、夏場以降は生産が弱含み、景気は踊り場に転じた。地域別にも、関東、東海、四国、沖縄で景況判断の下方修正がみられた。景気のリバウンドテンポが速かった東海が減速したことによって、地域間格差はやや縮小した。
- 2. 地域別の景気動向** 雇用情勢、消費者マインドの改善は大都市圏が中心
デジタル家電や乗用車の販売が好調であったほか、中国向けを中心に輸出も増加し、04年の鉱工業生産は電機、輸送機器、一般機械をけん引役に通年では高い伸びを示した。夏場以降は、IT関連の在庫調整を主因に減速したが、中国向け輸出が好調を維持した九州、中国は回復が続いた。雇用情勢は好転したが、北海道など一部地域では依然として厳しい状況にある。消費マインドの改善も大都市圏が中心であった。設備投資は、電機、輸送機械をけん引役に堅調に推移したが、建設投資は全国的に減少した。なかでも、北海道など公共投資への依存度が高い地方圏の減少幅が大きく、大都市圏と地方圏の景気格差の一因となっている。
- 3. 近年の人口動態の特徴** 工業集積地の関東・東海や移住の多い沖縄の人口は増加
地域間の景況感格差は04年にやや縮小したものの、大都市圏と地方圏との経済格差は依然として大きく、その一因は人口動態の違いにある。日本の人口は06年をピークに減少に転じると見込まれているが、すでに半数近い県では自然増加率がマイナスに転じ、若年女性の流出で一部の県では次世代の出産の担い手が半減するおそれもある。近年における都道府県間の人口移動の特徴をみると、地方圏では90年代の半ばに人口の流出に歯止めがかかったが、その後はUターンの減少により転出超過幅が再び拡大している。04年の都道府県間の人口移動パターンが継続すれば、関東・東海・滋賀といった工業集積地や都会からの移住が多い沖縄に人口が集中し、その他の地域では人口が激減するおそれがある。
- 4. 工場立地における地域選定理由の類型化** 地域特性の強みを活かした誘致策が必要
工業集積地は相対的に景況感が良好で、人口も流入超になる傾向がある。このため、各地方自治体は、工場誘致を積極的に推し進め、雇用創出・人口流出の抑制に努めることで、地域経済を活性化しようとしている。工場立地では用地面積の確保が容易で地価が安い地域が好まれ、特に市場に近く、関連会社が集積している地域への立地が多い。地方自治体の助成は付随的な条件と考えられ、地域特性の強みを活かした誘致策が必要である。

1. 04年の地域経済の概要 回復速度にばらつきはあったが、地域間の景況格差は縮小

04年の日本経済は、年を通してみると、輸出と設備投資をけん引役に高い経済成長を達成した。04年の実質GDPは前年比2.7%増と2年連続のプラス成長を記録（03年は1.4%増）、輸出は14.3%増、設備投資も5.9%増と大幅な伸びを示した。また、個人消費も1.5%増と底堅く推移した。

ただ、04年の景気の流れを細かくみると、夏場以降、輸出の減速、IT関連の在庫調整、大型台風や地震などの自然災害、などを主因に、景気は弱含みに転じた。内閣府の『月例経済報告』による景況判断の推移をみると（図表1）、総括判断は、1月、7月に上方修正され、春頃^{注1}までは景気が順調に拡大していたことがうかがわれるが、その後、11月、12月には連続して下方修正されている。主要項目別の判断をみると、輸出の減速とIT関連の在庫調整を主因に、生産は9月から12月までに3

図表1 内閣府による景況判断の推移

	04年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	05年 1月	2月	
総括判断	→ 着実に回復						↗ 堅調に回復				↘ 一部に弱い動き。回復は続いている		→ 回復が緩やか		
輸出	↗ 増加		↗ 大幅に増加		↘ 増加		→ 増加		↘ 緩やかに増加		↘ 弱含み				
個人消費	↗ 持直しの動きがみられる		→ 持ち直している				↗ 増加		→ 緩やかに増加			↘ 伸びが鈍化		↘ 横ばい	
設備投資	→ 増加												→		
住宅建設	→ おおむね横ばい		↗ 増加		↘ おおむね横ばい			↗ 増加		→ 増加					
生産	→ 増加						↘ 緩やかに増加		↘ 横ばい		↘ 弱含み				
企業収益	→ 改善が続いている			↗ 広がっている		↗ 大幅に改善			→						
雇用情勢	→ 雇用者数は弱含むも、持直しの動きがみられる		↗ 持直しの動きがみられる。「雇用者数は弱含む」を削除			↗ 改善している		↗ 改善が進んでいる		→ 改善している					

（備考）1. 矢印は、前月の判断と比較した変化の方向性
2. 内閣府『月例経済報告』をもとに信金中金総合研究所作成

（注）. 内閣府が判断し、その結果を発表した時期と、判断の対象となっている時期は異なる。例えば、判断時期が7月であれば、判断材料となる統計は、およそ2か月前の5月となる。「地域経済動向」に関しても同様である。

回下方修正され、12月には「弱含み」とされた。また、個人消費は、秋に大型台風、冬には暖冬と悪条件が続いた結果、12月、05年2月に下方修正されている。ただ、こうした減速がみられる反面、設備投資が引き続き増加基調を維持しているほか、雇用情勢も改善傾向にあるなど、景気の強い面も見受けられる。日本経済は、大きな流れとしては回復基調を維持するなか、04年夏場以降は踊り場を迎えているといえよう。

日本経済が04年夏場から足踏み状態にあるなか、地域別にも改善一服、ないし景況判断の下方修正の動きがみられる。内閣府の『地域経済動向』による地域別の景況判断の推移をみると（図表2）、05年2月に、関東、東海、四国が鉱工業生産の減速を主因に下方修正された。関東は北関東が03年2月、南関東が02年11月、東海は03年5月、四国は03年2月以来の下方修正である。東海は、04年5月から11月まで3期連続で「力強く回復している」と、他地

域に比べて一歩抜きんでた状態にあったが、05年2月に「回復している」へと下方修正されたことにより、中国地方と判断水準が並ぶことになった。中国地方は、生産の増加が続いており、雇用の改善もみられることから、04年2月以降「回復している」に据え置かれている。このほかの地域をみると、沖縄は、相次ぐ台風の影響から観光客数が減少したことを主因に、04年11月に他地域よりも早い段階で下方修正された。北海道は下方修正こそされていないものの、03年5月から「やや弱含んでいる」に判断が据え置かれており、依然として厳しい状況が続いている。このように、地域間の景気回復テンポには04年も強弱がみられたが、回復テンポが高かった東海が減速する形で地域間の景況格差はやや縮小した。

第2章では、地域別の景気の現状とその特徴点を、鉱工業生産や需要項目別の動きなどを中心にみていくことにする。

図表2 内閣府による地域別景況判断の推移（区分A）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄
力強く回復している				↗ ↘						
回復している				■			■			
緩やかに回復している 緩やかな回復がみられる			↗	↘	↗	↗	↗		■	↘
持ち直している 回復の動きに一服感がみられる 弱いながらも回復の動きがみられる		■	■					■		■
持直しが緩やかに なっている								■		
やや弱含んでいる	■									

（備考）1. は04年2月、 は5月、 は8月、 は11月、 は05年2月
 2. シャドローは05年2月の判断位置
 3. 内閣府『地域経済動向』より作成

2. 地域別の景気動向 雇用情勢、消費者マインドの改善は大都市圏が中心

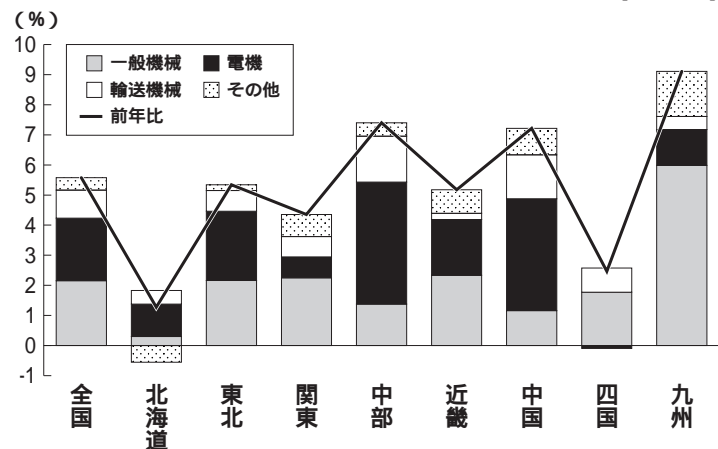
(1) 生産活動 各地域の主力業種の相違が生産活動の強弱に影響

04年の鉱工業生産は、前年比5.6%増と2年連続のプラスとなった(03年は3.3%増)。業種別に04年通年の動き

をみると、薄型テレビやDVDレコーダーなどデジタル家電の販売が世界的に好調だったことなどから、電子部品・デバイス工業(13.2%増)を中心に電気機械^(注2)が大幅に増加した(9.3%増)。また、国内外で乗用車販売が堅調だったほか、中国を中心とするアジアの貿易拡大によって造船の需要が高まったことから、輸送機械も高い伸びを示した(6.7%増)。このほか、電機・自動車を中心に設備投資が活発化したことに加えて、大規模なインフラ投資を推進している中国向け大型機械など資本財の輸出が好調だったことから、一般機械の生産が大幅に拡大した(18.3%増)。

地域別にみても、増加幅に差はあるものの、電機、輸送機械、一般機械がけん引役となり、04年はすべての地域で前年比プラスとなった(図表3)。なかでも、九州は前年比9.1%の大幅増を記録した。業種別の動きをみると、九州は他地域と同様に、電機(寄与度1.2%)、輸送機械(同0.4%)といった業種も生産の増加に寄与しているが、とりわけ一般機械の寄与

図表3 04年の鉱工業生産の前年比と業種別寄与度(区分B)



(備考) 経済産業省資料、各経済産業局資料より作成

度が大きい(同6.0%)。一般機械のなかでも、04年半ばまでの世界的なIT需要の高まりを受けた半導体製造装置や、中国の発電所建設向けのボイラー・蒸気タービンが好調だった。九州は、半導体製造装置製造業、蒸気機関・タービン製造業の集積が進んでおり、九州の半導体製造装置、蒸気タービンの特化係数^(注3)(生産額)は、各々2.3^(注4)、5.4と国内トップに位置している。

中部、中国地方の鉱工業生産は、電機、輸送機械をけん引役に、各々7.4%増、7.2%増と高い伸びを示した。周知のように中部は国内最大の自動車関連産業の集積地であり、国内外の堅調な自動車販売の恩恵を享受している。また、近年では液晶関連企業の集積も進んでいる。例えば、三重県では、「クリスタルバレー構想」(21世紀の成長産業である液晶をはじめとしたFPD(フラットパネルディスプレイ)産業の世界的集積地を目指したプロジェクト)を掲げ、亀山市に大規模なシャープの液晶工

(注2) 本稿における「電気機械」は、電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイスの総称

3. 特化係数=当該地域の特定産業の構成比/全国の特定産業の構成比

4. 経済産業省『平成14年工業統計表』より算出

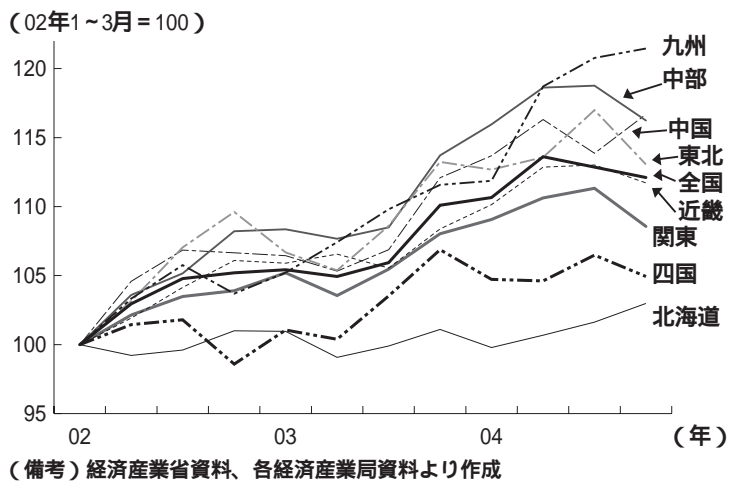
場を誘致、04年1月に稼働している。一方、中国地方は造船・鉄鋼・化学の集積地であり、中国を中心としたアジアの貿易拡大に伴って船舶に対する需要が急増し、造船の生産が33.2%も増加した。また、中国向け、自動車向けを中心に、鉄鋼、化学の生産も堅調に推移した。

一方、北海道、四国の生産は低い伸びにとどまった（各々1.3%増、2.5%増）。これら地域では、食料・飲料、パルプ・紙、石油・石炭などのウエイトが高く、今回の回復局面におけるけん引業種のウエイトが低いことがマイナスに働いた。

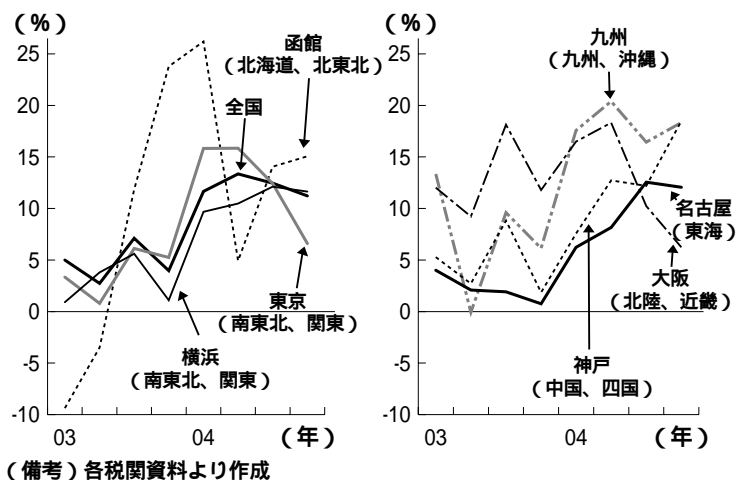
次に、鉱工業生産の年間の動きに注目してみよう。前述したように、04年全体を通してみると、すべての地域で生産の拡大がみられたが、四半期ベースでみると、10～12月に、東

北、関東、中部など多くの地域で生産が減少した（図表4）。その主因としては、これまで生産をけん引してきた輸出が減速したことが挙げられる。特に、シリコンサイクル（半導体景気循環）の下降局面入りで、IT関連の輸出が落ち込んだことが響いた。主要税関別に輸出金額の前年比の推移をみると（図表5）、04年後半にかけて総じて減速した。とりわけ、輸出全体に占める電気機器の割合が高い東京・大阪税関（全国：23.5%、東京：35.3%、大阪：39.5%）は、10～12月に各々、前年比6.6%増、6.2%増と伸び悩んでいる。一方、アジア

図表4 鉱工業生産指数の推移（季節調整値、区分B）



図表5 輸出金額の前年比の推移（区分C）



向け鉄鋼などが堅調な神戸税関（中国、四国を管轄）、アジア向け一般機械などが好調な九州圏は、10～12月に各々18.5%増、18.3%増と高い伸びを維持しており、それに歩調を合わせて、九州、中国の生産は堅調に推移している。

このように各地域の主力業種の好不調が、鉱工業生産における地域格差をもたらしている。このことは、今回の景気拡大局面の起点である02年1～3月を100とした鉱工業生産の季節調整済み指数に、端的に現れている（図表4）。

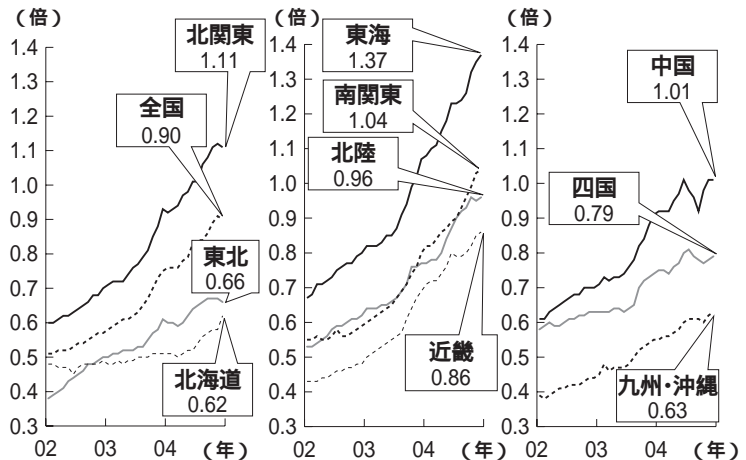
(2) 雇用情勢 雇用は改善傾向ながら、北海道、四国は依然として厳しい状況

大きな流れとしては、企業部門を中心に景気の回復が続くなか、全国的に雇用環境は改善傾向にある。有効求人倍率（季節調整済）は、02年2月の0.51倍をボトムに上昇し始め、04年12月には0.90倍に達した（図表6）。地域別にみると、回復の度合いに強弱があるものの、総じて上昇基調にある。なかでも東海、関東、中国は1倍を超えており（04年12月時点）数字の上ではすべての求職者が就業することが可能な状態となっている。後述するように、雇用増の主体はサービス業であるものの、自動車産業など一部の好調な製造業では人員不足が生じている。

こうしたなか、04年の完全失業率は総じて改善した（図表7）。特に東海は3.5%と98年（3.3%）以来の低水準を記録した。反面、四国が4.9%と、03年から0.1ポイント上昇するなど、一部地域では改善の遅れもみられる。

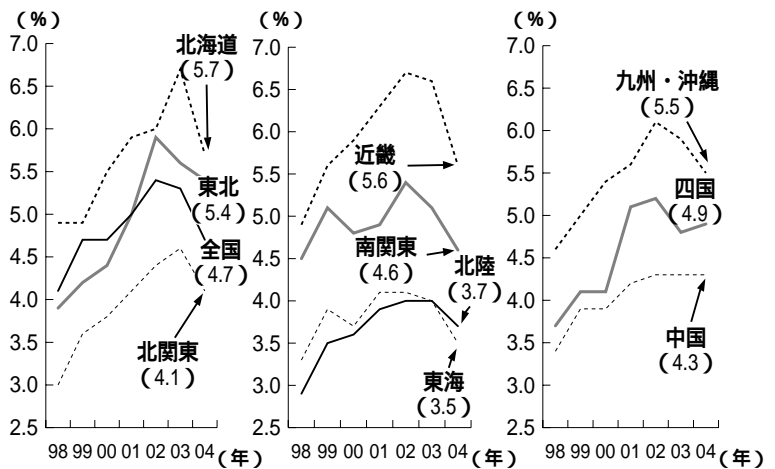
こうした格差は、就業者の増減にも現れている。04年の就業者数の前年比をみると（図表8）関東、東海、北陸、近畿、九州・沖縄がプラスとなった一方で、その他の地域はマイナスとなった。これを産業別寄与度でみると、高齢化社会の進展を反映して、全国的に医療・福祉業で増加がみられるほか、労働者派遣業などその他サービス業も就業者の増加

図表6 有効求人倍率の推移（季節調整済、区分A）



(備考) 厚生労働省資料より作成

図表7 完全失業率の推移（区分H）



(備考) 総務省資料より作成

に寄与している。一方、製造業、建設業は全国的にマイナスとなっている。特に製造業では、自動車産業など一部の好調業種で人員不足が生じているものの、製造業全体としては、雇用調整が続いていることがうかがわれる。

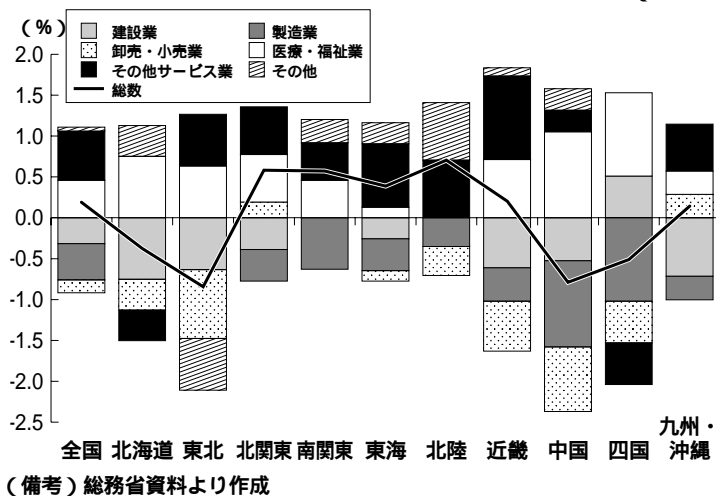
日本の産業別就業構造をみると、近年のアジアへの生産拠点の移転などから、製造業の就業者が減少する一方、サービス業の就業者が増加し、雇用の受け皿となっている。実際、産業別に就業者数を98年と04年で比較すると、製造業の就業者数は1,359万人から1,150万人に15.4%も減少し、全体の就業者に占める割合は6年間

で2.7ポイント低下した。これに対し、サービス業の就業者は2,529万人から2,721万人に7.6%増加し、全体に占める割合は4.2ポイント上昇している。

ところで、北海道は04年の失業率の低下幅が0.6ポイントと近畿の1.0ポイントに次いで大きい。必ずしも雇用環境が改善したとみることはできない。というのも、失業率の低下は、就業者の増加というよりも、求職活動を断念した「失業者」(統計上は失業者ではなく、非労働力

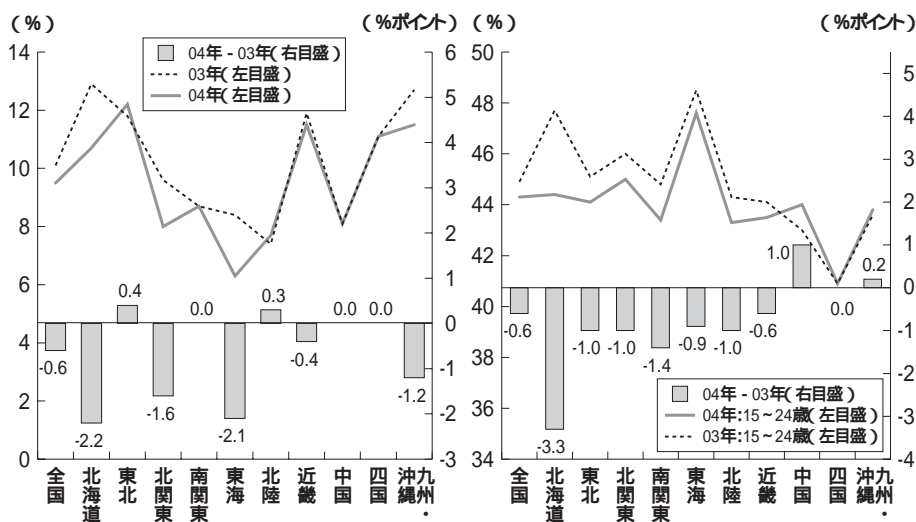
人口)が増加したためとみられるからである。実際、北海道では、04年に失業率が大幅に低下する一方で、就業者数も前年に比べて減少し、労働力人口比率(労働力人口(就業者+失業者)/人口)は大きく低下している(全国平均の前年比0.4ポイント低下に対し、北海道は0.7ポイント低下と低下幅は全国最大)。求職活動を断念した潜在的失業者(非労働力人口)が増加したと考えられる。このことは、とりわけ若年層において顕著である。15~24歳の完全失業

図表8 04年の就業者数の前年比と産業別寄与度(区分H)



率は、04年に10.7%と前年の12.9%から2.2ポイント改善した一方で、同世代の労働力人口比率は前年比マイナス3.3ポイントと大幅に低下している(全国平均はマイナス0.6ポイント、図表9)。全国的にみれば、労働力人口比率の低下の主因は、高齢化の進展であると考えられるが、北海道の場合は、若年層を中心に職探しを断念した潜

図表9 完全失業率(左図)と労働力人口比率(右図)(15~24歳、区分H)



在的失業者が増加したことも影響しているといえよう。

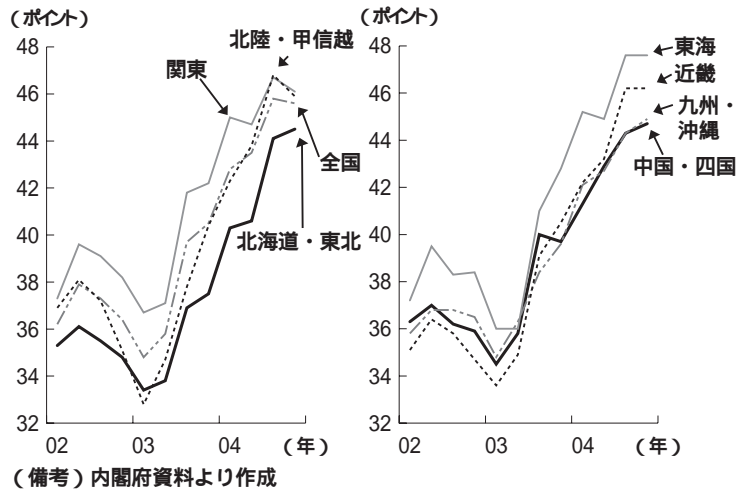
(3) 個人消費 消費者マインドの改善は、大都市圏が中心

雇用環境の好転から、消費者マインドも改善を示した。今後半年間の消費者心理を示す消費者態度指数（一般世帯、季節調整値）は、03年3月の34.8を底に上昇を続け、04年9月には45.8と96年6月（46.1）以来の高水準を記録した。その後、04年12月には、税・社会保障負担のさらなる増大懸念などから、前期比0.2ポイント低下の45.6となったが、依然として高水準にある。地域別にもすべての地域で上向いているが、なかでも、雇用環境の改善が顕著であった関東、東海、北陸、近畿が相対的に良好である（図表10）。

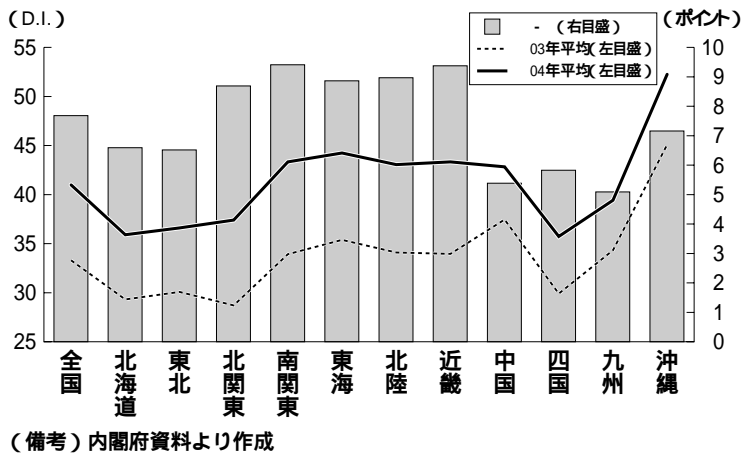
これら地域では、消費支出も底堅く推移した。個人消費全般の動向を示す、景気ウォッチャー調査^(注)の家計動向関連（小売、飲食、サービス、住宅）をみると（図表11）、04年の関東、東海、北陸、近畿の水準は他地域と比べ高く、かつ、03年からの改善幅も大きかった。

次に、実際の個人消費の動向を業種別にみてみよう。04年の大型小売店販売額（既存店）は、前年比3.5%減と92年以来13年連続のマイナスとなった。04年は、大型台風の相次ぐ襲

図表10 消費者態度指数の推移(一般世帯、季節調整値、区分G)



図表11 景気ウォッチャー調査 (家計、現状判断D.I.(水準)、区分A)



来によって客足が遠のいたことや、暖冬によって冬物衣料、燃料、暖房器具などの売行きが不振だったことが影響した。また、構造的な問題として、専門店、映画館、ゲームセンターなどから構成される大型複合商業施設、ドラッグストアなどの新規出店により、百貨店やスーパーの既存店は、厳しい競争にさらされている。こうしたなか、地域別にみると、すべての地域で前年比マイナスとなっているものの、減少幅にはばらつきがみられる（図表

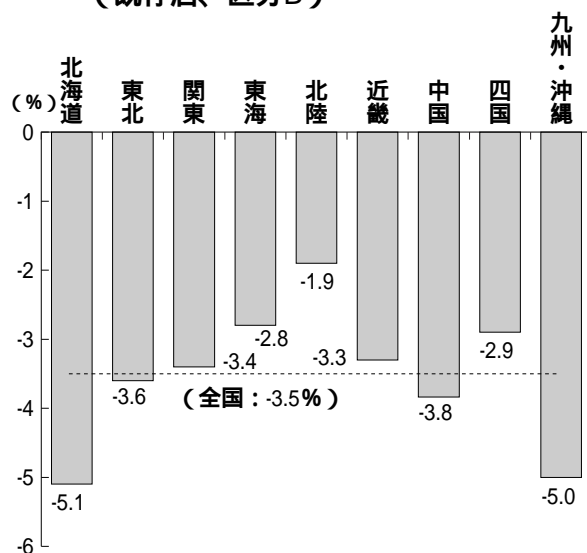
(注) 景気ウォッチャー調査は、タクシーの運転手など、地域の景気に関連の深い動きを観察できる立場にある人に対して実施する、業況アンケート調査

12) 北陸(1.9%減)を筆頭に、東海(2.8%減)、四国(2.9%減)、近畿(3.3%減)、関東(3.4%減)の減少幅が小さい一方、北海道(5.1%減)、九州・沖縄(5.0%減)の減少幅が大きい。

乗用車販売は、消費者マインドが回復するなか、各社のモデルチェンジ効果もあって軽自動車を中心に堅調に推移した。04年の乗用車新規登録・届出台数は前年比1.1%増と、前年の1.7%減からプラスに転じた(図表13)。地域別には、人口の流入超過が続いている沖縄、台風被害による買換え需要がみられた四国を中心に、多くの地域で前年を上回った。ただ、北海道(2.1%減)、九州(0.2%減)は、小幅ながら減少した。

乗用車販売のほか、04年の個人消費を押し上げたのはデジタル家電である。04年はアテネ・オリンピックの開催もあって、薄型テレビやDVDレコーダーなどデジタル家電の販売が好調だった。04年の家電製品販売額を地域

図表12 04年の大型小売店販売額の前年比(既存店、区分B)



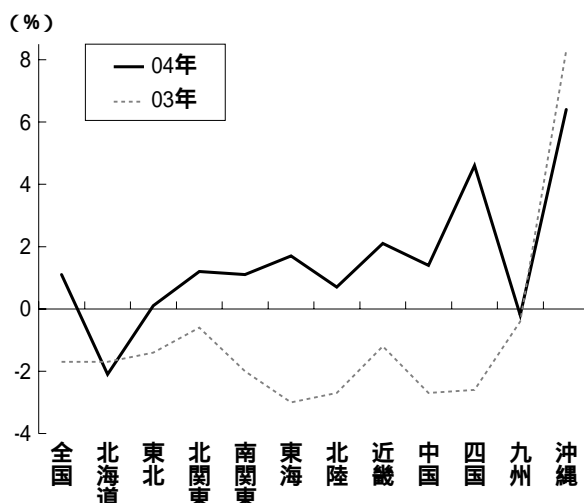
(備考) 各経済産業局資料より作成

別にみると、どの地域においてもテレビ、DVDレコーダーの販売額は前年を上回った。ただ、パソコンを中心にその他の商品は低迷しており、家電販売全体では、理美容健康機器などが堅調だった近畿を除いて前年比マイナスとなった(図表14)。

(4) 投資 公共投資への依存が高い地方圏で建設投資の減少幅が大きい

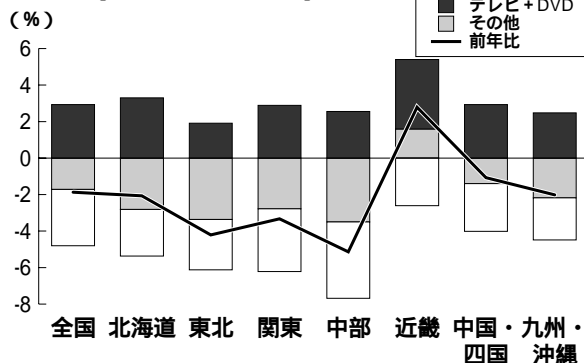
今回の景気回復局面の大きな特徴は、家計部門に比べて、企業部門の改善が著しいこと

図表13 乗用車新規登録・届出台数の前年比(区分F)



(備考) 日本自動車販売連合会資料、全国軽自動車協会連合会資料より作成

図表14 04年の家電製品販売額の前年比(既存店、区分E)



(備考) NEBA(日本電気大型店協会)資料より作成

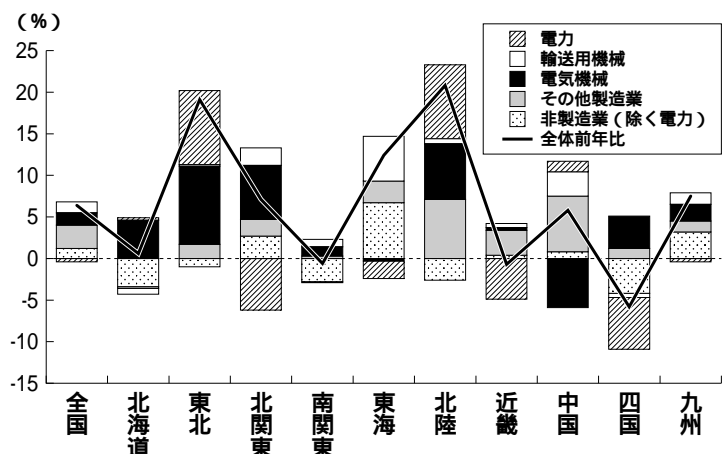
である。財務省の「法人企業統計調査（四半期別調査）」（金融・保険を除く資本金1,000万円以上の企業が対象）によると、経常利益は02年7～9月から前年比増益に転じ、04年中は製造業、非製造業ともに2ケタ増で推移した。こうした企業収益の拡大を背景に、設備投資は04年に増勢が強まった。法人企業統計調査をみると、04年の設備投資（ソフトウェアを除く）は、前年比9.1%増と03年の同1.8%増から増加幅が拡大した。

地域別には、日本政策投資銀行がまとめた設備投資計画（04年度）をみると（図表15）、東北、北関東、東海、北陸、中国など多くの地域で前年比プラスとなった。業種別には、製造業がすべての地域で増加し、全体を押し上げている。とりわけ、電気機械が、デジタル家電に対する需要の高まりを背景に増加するほか、輸送用機械も、国内外における乗用車販売の堅調や、モデルチェンジへの対応などから増加の計画となっている。一方、非製造業では、一部の鉄道新線工事が終了した南関東や、発電所建設が一巡した近畿、電力と不動産で前年の大型投資の反動減がある四国などで、前年比マイナスとなった。ただ、中部国際空港関連の投資がある東海、原発など電力関連投資が増加する東北、北陸などがプラスとなるため、非製造業全体では前年比1.1%増と4年ぶりに増加に転じた。

住宅投資は、分譲、貸家を中心に堅調に推移した。04年の新設住宅着工戸数は、前年比2.5%増と2年連続のプラスとなった（図表16）。消費者マインドの改善に加えて、住宅ローン減税の縮小（05年以降に段階的に縮小）を前にした駆け込み需要などが住宅投資を押し上げた。

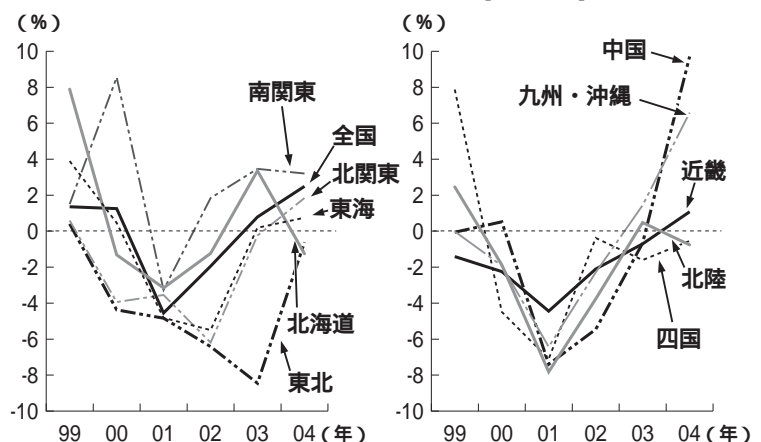
地域別には、北関東（1.8%増）、南関東（3.2%増）、東海（0.8%増）、近畿（1.1%増）、中国（9.7%増）、九州・沖縄（6.6%増）が前年を上回った。とりわけ、中国、九州・沖縄が高い伸びを示したほか、人口の流入が著し

図表15 04年度の設備投資の前年比と業種別寄与度（計画、04年6月調査、区分A）



（備考）1. 資本金1億円以上の民間法人企業を調査対象とする。
2. 日本政策投資銀行『地域別設備投資計画調査』より作成

図表16 新設住宅着工戸数の前年比（区分H）



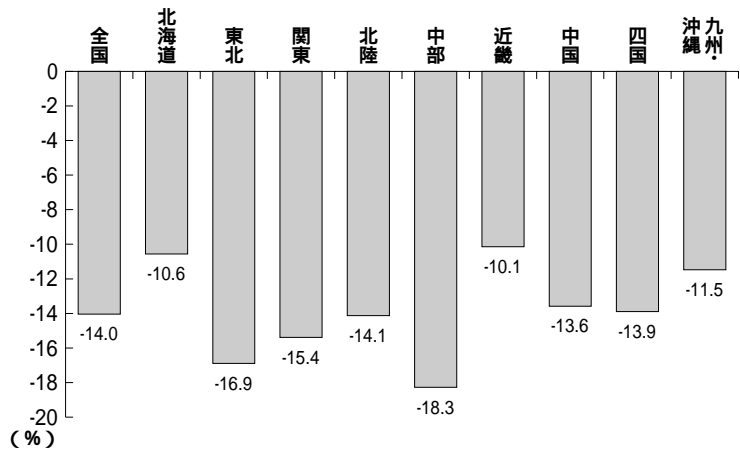
（備考）国土交通省資料より作成

い南関東は3年連続のプラスとなった。

公共投資は引き続き減少した。04年の公共工事請負金額は、前年比14.0%減と5年連続のマイナスを記録し、地域別にもすべての地域で2ケタ減となった(図表17)。この背景には、小泉内閣発足以降の公共投資抑制政策、地方財政の悪化、などがある。実際、04年度の国の当初予算では公共事業関係費が前年比3.5%減と引き続き抑制された。また、地方においても、地方交付税の大幅削減などから緊縮財政型のスタンスをとらざるを得ない状況となっている。

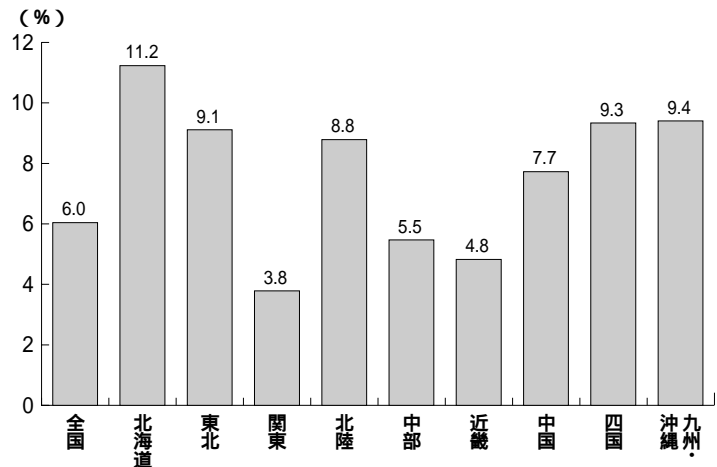
こうした公共投資の削減は、公共投資への依存度が高い地方圏経済に大きな打撃を与えている。02年度の域内総生産に占める公共投資の割合をみると(図表18)、北海道の11.2%を筆頭に、九州・沖縄(9.4%)、四国(9.3%)、東北(9.1%)の順で高い。全国平均の6.0%を下回るのは、関東(3.8%)、近畿(4.8%)、中部(5.5%)の3大都市圏だけであり、公共投資の削減が大都市圏と地方圏の景気格差の一因と考えられる。実際、04年の建設投資の前年比と、建設投資に占める公共投資の割合との相関図をみると(図表19)、公共投資のウエイトが高い地域ほど、建設投資の減少幅が大きい傾向が読み取れる。例えば、建設投資に占める公共投資の

図表17 04年の公共工事請負金額の前年比(区分D)



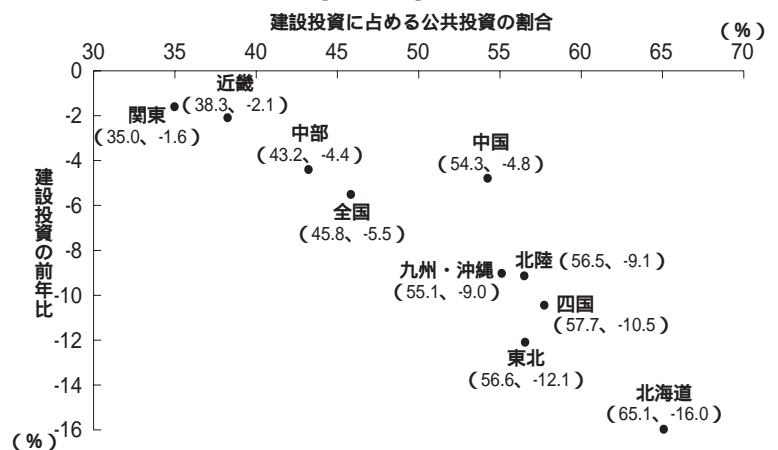
(備考) 保証事業会社協会資料より作成

図表18 域内総生産に占める公共投資の割合(02年度、区分D)



(備考) 内閣府『県民経済計算』より作成

図表19 建設投資の前年比(04年)と建設投資に占める公共投資の割合(区分H)



(備考) 1. 建設投資に占める公共投資の割合は97~01年度の平均
2. 04年の建設投資の前年比は国土交通省『建設総合統計』。建設投資に占める公共投資の割合は国土交通省『建設投資見通し』より作成

割合が65.1%と大きい北海道は、04年の建設投資が前年比16.0%の大幅減となった。一方、公共投資のウエイトが35.0%と比較的小さい関東は、1.6%の小幅減少にとどまった。政府は、「構造改革と経済財政の中期展望 - 2004年度改定について」(05年1月閣議決定)において、今後も引き続き公共事業の削減を進める方針を示しており、北海道など公共投資依存度が高い地方圏経済はさらなる逆風を受けることになる。地方圏では、民間活力の活用により、地域経済の再生を図る必要がある。

3. 近年の人口動態の特徴 工業集積地の関東・東海や移住が多い沖縄の人口は増加

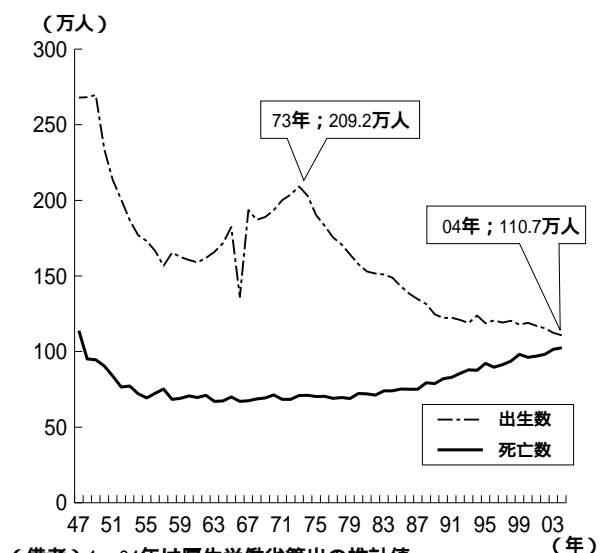
前述したように、2004年の地域経済は、景況感格差こそやや縮小したものの、大都市圏と地方圏との経済格差は依然として大きく、その一因は人口動態の違いにあると考えられる。そこで、本章では、近年における地域別の人口動態の特徴を自然増減(出生 - 死亡) 社会増減(転入 - 転出)の両面から検討してみた。

- (1) 間近に迫る日本の人口減少 すでに半数近い県で自然増加率はマイナスに
 国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、日本の人口は06年の1億2,774万人をピークに減少に転じ^{(注)6}、50年には1億60万人にまで縮小(ピーク時比21.2%減)すると見込まれ

ている。出生数は、第1次ベビーブーム時(1947~49年)に年間270万人、第2次ベビーブーム時(1971~74年)に同210万人近くに達していたが、04年には110.7万人にまで減少した^{(注)7}(図表20)。この30年間で約100万人も減少したことになる。現在は、第2次ベビーブーマーが出産適齢期を迎えているが、一人の女性が一生の間に出産する子供の数を示す合計特殊出生率^{(注)8}は、1971年の2.16人をピークに低下の一途をたどり、03年には1.29人にまで落ち込むなど、出生数の漸減傾向は今後も続くものと予想される。

医療技術の進歩や生活環境の改善などで平均寿命は延びているが^{(注)9}、高齢者の絶対数が増加しているため^{(注)10}、死亡数は緩やかに増加している。出生数から死亡数を引いた自然増加数は、第1次ベビーブーム時の1949年には175

図表20 出生数と死亡数の推移(全国)



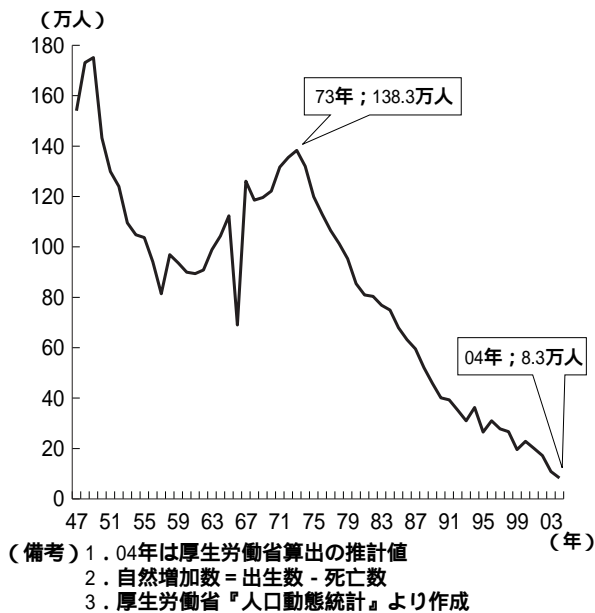
(備考) 1. 04年は厚生労働省算出の推計値
 2. 厚生労働省『人口動態統計』より作成

(注)6. 02年1月に推計(中位推計)
 7. 04年は厚生労働省が『人口動態統計速報』の04年1~10月分を基礎資料として1年分を推計した値。総務省の『人口推計年報』(04年10月1日現在推計人口)における人口増減は03年10月1日~04年9月30日を推計したもので、自然増加数は10.2万人
 8. 15~49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの
 9. 厚生労働省『平成15年簡易生命表』によると、平均寿命は男が78.36年、女が85.33年であり、いずれも過去最長を更新した。
 10. 総務省『人口推計年報』では、04年の65歳以上日本人人口は2,478.8万人で、5年前の2,111.5万人から17.4%も拡大している。

万人を超え、第2次ベビーブーム時の1973年には138万人に達していたが、04年は8.3万人にまで減少している（図表21）。自然増加数のマイナス転換は必至の状況であり、日本における人口減少時代は間近に迫っている。

しかも、都道府県別に日本人人口の増減を

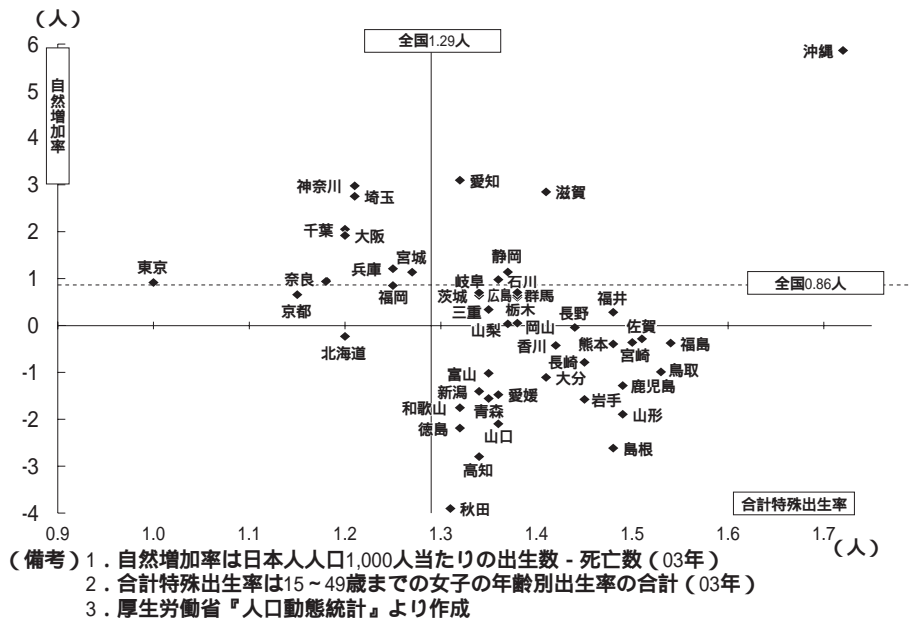
図表21 自然増加数の推移(全国)



みると、04年に前年より人口が減少した地域は、秋田（前年比0.8%減）、青森（同0.7%減）など35道府県に達しており^{(注)11}、半数以上です。特に、自然増加率（日本人人口1,000人当たり自然増加数）がマイナスに転じている地域は、秋田・高知・島根など23道県に上る（03年^{(注)12}、図表22）。福島・鳥取・佐賀・宮崎といった県は、相対的に出生率が高く、合計特殊出生率は全国の1.29人を上回る1.5人超であるものの、出生数は死亡数を下回る状況にある。全国の水準よりも合計特殊出生率が高いにもかかわらず、自然増加率がマイナスの地域は22県に達し、北海道を除いて自然増加率がマイナスの県は合計特殊出生率が比較的高水準であるということが読み取れる。

合計特殊出生率が高いこれらの県で自然増加率がマイナスに転じているのは、出産適齢

図表22 都道府県別の自然増加率と合計特殊出生率



(注)11. 総務省『人口推計年報』より。04年の総人口は秋田（前年比0.7%減）、青森（同0.7%減）など33道府県で減少した。
12. 総務省『人口推計年報』の03年10月1日～04年9月30日の自然増加率では、24道県でマイナス

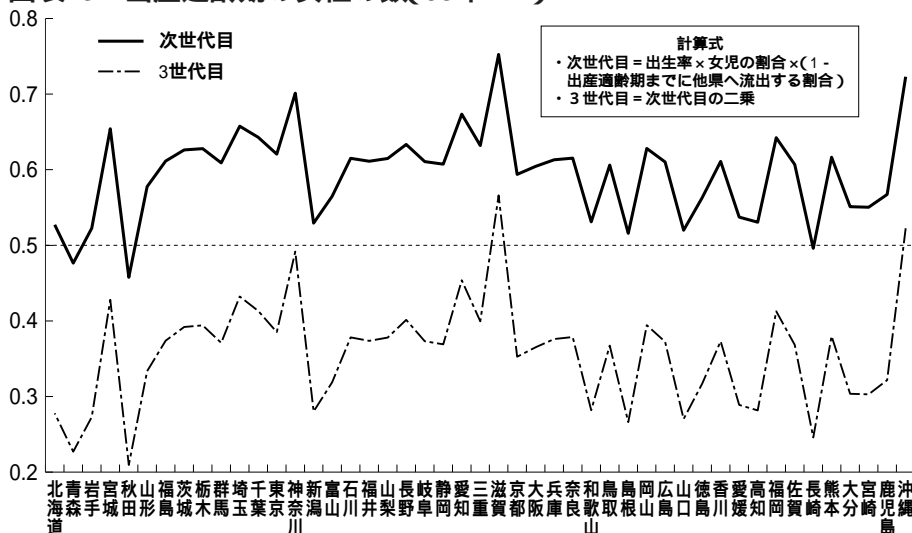
期の女性の数自体が減少しているからである。例えば、自然増加率のマイナス幅が最も大きい秋田では、2000年の出産適齢期（20～34歳）の女性の数は、20年前の0～14歳人口の女性の数の71.2%にまで減少しており、秋田で生まれ育った若年女性の30%近くが県外へ流出したことになる。03年の秋田の合計特殊出生率は1.31人、生まれた子供の49.0%が女兒であったが、その3割は県外へ転出してしまうと仮定すると、次世代の出産を担う女性の数は現世代の半分以下^{(注)13}に減少してしまう計算となる（図表23）。秋田の他に青森・長崎で出産適齢期の女性が次世代に半分以下となり、これらの県では出生率の趨勢的な低下傾向と出産の担い手の流出という両面から少子化や自然増加率のマイナス幅の拡大がスパイラル的に進展するおそれがある。

人口の自然増加率は特に若年層の人口移動

の影響を強く受けるため、各都道府県の人口増減を世代別にみることにしよう。90年から00年の間に総人口が減少したのは、秋田・長崎・山口・島根など16県であった（図表24）。例えば、長崎はこの10年間に人口が3.0%減少したが、そのうち若年層（15～24歳）の寄与度はマイナス3.4%ポイントであり、地方では就職や進学に伴う若者の流出超過が人口減少の主因になっている。

その反面、東京・大阪などの大都市では、若年層の地方からの流入超過が見受けられる一方で、転勤・Uターンや近郊での住居購入などで壮年層（25～44歳）や熟年層（45～64歳）の流出超過が顕著である。千葉・埼玉・神奈川・滋賀といった近郊では、大都市から溢れ出る形で若年層・壮年層ともに転入超過になっている。埼玉・千葉・神奈川などの大都市周辺部では、都市化の影響で出生率が低いものの、

図表23 出産適齢期の女性の数(03年 = 1)

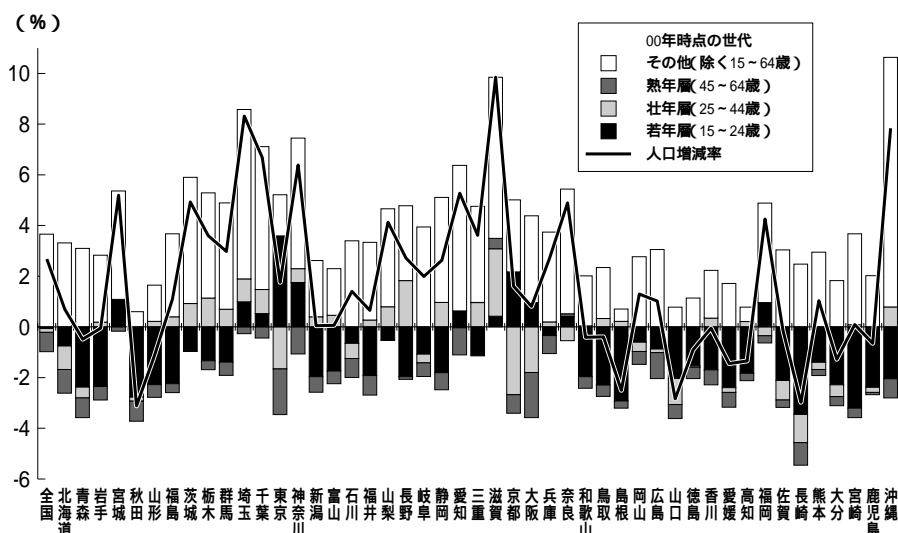


(備考) 1. 03年の合計特殊出生率、80年の女性の0～14歳人口に対する00年の女性の20～34歳人口の増減率を用いて推計

2. 厚生労働省『人口動態統計』、総務省『国勢調査』より作成

(注)13. 現世代の一人の女性が秋田で一生に産む子供の数1.31人×そのうち女兒が生まれる割合49.0%×女性が秋田にとどまる割合71.2% = 0.458人

図表24 都道府県別・世代別の人口増減率(90～00年)



(備考) 1. 若年層は90年の5～14歳人口に対する00年の15～24歳人口の増減率(壮年層、熟年層も同様)
2. 総務省『国勢調査』より作成

出産適齢期の女性が比較的多いことから、自然増加率は全国を上回る水準を維持している(図表22)。なお、「その他(15～64歳を除いたもの)」がすべての都道府県でプラスに寄与しているのは、この10年間における自然増加数の累計が反映されているためであり^{(注)14}、秋田・島根・高知といった若年層の流出が続き、少子化が進展している地域では、「その他」のプラス寄与が他の県に比べて著しく小さいことが読み取れる。

(2) 都道府県間の人口移動の要因分析と各都道府県の最終的な人口分布の試算

前節の分析を通じて、世代別の人口移動には、地方での若年層の流出超、大都市での若年層の流入超と壮年・熟年層の流出超、

大都市周辺部での若年・壮年層の流入超という傾向がみられることがわかった。ただ、都道府県間の人口移動は、人口構成や経済環境などの要因によって変化すると考えられる。そこで、80年代後半以降の各都道府県の転入超過数(転入-転出)の動向から、因子分析^{(注)15}と呼ばれる手法を用いて各都道府県の転入超過数に影響を与えた共通の要因を抽出し、その要因が各都道府県に及ぼしたインパクトを算出してみた。

都道府県の転入超過数を主に決定付けている共通的要因としては、「90年代半ばまで趨勢的に続いた地方からの転出者の漸減傾向と90年代後半以降の地方への転入者数の減少」と「バブル経済による大都市圏の地価高騰などに伴う都市部周辺への人口流入」という2つの動きが挙げられる^{(注)16}。前者は、地方から大都市

(注)14. 「その他」は(90～00年に生まれて00年に当該県にいる子供の数 - 90年に0～4歳または55歳以上で90～00年までに県外へ転出したか死亡した者の数 + 90年に0～4歳または55歳以上で90～00年までに県外から転入した者の数) ÷ 90年の当該県の総人口

15. 因子分析とは、各変量(本稿の場合では各都道府県の転入超過幅)の変動要因を、各変量に影響を与える共通の因子(共通因子)で説明できる部分と、各変量の固有の動きをする因子(独自因子)で説明できる部分とに分け、各変量が共通因子から受ける影響度(因子負荷量)などを算出するための手法である。

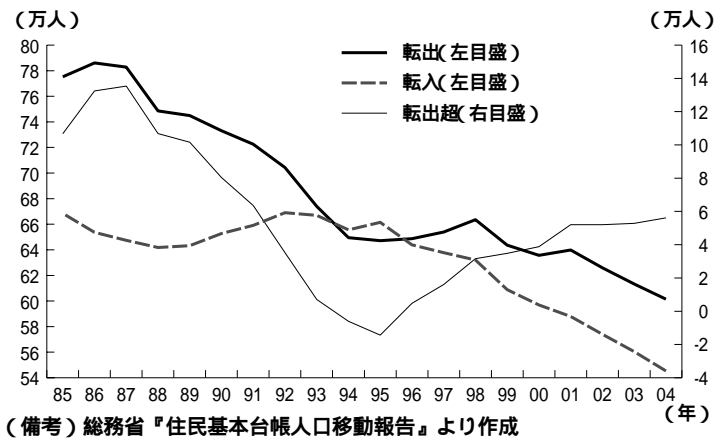
16. 因子得点を時系列で並べると、第1因子は95年をボトムとしたV字型曲線を描き、第2因子は90年をピークとした富士山型曲線(歪度が正になるような右に歪んだ山型)を描く。

への流出が漸減傾向をたどる一方、90年代後半以降、故郷への還流が少なくなっている状況を反映していることから、「Uターン縮小要因」と呼び、後者は90年に大都市圏の地価がピークに達した状況を反映していることから、「バブル要因」と呼ぶことにする。

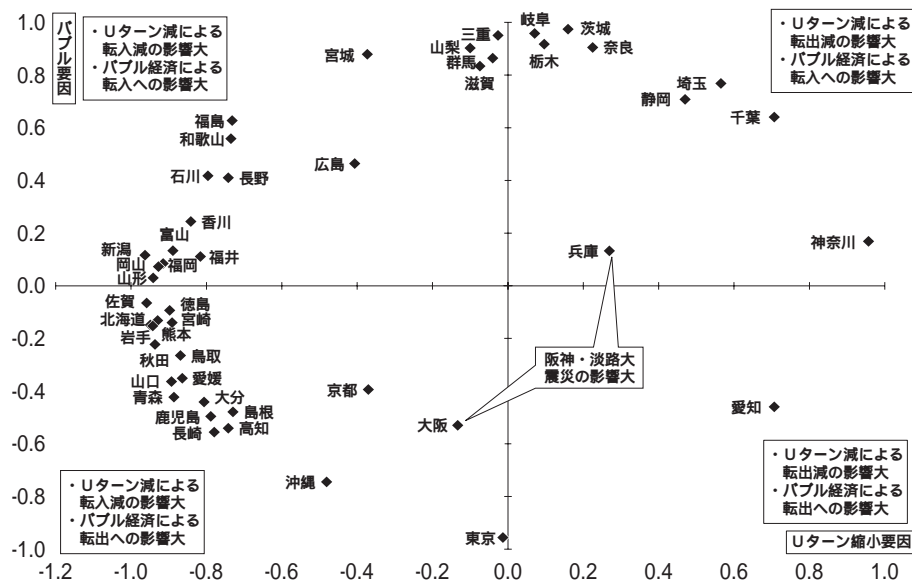
Uターン縮小による転出超過幅の拡大の影響が強い地域（Uターン縮小要因地域^{(注)17}）は、新潟・佐賀・岩手・熊本・山形などであり（図表25の横軸マイナス側）、これらの地域では、90年代半ばまで転入者数がほぼ横ばいであった一方、転出者数は漸減傾向をたどった（図表26）。この時期の地方における転出者数の減少は、平均出産児童数の減少で跡取り以外の子供の数が減った、地方にお

ける大学・専門学校等の設置・定員増加に伴って若年層の流出が抑制された、ことなどが一因であると指摘されている。実際、国立社会保障・人口問題研究所『出生動向基本調査』によると、平均出産児童数^{(注)18}は1957年に3.60人だったのが、1977年には2.19人にまで低下しており、家業・家督を引き継がない子供の県

図表26 Uターン縮小要因地域の転出・転入者数



図表25 転入超過幅の変動要因別の影響度



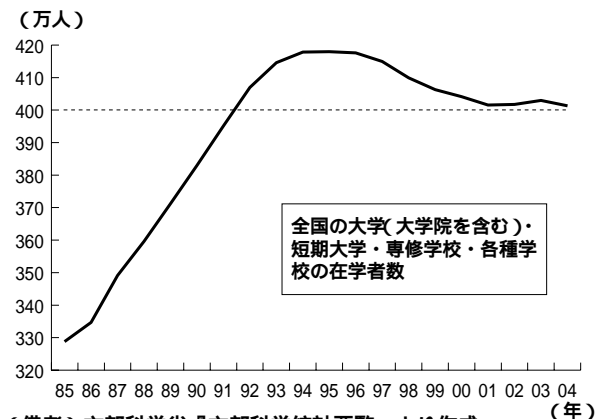
(注)17. この影響が強い上位20道県は、新潟・佐賀・岩手・熊本・山形・秋田・北海道・岡山・福岡・徳島・山口・宮崎・富山・青森・鳥取・愛媛・香川・福井・大分・石川
18. 結婚継続期間が15~19年の夫婦の子供の数

外への転出が減少している可能性がある^{(注)19}。また、この時期は、地方を中心に大学・専門学校等の設置や定員数の拡大で在学者数が大幅に増加している。85年には全国で330万人程度だった学生数^{(注)20}が92年に400万人を突破し、95年には418万人とピークに達した(図表27)。わずか10年間で約90万人も学生の数が増大したことになる。少子化の影響で全国の在学者数は90年代後半からは減少に転じているが、90年から04年までの学生数の推移をみると、東京圏で2.0%の増加にとどまったのとは対照的に、主要地方都市を除いた其他地方では10.2%も増加した(図表28)^{(注)21}。地方における大学や専門学校等の受入れ態勢の強化・拡大が、若年層の地元定着を促した一因と考えられる。

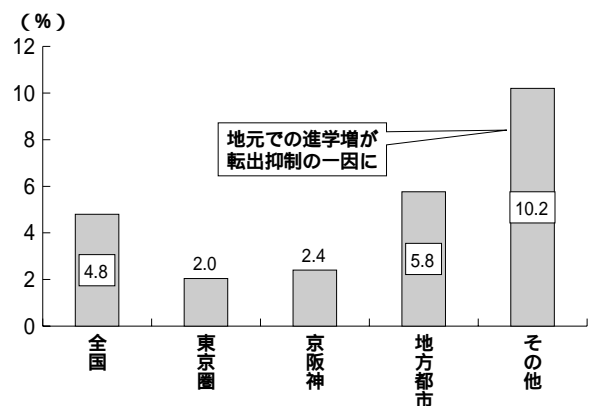
こうした転出者の減少は、地方における雇用機会の縮小と相まって、大都市に流出した者の故郷への還流を減少させることにつながっている。Uターン縮小要因地域の転入者数は、90年代後半以降、減少基調で推移している。今後は、団塊の世代が定年退職を迎えて老後を故郷で暮らすためのUターンが増える可能性もあるが^{(注)22}、少子化によって転出の抑制が続く一方で、Uターンの減少も引き起こされ、転出超過状態が持続するおそれもある。

一方、バブル経済の動向も都道府県の人口

図表27 大学・短大・専門学校の在学者数



図表28 地域別の在学者数増減率(90 04年)



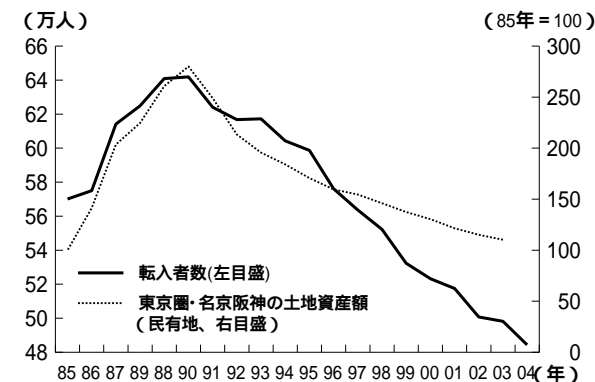
動態に大きな影響を及ぼした。バブル経済が転入者数の押し上げに大きく影響を及ぼしたとみられる地域(バブル要因地域^{(注)23})は、茨城・岐阜・三重・栃木などの大都市部周辺が多い(図表25の縦軸プラス側)。実際、これらの地域の転入者数はバブル経済の拡大とともに増大しており、大都市部の土地資産額(民有地)と似通った動きを示している(図

(注)19. 例えば、世帯数100軒で1世帯4人子供を産む地域が、団塊の世代の独立等で世帯数が150軒に増え、1世帯3人子供を産むようになった場合、生まれる子供の総数は増えるが、地元に残って家を継ぐべき者(夫婦)は200人から300人になり、県外へ転出しやすい者は200人から150人に減少する。平均出産児童数は82年2.23、87年2.19、92年2.21、97年2.21、02年2.23人
20. 大学(大学院を含む)・短期大学・専修学校・各種学校の在学者数
21. 東京圏は東京・神奈川・千葉・埼玉、京阪神は京都・大阪・兵庫、地方都市は北海道・宮城・愛知・広島・福岡とし、主要都市を除いた地方は、東京圏・京阪神・地方都市を除いた地域とした。
22. ただ、地方で転入超過幅が大きい世代は25~34歳であり、就職してから5~10年程度を経た比較的若い世代である(内外経済・金融動向(15-10)『地域間のヒト・モノの相互依存関係からみた空洞化の現状』図表2参照)。
23. この影響が強い上位10県は、茨城・岐阜・三重・栃木・奈良・山梨・宮城・群馬・滋賀・埼玉

表29)^{注24}。バブル経済に伴う大都市での地価の高騰は、団塊の世代の住宅購入や工場立地が活発化した時期でもあり、大都市を避ける形で住居の購入が相対的に容易で雇用環境も比較的良好な都市部周辺への転入を促したものと考えられる。なお、多くの地方の県では、人口の流出超過幅が縮小ないし転入超過に転じた90年代半ばに土地資産額がピークに達しており(図表30)、地価の動きと人口動態とが密接に関係している様子がうかがえる。

都道府県間の人口移動をみると、転出超過になっている地域が04年では37道府県に達する^(注25)。このまま人口の流出が続くと、これらの地域では人口移動要因だけでも住民が大幅に減少してしまうのではないかという懸念が生じる。そこで、人口の自然増加率をゼロと仮定して、都道府県間の人口移動が04年と同様のパターンで今後も継続した場合に、各都

図表29 バブル要因地域の転入者数と大都市(東京圏・名京阪神)の土地資産額



(備考) 1. 土地資産額は年末値。名京阪神は愛知・京都・大阪・兵庫
2. 総務省『住民基本台帳人口移動報告』、内閣府『国民経済計算年報』より作成

道府県の人口は最終的にどのような分布になるのかを試算してみた^(注26)。例えば、仮設例として図表31のような3地域間の人口移動のケースを考える。地域Aは、毎年、地域Bに住民の1割、地域Cに住民の1割が転出する構造になっており、地域B、地域Cも表のような比率で他地域へ転出するものと仮定する。全地域の人口が300万人だとすると、地域Aの人口が150万

図表30 都道府県別の土地資産額のピーク時点(民有地、年末)

90年	宮城	埼玉	千葉	東京	神奈川
	愛知	滋賀	京都	大阪	兵庫
	奈良				
91年	北海道	静岡			
92年					
93年	広島				
94年					
95年					
96年	青森	福島	茨城	栃木	群馬
	新潟	富山	石川	福井	山梨
	長野	岐阜	三重	和歌山	愛媛
	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本
	宮崎	沖縄			
97年	山形	香川	大分		
98年	岩手	秋田	岡山	山口	鹿児島
99年	鳥取	徳島			
00年	島根				

(備考) 内閣府『国民経済計算年報』より作成

図表31 最終的な人口分布の数値例(3地域のケース)

前提条件

- ・人口の自然増加率はゼロ
- ・毎年以下のような比率で人口が移動

		n + 1年			
		合計	地域A	地域B	地域C
n年	地域A	1.0	0.8	0.1	0.1
	地域B	1.0	0.2	0.7	0.1
	地域C	1.0	0.2	0.3	0.5

定常状態(人口増減がとどまる人口分布)の人口移動
(総人口300万人の場合)

(tは定常状態に達した時点) (単位: 万人)

		t + 1年			
		人口	地域A	地域B	地域C
t年	地域A	150	120	15	15
	地域B	100	20	70	10
	地域C	50	10	15	25
	人口	300	150	100	50

(注)24. 大都市部は東京・神奈川・千葉・埼玉・愛知・京都・大阪・兵庫とした。転入者数と土地資産額の相関係数は0.8902

25. 総務省『住民基本台帳人口移動報告』ベース

26. 各都道府県において、04年の県外への転出者数と県内にとどまった者の数の比率(対03年末人口、推移確率行列)に基づいて繰り返し人口移動が起こるものと仮定したケースで、この推移確率行列を用いてマルコフ連鎖の定常分布を算出することによって最終的に人口が増減しなくなる人口分布を求めた(人口の自然増減は考慮しない。03年末人口は03年度末人口等から推計)。

人、地域Bが100万人、地域Cが50万人になった時点で各地域の人口は一定となる。地域Aの場合、地域Bと地域Cに各々人口の1割に当たる15万人（計30万人）が転出するが、地域Bから20万人、地域Cから10万人（計30万人）が転入してくるので、人口は増えも減りもしない。

これを47都道府県間で算出すると（図表32）、青森では最終的に現在より20%超も人口が減少することになり、和歌山・秋田・岩手・島根・山形も大幅な減少が予想される。また、大都市部の大阪で約10%減と大きなマイナスになっているが、これは、大阪から兵庫への人口流出が大きいという、大阪は人口減少幅が大きい奈良や和歌山などからの転入者のウエイトが比較的高いため、これらの県から大阪へ流入する者の数が徐々に細るためである。一方、関東および東海・滋賀といった工業集積地や都会からの移住が多い沖縄では転入超過となり、これらの地域では他県からの人口流入によって少子化に伴う人口減少圧力を緩和できることになる。また、関東や東海といっ

た特定地域に人口が集中する一方で、北海道、宮城、広島、福岡といった地方の主要都市圏は軒並みマイナスである。

こうした人口の一極集中傾向は、大都市間での相互的な人口移動や各地域内で人口が循環する構造が形成されていないことが一因になっており、現状のような人口動態が維持されれば、地域間の経済格差の拡大が一段と助長されるおそれがある。

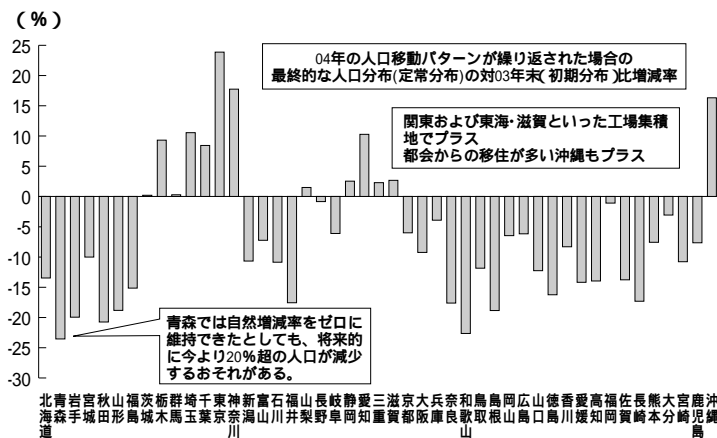
4. 工場立地における地域選定理由の類型化 地域特性の強みを活かした誘致策が必要

前章までの検証の結果、工業集積地は相対的に景況感が良好で、人口も流入超になる傾向があるということがわかった。実際、各地方自治体も、工場の誘致を積極的に推し進め、雇用の創出、転出超過数の抑制に努めることで、地域経済を活性化しようとしている。

04年は好調な企業業績を背景に企業が設備投資を積極化し、デジタル関連など一部業種では

工場立地の国内回帰の動きも散見される。03年の工場立地件数は、前年比24.6%と急増し、04年上半年も同38.2%増と増勢を強めている（図表33）。工場の立地における雇用創出規模（雇用予定従業者数）は、99～03年の5年間でみると、関東内陸が788件の立地に対して3.9万人（1工場当たり49人、全国平均は41人）、東海が677件に対して3.4万人（同50人）、関東臨海が393件に対して2.6万人（同65人）に上り、雇

図表32 都道府県間人口移動に伴う最終的な人口分布（対03年末比増減率）



（備考）総務省『住民基本台帳人口移動報告』などより作成

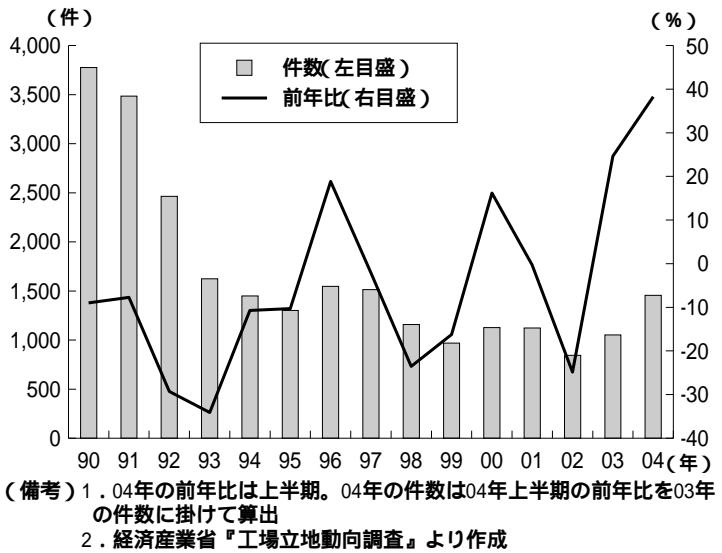
用創出規模が大きな地域は長期的に人口が集中すると見込まれる地域と一致している(図表34)。

では、工場を立地する企業は、立地地域を選定するに際して何を重視しているのだろうか。図表35は、各都道府県を企業の立地地域選定理由が似ているもの同士に類型化したものである(注27)。全国の選定理由構成比(注28)をみると、最も高いのが「用地面積の確保が容易」、次いで「地価」、「市場への近接性」となっており、一般的には用地を取得しやすくて地価が安い地域が好まれている。

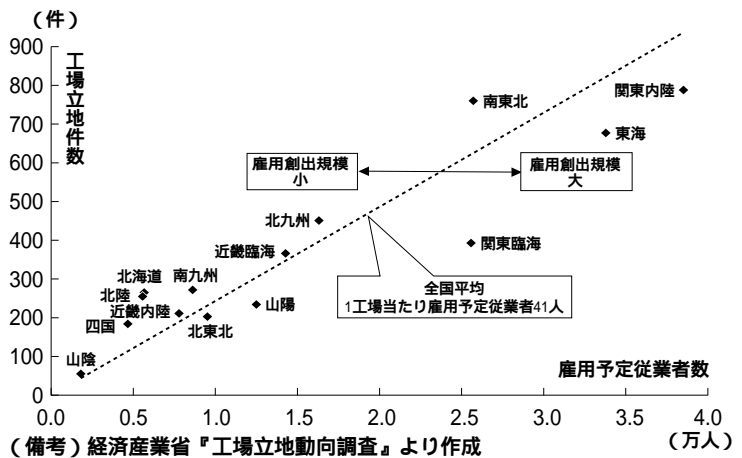
都道府県別にみると、例えば、滋賀では全国平均同様「用地面積の確保が容易」が最も重視されているが(16.9%)、「市場への近接性」、「本社への近接性」、「関連企業への近接性」が全国水準に比べて高く(各々14.0%、13.6%、11.9%)。滋賀は市場や本社・

関連企業へのアクセス面で優位性があるものと考えられる。選定理由が滋賀に似ている地域(パターンG)は、栃木・静岡・群馬・埼玉などの自動車関連工場等が立地している県に多く、このような地域では集積が集積を呼び込む形で立地件数の水準自体が高くなっている。また、北海道・鹿児島・高知などでは「原材料調達の利便性」の水準が高く、海洋資源や気候などに起因する天然資源・農産物(原

図表33 工場立地件数と前年比(全国)



図表34 地域別工場立地件数と雇用予定従業員数(99~03年累計、区分)



材料)や航路・物流施設などを活用するために立地するケースが多い。

一方、市場から遠く、工業が集積していない沖縄や島根へ立地する企業は、「用地面積の確保が容易」、「県・市町村からの助成」を目標に進出するケースが多いものの、立地件数は低水準である。主に、原材料調達の利便性を重視している企業や地価が安い地元

(注)27. 選定理由の近似性は、選定理由構成比をクラスター分析(ワード法)にかけることで算出した。
28. 選定理由構成比は、選択件数1件について「最も重要な理由」が2ポイント、「その他の主な理由」が1ポイントとして点数化し、その合計点の割合とした。選択理由項目は全部で17項目(「その他」を含む)

図表35 工場立地に際しての地域選定理由
(選定理由構成比、99～03年)

(単位：%)

主な選定理由(全国構成比)	パターンA	パターンB	パターンC	パターンD	パターンE	パターンF	パターンG	
	調達利便性 優先 助成重視型	用地確保優先		地価・助成 優先 地元重視型	縁故重視型	市場・本社優先		
		集積重視型	助成重視型			労働力 重視型	集積重視型	
用地面積の確保	19.4	19.1	22.7	26.7	20.8	17.3	12.9	18.1
地価	12.3	9.4	12.3	12.2	16.5	13.1	11.3	11.5
市場の近接性	10.5	10.9	7.5	6.9	7.7	5.4	22.6	12.4
関連企業の近接性	9.4	5.9	11.0	3.1	8.3	7.7	8.1	10.5
本社の近接性	9.2	6.2	6.1	3.1	11.0	8.8	14.5	10.4
県・市町村の助成	8.9	11.8	10.3	15.3	11.1	10.8	0.0	6.8
労働力確保	7.6	7.6	8.7	4.6	5.4	8.5	14.5	7.9
原材料調達の利便性	6.5	12.5	4.5	13.0	4.8	4.6	4.8	6.0
1県当たり年平均立地件数(21.8件)	20.6	18.0	4.8	21.4	7.4	4.6	29.9	
	北海道	青森	島根	新潟	福井	東京	岩手	茨城
	長崎	岐阜	沖縄	広島	奈良		佐賀	栃木
	鹿児島	熊本		長野	徳島		山口	静岡
	大阪	秋田		富山			宮城	群馬
	宮崎	岡山		石川			兵庫	埼玉
	高知	山形		三重			福岡	滋賀
		福島		和歌山			愛知	山梨
		愛媛		鳥取			千葉	京都
		大分		香川			神奈川	

北海道や鹿児島・高知などでは、天然資源(原材料)を活用するために工場を立地するケースが多い。

市場や本社・関連会社が近い都市部周辺に工場が集積し、集積が集積を呼ぶ構造になっている。

- (備考) 1. 選定理由構成比は、選択件数1件について「最も重要な理由」が2ポイント、「その他の主な理由」が1ポイントとして点数化し、その合計点の割合とした。選択理由項目は全部で17項目(「その他」を含む)
 2. クラスタ分析(ワード法)により、各都道府県を選定理由の傾向が似ている県同士にパターン化した。
 3. シャドウは選択理由構成比が全国値を上回る項目および工場立地件数が上位23位の県
 4. 経済産業省『工場立地動向調査』より作成

「県・市町村からの助成」を活用しようとする傾向がみられ、滋賀などのように市場や関連企業の集積地に近いことに強みを有する地域では、地方自治体による助成は決定的な立地要件というより、むしろ付随的な条件にとどまっているといえよう^{(注)29}。

工場立地選定理由のパターンの相違によって、地方自治体を実施すべき誘致策は各々異なっよう。パターンごとに分類すると、次のような誘致策が有効と考えられる。

パターンA ...地域資源を活用しやすいように

工業団地を整備する。

パターンB ...用地取得に対する助成(工場用地取得補助・低利融資・リース料軽減、固定資産税の優遇)に加えて、地元高校・大学と連携しながら労働力の確保を進めて産業の集積を促す。

パターンC ...輸出向け素材製造拠点のように、国内市場への近接性の重要度が低く、用地確保が困難である産業に対して誘致を積極化する。

パターンD ...地元企業への助成を優遇するな

(注)29. 調達利便性を優先し、県・市町村の助成に対する重要度が高いパターンAでは、1県当たり年平均立地件数が20.6件、地価や地元の優先度が高く、県・市町村の助成への関心が比較強いパターンDは21.4件と、立地件数が全国水準(21.8件)に迫っている。一方、市場や関連企業からの近接性を優先し、立地件数が29.9件と高水準であるパターンGは、県・市町村の助成に対する優先度が低い(全国の8.9%に対して6.8%にとどまる)。

ど地場産業の立地を促す。

パターンE ...地元企業の人脈を活用した誘致策を進める。

パターンF ...豊富で有能な人材を有効活用できるように、企業・大学・労働者間のマッチング機能を高め、労働市場の流動性を高める。

パターンG ...産業集積効果を活かした誘致策

を押し進める。

工場誘致による雇用創出で地域経済の活性化を目指す地方が多いが、その際には、地域特性の強み（自然・地理、人材、資金、技術、集積基盤等）を活かした誘致策が必要である。それと同時に、地域資源を活用しながら地元企業を育成することが、地域経済の自立と活性化に寄与しよう。

参考文献

- 大友篤『地域分析入門』東洋経済新報社（1982）
三土修平『初歩からの多変量統計』日本評論社（1997）
宮沢政清『確率と確率過程』近代科学社（1993）

(参考) 地域区分表

地域区分A

北海道	北海道						
東北	青森	岩手	秋田	宮城	山形	福島	新潟
北関東	茨城	栃木	群馬	山梨	長野		
南関東	埼玉	千葉	東京	神奈川			
東海	静岡	岐阜	愛知	三重			
北陸	富山	石川	福井				
近畿	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	
中国	鳥取	島根	岡山	広島	山口		
四国	徳島	香川	愛媛	高知			
九州	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	宮崎	鹿児島
沖縄	九州・沖縄	沖縄					

地域区分B

北海道	北海道						
東北	青森	岩手	秋田	宮城	山形	福島	
関東	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川
	新潟	山梨	長野	静岡			
中部	岐阜	愛知	三重	富山	石川		
近畿	福井	滋賀	京都	大阪	兵庫	和歌山	
中国	鳥取	島根	岡山	広島	山口		
四国	徳島	香川	愛媛	高知			
九州	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	宮崎	鹿児島
沖縄	九州・沖縄	沖縄					

地域区分C

函館	北海道	青森	岩手	秋田			
東京	山形	群馬	埼玉	東京	新潟	山梨	千葉の一部
横浜	宮城	福島	茨城	栃木	神奈川 千葉の一部		
名古屋	長野	岐阜	静岡	愛知	三重		
大阪	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	富山	石川
	福井						
神戸	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	徳島	香川
	愛媛	高知					
九州 (門司、長崎、沖縄地区別開)	山口	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎
	鹿児島	沖縄	沖縄				

地域区分D

北海道	北海道						
東北	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	
関東	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川
北陸	新潟	富山	石川	福井			
中部	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	
近畿	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	
中国	鳥取	島根	岡山	広島	山口		
四国	徳島	香川	愛媛	高知			
九州	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	宮崎	鹿児島
沖縄	九州・沖縄	沖縄					

地域区分E

北海道	北海道						
東北	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	
関東	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川
	新潟	山梨	長野				
中部	富山	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	三重
近畿	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	
中国・四国	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川
	愛媛	高知					
九州	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
沖縄	九州・沖縄	沖縄					

地域区分F

北海道	北海道						
東北	青森	岩手	秋田	宮城	山形	福島	新潟
北関東	茨城	栃木	群馬	山梨	長野		
南関東	埼玉	千葉	東京	神奈川			
東海	静岡	岐阜	愛知	三重			
北陸	富山	石川	福井				
近畿	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	
中国	鳥取	島根	岡山	広島	山口		
四国	徳島	香川	愛媛	高知			
九州	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	宮崎	鹿児島
沖縄	九州・沖縄	沖縄					

地域区分G

北海道・東北	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島
関東	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川
北陸・甲信越	新潟	富山	石川	福井	山梨 長野		
東海	岐阜	静岡	愛知	三重			
近畿	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	
中国	鳥取	島根	岡山	広島	山口		
四国	徳島	香川	愛媛	高知			
九州	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
沖縄	九州・沖縄	沖縄					

地域区分H

北海道	北海道						
東北	青森	岩手	秋田	宮城	山形	福島	
北関東	茨城	栃木	群馬	山梨	長野		
南関東	埼玉	千葉	東京	神奈川			
東海	静岡	岐阜	愛知	三重			
北陸	新潟	富山	石川	福井			
近畿	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	
中国	鳥取	島根	岡山	広島	山口		
四国	徳島	香川	愛媛	高知			
九州	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	宮崎	鹿児島
沖縄	九州・沖縄	沖縄					

地域区分I

北海道	北海道						
北東北	青森	岩手	秋田				
南東北	宮城	山形	福島	新潟			
関東内陸	茨城	栃木	群馬	山梨	長野		
関東臨海	埼玉	千葉	東京	神奈川			
東海	静岡	愛知	岐阜	三重			
北陸	富山	石川	福井				
近畿内陸	滋賀	京都	奈良				
近畿臨海	大阪	兵庫	和歌山				
山陰	鳥取	島根					
山陽	岡山	広島	山口				
四国	徳島	香川	愛媛	高知			
北九州	福岡	佐賀	長崎	大分			
南九州	熊本	宮崎	鹿児島	沖縄			

調 査

第119回全国中小企業景気動向調査

(2005年1～3月期実績・4～6月期見通し)

1～3月期業況は4四半期ぶりの改善一服

【特別調査 - 中小企業の雇用動向について】

信金中央金庫
総合研究所

調査の概要

1. 調査時点：2005年3月1日～7日
2. 調査方法：全国各地の信用金庫営業店の調査員による、共通の調査表に基づく「聴取り」調査
3. 標本数：16,000企業（有効回答数14,045企業・回答率87.8%）
4. 分析方法：各質問項目について、「増加（良い）-「減少（悪い）」の構成比の差 = 判断D.I.に基づく分析

（概況）

1. 05年1～3月期（今期）の業況判断D.I.は 21.9、04年10～12月期（前期）比5.3ポイントのマイナス幅拡大と、4四半期ぶりの改善一服となった。一方、収益面では、前年同期比売上額および同収益判断D.I.がそれぞれ 16.2、20.8と、ともに2四半期連続のマイナス幅拡大となった。また、設備投資実施企業割合も小幅ながら2四半期続けて低下し19.1%となった。なお、業種別の業況判断D.I.では、不動産業で若干の改善がみられたものの、それ以外の5業種ではマイナス幅が拡大した。
2. 05年4～6月期（来期）の予想業況判断D.I.は 15.6と、今期実績比6.3ポイントの改善見通しとなっている。例年の4～6月期見通しは季節要因から前期比で改善の傾向にあるが、今回の改善幅は過去10年の平均（7.1ポイント）に比べやや小幅にとどまっている。

業種別天気図

時期 業種名	2004年 10～12月	2005年 1～3月	2005年 4～6月 (見通し)
総合			
製造業			
卸売業			
小売業			
サービス業			
建設業			
不動産業			

地区別天気図(今期分)

地域 業種名	北海道	東北	関東	首都圏	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州北部	南九州
総合											
製造業											
卸売業											
小売業											
サービス業											
建設業											
不動産業											

(この天気図は、景気指標を総合的に判断して作成したものです。)

好調 低調

1. 全業種総合

4四半期ぶりの改善一服

今期の業況判断D.I.は 21.9、前期比5.3ポイントのマイナス幅拡大と、4四半期ぶりの改善一服（悪化）となった。ただ、今回の悪化幅は過去10年の1～3月期の平均悪化幅（6.2ポイント）に比べ若干だが小幅にとどまっている。一方、前年同期比売上額および同収益の判断D.I.は、それぞれ3.4、2.6ポイントマイナス幅が拡大して 16.2、20.8と、8四半期ぶりに小幅悪化した前期に続きともに2四半期連続の悪化となった。なお、前期比売上額および同収益判断D.I.は、季節要因などから前期に比べそれぞれ18.6、13.1ポイントマイナス幅が拡大し 20.6、23.0となった。

販売価格判断D.I.は8四半期ぶりにマイナス幅が拡大（価格が下降したとする企業の割合が増加）し、10.9となった（図表1、2）。一方、仕入価格判断D.I.も、価格が上昇したとする企業の割合が10四半期ぶりに減少してプラス13.7（前期は19.5）となった。

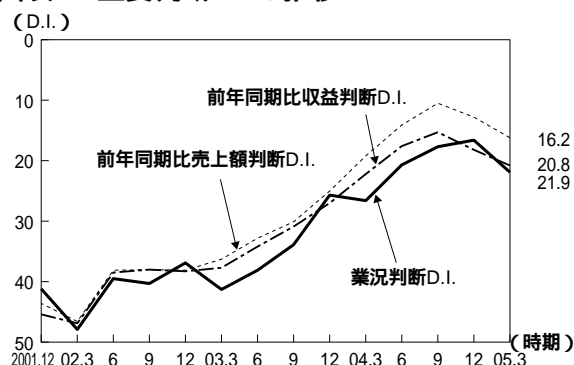
設備投資実施企業割合は前期比0.7ポイント低下して19.1%と、2四半期連続で減少した。また、資金繰り判断D.I.は 19.1と、こちらも2四半期連続の小幅悪化となった。一方、雇用面では、人手過不足判断D.I.が 6.5（前期は8.3）と、人手不足感はやや弱まった（図表3）。

業種別の業況判断D.I.は、不動産業が小幅改善したものの、それ以外の5業種ではマイナス幅が拡大した。拡大幅では卸売業の10.0が最大で、これに製造業の9.2が続く形となった。ま

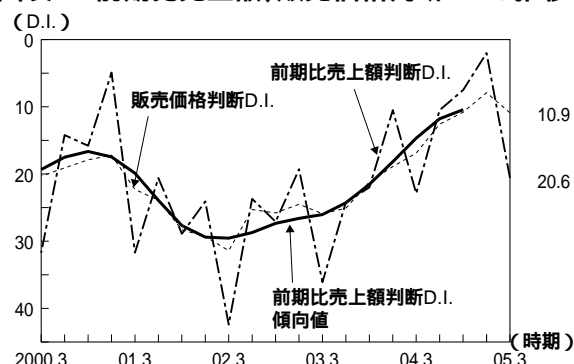
た、業況判断D.I.の水準では小売業の 36.4が依然として全6業種中最も厳しいものとなっている。

なお、地域別には、今回は全11地域がマイナス幅拡大となった。

図表1 主要判断D.I.の推移

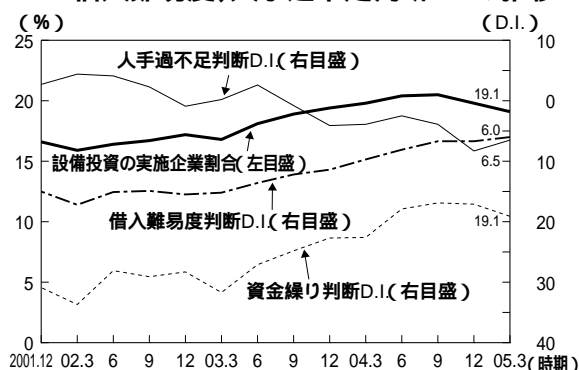


図表2 前期比売上額、販売価格判断D.I.の推移



（備考）傾向値とは5期分の移動平均値

図表3 設備投資の実施企業割合、資金繰り、借入難易度、人手過不足判断D.I.の推移



総じて改善の見通し

来期の予想業況判断D.I.は 15.6、今期実績比6.3ポイントの改善見通しとなっている。4～6月期は季節要因により前期比で改善が見込まれる傾向にあるが、今回の改善幅は過去10年の予想値の平均改善幅（7.1ポイントの改善）に比べて若干だが小幅にとどまっております。改善見通しとはいえ基調はやや弱いともいえそうです。

なお、予想前期比売上額判断D.I.は 2.4、同収益判断D.I.は 7.2と、季節要因もありそれぞれ今期実績比で18.2、15.8ポイントの改善見込みとなっている。

業種別の予想業況判断D.I.は建設業を除く5業種で、また地域別には11地域すべてでそれぞれ今期実績比で改善を見込んでいる。

2. 製造業

企業マインドやや弱含み

今期の業況判断D.I.は 15.2、前期比9.2ポイントのマイナス幅拡大となった。例年1～3月期は季節要因からマイナス幅拡大傾向が見られるが、今回の拡大幅は過去10年の平均である7.1ポイントに比べてやや大きくなっている。

また、前年同期比売上額および同収益の判断D.I.は、それぞれ、6.8、6.1ポイント悪化して 8.0、14.6と、ともに前期に引き続いて悪化し、これまでの業況改善基調に一服感が見られる（図表4）。

なお、前期比の売上額および同収益判断D.I.は、季節要因もあってそれぞれ23.4、17.2ポイント悪化し、16.2、19.8となった。

デフレ収束傾向に一服感

設備投資実施企業割合は前期比1.0ポイント低下し22.5%と、2四半期連続の減少となった。一方、人手過不足判断D.I.は前期の 10.1から 7.3と前期のバブル崩壊以来最大の不足超幅から不足感がやや緩和された。また、残業時間判断D.I.は前期の6.1から 1.6となり、6四半期ぶりにマイナス水準（残業「減少」が「増加」を上回る）に転じた。

販売価格判断D.I.は、前期の 5.0から今期は 7.3とこのところ収束傾向が続いていたデフレ傾向が2年ぶりに足踏み状態となった。また、原材料（仕入）価格判断D.I.もプラス26.3（前期32.7）と今期は3年強ぶりに上昇傾向が頭打ちとなった。ちなみに「経営上の問題点」として「原材料高」を挙げる企業の割合は1年半ぶりの上昇一服となった。

資金繰り判断D.I.は 15.6（前期は 12.7）と、2年ぶりのマイナス幅拡大となった。

機械関連は比較的堅調

今期の業種別業況判断D.I.は、製造業22業種中、改善4業種に対して、悪化18業種と大半の業種で悪化となった。特に、精密機械、鉄鋼などこれまでの好調業種の悪化が目立った（図

図表4 製造業 主要判断D.I.の推移

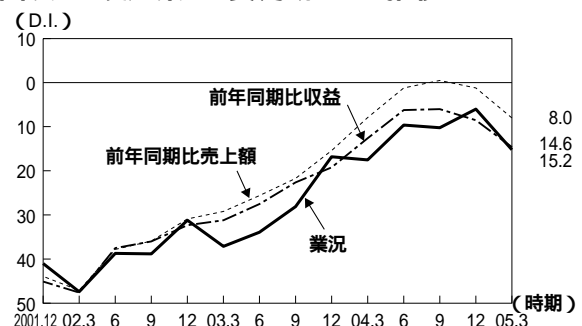


表5)

素材型業種は7業種中6業種で悪化した。紙・パルプ、化学のほか、好調に推移してきた鉄鋼の悪化が目立った。

部品加工型業種では金属プレス、金属製品が小幅の悪化にとどまったが、プラスチックが11.8ポイントと比較的大幅な悪化となった。

建設関連型業種では家具を除き3業種で悪化し、窯業・土石、建設建築用金属、木材のいずれも大幅なマイナスとなった。

機械器具型業種は電気機械が小幅改善する一方、一般機械、輸送用機器、精密機械が悪化した。特に、これまで好調を持続してきた精密機械が大幅に悪化し、4業種の中で唯一マイナスに転じた。

消費財型業種は衣服がやや改善したほかは、3業種で悪化した。特に、玩具、食料品は大幅な悪化となった。

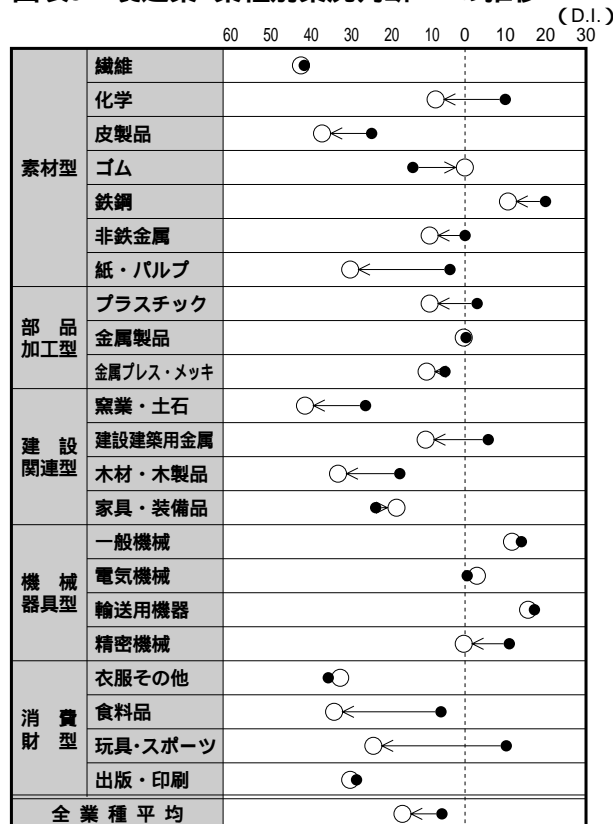
輸出主力型で大幅悪化

販売先形態別の業況判断D.I.は、いずれも悪化した。大メーカー型が依然として7.7とプラス水準にある。

内需主力型の業況判断D.I.の悪化に比べて、輸出主力型の悪化幅が大きかったものの、D.I.の水準では輸出主力型が 1.8 (内需型 14.8) と依然として比較的高いものがある。

従業員規模別の業況判断D.I.は、いずれの従業員規模においても悪化した。従業員規模間の格差は縮小した。ちなみに従業員規模別の業況判断D.I.の水準は、1~19人が 22.0、20~49人が 8.0、50~99人が 2.3、100人以上は0.8となっている。

図表5 製造業 業種別業況判断D.I.の推移



前期 (2004年10~12月期) 今期 (2005年1~3月期)

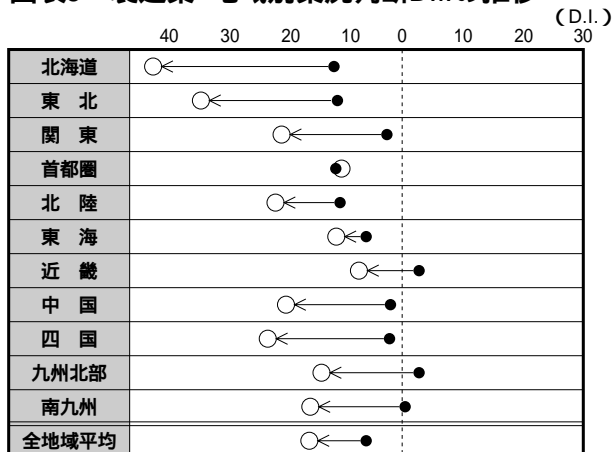
首都圏を除きマイナス幅拡大

地域別の業況判断D.I.は、首都圏で若干の改善となったほかは全地域で悪化した。特に、四国、北海道、東北では、20ポイントを超える悪化となった。水準では近畿が 7.1と1ケタのマイナスにとどまっているのを除いて10地域で2ケタのマイナスとなった (図表6)。

業況は季節要因もあり改善

来期の予想業況判断D.I.は 8.0、今期実績比7.2ポイントの改善を見込んでいる。この改善幅は過去10年の平均 (7.4) 並みでほぼ季節性の範囲内といえる。予想前期比売上額判断

図表6 製造業 地域別業況判断D.I.の推移



前期 (2004年10~12月期) 今期 (2005年1~3月期)

D.I.は4.9、同収益判断D.I.は 1.5と、それぞれ過去平均をやや下回る今期実績比21.1、18.3ポイントの改善を見込んでいる。業種別にも22業種中16業種で改善ないし横ばいと見込まれているが、精密機械を除く機械器具型3業種の悪化が目立つ。また、地域別には11地域すべてで改善の予想となっている。

3. 卸売業

業況改善傾向が一服

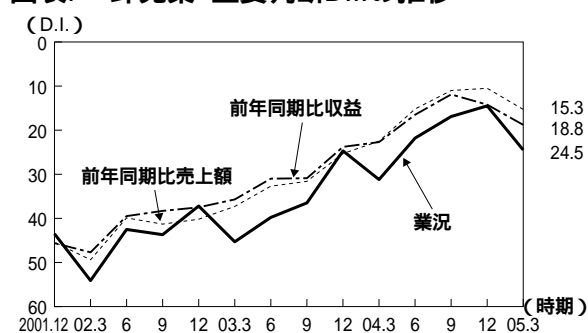
今期の業況判断D.I.は 24.5と、前期比10.0ポイントマイナス幅が拡大し、このところの改善傾向が一服となった。

また、前年同期比売上額判断D.I.は、4.8ポイントマイナス幅が拡大し 15.3となった。前年同期比収益判断D.I.も、4.6ポイントマイナス幅が拡大し 18.8と、前期に引き続き悪化傾向となった(図表7)。

15業種中5業種では改善

業種別の業況判断D.I.は、衣服、化学、鉱物燃料などで改善したものの、全体では15業種

図表7 卸売業 主要判断D.I.の推移



中10業種で悪化となった。地域別では、北陸を除く地域で悪化となった。また、販売先形態別、従業員規模別では、全階層で悪化となった。

大幅改善の見込み

来期の予想業況判断D.I.は 14.5と、今期実績比で10.0ポイントの改善を見込んでいる。業種別には、15業種中11業種で改善が見込まれている。また、地域別、販売先形態別、従業員規模別では、総じて改善が見込まれている。

4. 小売業

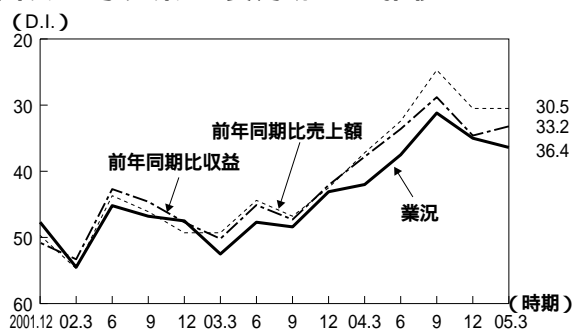
業況は2四半期連続でマイナス幅拡大

今期の業況判断D.I.は 36.4と、前期比1.4ポイントマイナス幅が拡大し、2四半期連続でのマイナス幅拡大となった。一方で、前年同期比売上額判断D.I.と同収益判断D.I.は、それぞれが前期比横ばいの 30.5、前期比1.4ポイント改善の 33.2となった(図表8)。

業種別の改善・悪化はまちまち

業種別の業況判断D.I.は、13業種中5業種で改善、8業種で悪化と、まちまちとなった。このうち、燃料では最近の原油高を反映してか、

図表8 小売業 主要判断D.I.の推移



28.7ポイントもの大幅改善となっているのが目を引く。また、地域別でも、5地域で改善、6地域でマイナス幅拡大とまちまちとなった。

業況改善を予想

来期の予想業況判断D.I.は 30.3と、今期実績比6.1ポイントの改善を予想している。また、業種別では、13業種中、今期大幅改善となった燃料を除く12業種で改善を見込んでいる。また、地域別では、11地域中、北陸を除く10地域で改善を見込んでいる。

5. サービス業

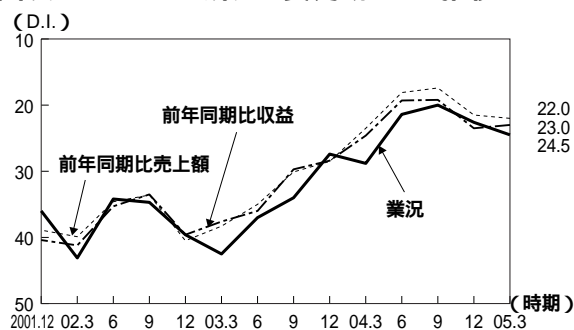
業況はマイナス幅がやや拡大

今期の業況判断D.I.は 24.5と、前期比1.9ポイントマイナス幅が拡大した。また、前年同期比売上額判断D.I.は前期比0.5ポイントのマイナス幅拡大の 22.0となる一方、同収益判断D.I.は、前期比0.5ポイント改善し 23.0となった(図表9)。

地域別業況判断D.I.は東海で大幅改善

業種別の業況判断D.I.は8業種中、自動車整備など3業種で改善したものの、全体的にはマイナス幅拡大傾向がやや優位となった。また、

図表9 サービス業 主要判断D.I.の推移



地域別の業況判断D.I.では東海(前期比13.1ポイント改善)など3地域で改善となる一方、他の8地域ではマイナス幅が拡大する結果となった。さらに、従業員規模別では、全階層でのマイナス幅拡大となった。

大幅に改善を予想

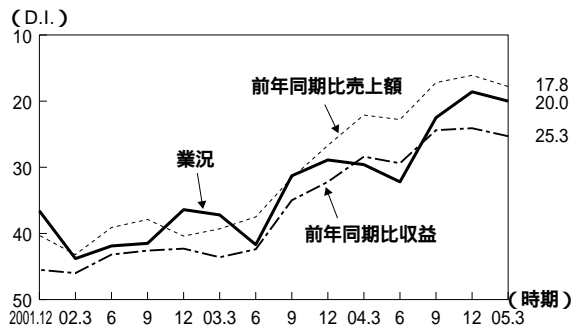
来期の予想業況判断D.I.は 16.3と、今期実績比8.2ポイントの大幅な改善を見込んでいる。業種別では8業種中、6業種で改善を見込み、地域別では11地域中、関東、東北を除く地域で改善の予想となっている。また、従業員規模別では、すべての階層で改善の予想となっている。

6. 建設業

マイナス幅がやや拡大

今期の業況判断D.I.は 20.0、前期比1.4ポイントのマイナス幅拡大となった。前年同期比売上額判断D.I.と同収益判断D.I.もマイナス幅が小幅拡大し、それぞれ 17.8、25.3となった。また、前期比受注残判断D.I.は 18.0、同15.9ポイントのマイナス幅拡大となった(図表10)。

図表10 建設業 主要判断D.I.の推移



全11地域中5地域で業況が悪化

請負先別では、官公庁向けの業況判断D.I.が若干改善したものの、それ以外は悪化した。また、地域別では、11地域のうち北海道や北陸など5地域で悪化となったものの、南九州を始め6地域では改善となった。なお、従業員規模別の業況判断D.I.において、100人以上の階層が27.7と、依然マイナス水準ではあるが、前期比23.0ポイントの大幅な改善となった点が目立った。

地域別には改善・悪化まちまち

来期の予想業況判断D.I.は21.2、今期実績比1.2ポイントのマイナス幅拡大を見込んでいる。請負先別では、官公庁向けが10ポイント以上のマイナス幅拡大を見込んでいる。地域別では、全11地域中6地域で悪化見込みとなっているが、逆に首都圏や近畿でマイナス1ケタ台への改善が見込まれている点も目立った。

7. 不動産業

業況はわずかに改善

今期の業況判断D.I.は10.9、前期比0.4ポイ

ントの改善となった。また、前年同期比売上額判断D.I.は7.6、前期比1.0ポイントの悪化となったが、同収益判断D.I.は9.7、同1.2ポイントの改善となった(図表11)。

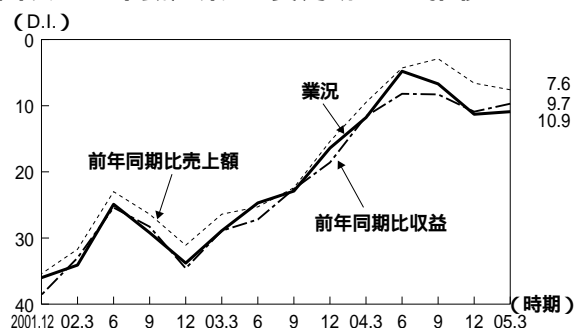
地域別にはまちまち

従業員規模別の業況判断D.I.は、4人以下の階層が若干悪化して20.7となる一方で、40人以上の階層がさらにプラス幅拡大して34.9となるなど、規模間の格差が広がった。地域別の業況判断D.I.では、南九州など5地域で改善したものの、6地域では悪化とまちまちとなった。

9地域で改善の予想

来期の予想業況判断D.I.は3.2、今期実績比7.7ポイントの改善を見込んでいる。地域別では、9地域が改善見通しで、とりわけ北海道、関東、近畿、南九州ではプラス水準への転換が見込まれている。従業員規模別では40人以上の階層で10ポイント以上のプラス幅縮小を見込む以外は改善を見込んでいる。

図表11 不動産業 主要判断D.I.の推移



特別調査 中小企業の雇用動向について

景気回復を背景に人手不足感がやや優勢に
人手の過不足状況については、「適正」が
69.4%で最多となった。ただ、不足（「著しく
不足」、「やや不足」と過剰（「著しく過剰」、
「やや過剰」）を比較すると、前者が21.6%であ
るのに対し、後者は9.1%にとどまっており、
総じてみれば、景気が回復基調をたどるなか、
人手不足感の方がやや優勢となっている。

また、不足感が最も強い（過剰感が最も弱
い）職種については「現場作業関係」が42.3%
と最も多く、「営業・販売関係」が38.7%で続
いている。その一方で、「経理・財務関係」、
「経営・管理関係」のウエイトは低いものとな
った（図表12）。

図表12 人手の過不足状況と不足感が最も強い職種

（単位：％）

	人手の過不足状況					不足感が最も強い（過剰感が最も弱い）職種					
	著しく不足	やや不足	適正	やや過剰	著しく過剰	現場作業 関係	営業・販売 関係	経理・財務 関係	経営・管理 関係	その他	
全体	1.0	20.6	69.4	8.7	0.4	42.3	38.7	6.8	5.4	6.8	
地域別	北海道	0.1	18.1	67.6	13.2	1.0	44.1	36.9	6.9	6.5	5.7
	東北	0.8	21.9	61.8	14.8	0.8	38.8	39.3	6.2	6.6	9.2
	関東	0.8	30.4	55.0	13.3	0.6	47.8	36.9	4.8	5.4	5.1
	首都圏	0.7	13.9	79.7	5.3	0.3	39.3	38.1	8.4	4.7	9.5
	北陸	1.5	21.5	64.0	12.3	0.6	39.5	47.9	4.3	3.9	4.3
	東海	1.7	33.2	55.1	9.8	0.2	50.6	34.5	5.6	4.6	4.8
	近畿	1.2	23.2	66.2	9.2	0.2	43.7	39.6	5.5	6.7	4.5
	中国	2.1	24.4	63.7	9.5	0.2	42.2	42.0	6.4	4.3	5.0
	四国	0.7	19.6	70.0	9.2	0.5	45.1	37.2	9.6	5.2	2.9
	九州北部	1.0	19.6	71.6	7.6	0.2	42.9	44.4	3.9	4.3	4.5
南九州	0.9	19.9	71.8	6.6	0.8	38.5	39.6	8.5	8.1	5.3	
従業員規模別	1～4人	0.8	12.5	81.0	5.2	0.5	33.1	42.9	7.5	5.3	11.1
	5～9人	1.0	18.9	71.8	8.0	0.3	41.0	40.8	7.1	5.4	5.7
	10～19人	1.3	23.4	64.5	10.5	0.4	46.9	37.0	7.4	4.6	4.1
	20～29人	0.7	25.5	61.5	11.7	0.6	49.5	34.4	5.1	6.1	4.9
	30～39人	1.7	29.9	55.6	12.5	0.3	50.2	35.5	6.3	4.3	3.7
	40～49人	1.3	31.8	56.2	10.4	0.3	49.5	34.8	5.9	6.3	3.5
	50～99人	0.7	29.1	57.5	12.3	0.4	48.9	34.1	5.9	7.0	4.1
	100～199人	0.7	33.7	52.1	13.5	0.0	58.0	27.3	2.7	6.1	6.1
	200～300人	0.8	30.1	52.8	16.3	0.0	57.8	25.7	5.5	6.4	4.6
業種別	製造業	1.0	24.1	65.7	8.9	0.4	54.4	28.2	5.9	5.5	6.0
	卸売業	0.7	18.6	70.7	9.5	0.5	24.9	55.7	8.9	4.9	5.6
	小売業	0.7	15.4	76.9	6.7	0.3	26.9	50.9	7.4	5.4	9.3
	サービス業	1.6	20.7	69.1	8.3	0.3	45.0	32.7	7.2	5.9	9.3
	建設業	1.3	22.7	63.3	12.0	0.7	58.3	26.6	5.5	5.0	4.6
	不動産業	0.7	15.6	77.8	5.7	0.3	16.0	63.8	8.0	5.7	6.5

小規模企業は労働力の調整が困難

将来的に人手不足（過剰）感が強まった場合の対応については、非正規社員（「パート・アルバイト」と「派遣社員・嘱託など」）の人員確保（削減）から手掛ける予定の事業者の割合が、いずれのケースを想定した場合でも5割を超えた。

もっとも、繁閑に応じた労働力の調節を行わない方針の事業者も2割強存在する。こうし

たスタンスは小規模企業で顕著にみられ、従業員1～4人では、人手不足時に「雇用を増やさない・増やせない」、過剰時に「雇用を減らさない・減らせない」と答えた割合が、それぞれ40.9%、41.1%に達している（図表13）。

「雇用の非正規化」が着実に進行

非正規社員を雇う事業者の割合は58.5%となっており、10.8%の事業者では、従業員に占め

図表13 人手不足または人手過剰となった場合の対応

（単位：％）

	人手が不足となった場合の対応				人手が過剰となった場合の対応				
	正規社員	パート・アルバイト	派遣社員・嘱託など	雇用を増やさない・増やせない	正規社員	パート・アルバイト	派遣社員・嘱託など	雇用を減らさない・減らせない	
全体	21.4	45.0	10.3	23.3	13.7	47.2	11.5	27.6	
地域別	北海道	16.1	56.2	7.7	20.1	13.5	59.2	8.2	19.1
	東北	23.4	47.7	9.3	19.5	17.3	48.9	11.0	22.8
	関東	23.3	43.8	14.8	18.1	13.4	48.6	14.7	23.3
	首都圏	15.9	42.7	7.1	34.4	10.1	44.6	8.0	37.4
	北陸	18.8	50.5	9.5	21.2	12.6	49.4	10.2	27.8
	東海	27.0	39.3	17.7	16.0	16.1	42.0	20.5	21.3
	近畿	30.5	41.5	13.8	14.1	18.7	44.5	16.4	20.4
	中国	30.3	45.8	10.9	13.0	17.1	47.9	13.1	21.9
	四国	19.0	51.7	9.0	20.4	13.1	52.2	8.9	25.8
	九州北部	21.3	47.9	10.5	20.3	16.9	49.3	10.4	23.4
南九州	19.2	57.4	6.2	17.2	13.3	60.7	7.7	18.4	
従業員規模別	1～4人	9.2	45.8	4.0	40.9	6.9	47.1	4.8	41.1
	5～9人	21.2	50.2	8.2	20.4	14.1	52.1	8.0	25.8
	10～19人	27.8	45.8	10.6	15.8	19.0	47.4	11.0	22.7
	20～29人	31.4	42.7	12.7	13.2	20.3	46.8	13.9	19.0
	30～39人	30.9	41.2	16.7	11.2	18.2	46.2	19.4	16.2
	40～49人	30.0	46.3	16.0	7.7	18.5	47.6	18.5	15.4
	50～99人	36.0	35.0	21.8	7.2	17.1	40.3	26.9	15.7
	100～199人	22.8	34.4	33.4	9.3	12.7	34.4	38.8	14.1
	200～300人	26.4	30.6	38.8	4.1	10.1	33.9	52.3	3.7
業種別	製造業	21.0	46.3	13.5	19.2	12.0	47.6	15.7	24.7
	卸売業	26.4	45.8	7.2	20.6	15.6	50.2	9.9	24.3
	小売業	11.0	55.6	3.3	30.1	8.6	55.6	3.9	31.8
	サービス業	20.4	46.0	8.8	24.8	13.2	46.9	9.7	30.2
	建設業	29.4	31.5	16.2	22.9	21.0	36.7	15.2	27.2
	不動産業	28.4	32.8	8.9	29.8	19.7	37.0	8.6	34.7

る非正規社員のウエイトが半数以上に達している。また、この5年間で非正規社員のウエイトが上昇した事業者の割合は20.0%となっている。

景気回復を背景に、中小企業の雇用スタンスは前向きになりつつあると考えられる。ただ、今回の調査から読み取れるように、人件費負担の軽減や雇用量の調節の容易化を目的に、多様な就業形態での採用を拡大するといった、いわゆる“雇用の非正規化”の流れが

やや優勢なのが実態で、正社員増加の動きは限定的なものにとどまると予想される（図表14）。

高齢者の雇用は能力重視で対応

高齢者を新規採用・再雇用する際の観点については、「仕事をこなす能力が十分ある」が70.9%と最も高く、次いで「低賃金で雇える」が40.3%であった。逆に「雇用する予定はな

図表14 非正規社員の割合と5年前に比べた状況

（単位：％）

	非正規社員の割合					5年前～現在			
	なし(0%)	0～10% 程度	10～30% 程度	30～50% 程度	50%以上	上昇した	変わらず	低下した	
全体	41.5	21.5	18.3	7.8	10.8	20.0	70.2	9.7	
地域別	北海道	30.1	22.3	19.0	10.4	18.2	21.4	66.3	12.3
	東北	37.8	25.8	18.6	6.8	10.9	24.8	61.7	13.5
	関東	32.5	27.7	19.5	10.2	10.1	28.8	59.7	11.5
	首都圏	55.3	12.3	17.2	5.5	9.8	10.7	80.5	8.8
	北陸	38.5	25.7	19.1	8.1	8.6	26.1	63.5	10.4
	東海	27.7	29.9	21.4	9.3	11.7	31.8	59.4	8.8
	近畿	33.4	27.2	20.4	8.5	10.6	24.6	66.3	9.1
	中国	34.5	29.5	17.1	7.1	11.8	27.7	62.3	10.0
	四国	44.3	20.1	17.2	9.0	9.4	19.3	73.3	7.4
	九州北部	42.6	26.5	12.3	10.5	8.1	16.8	72.7	10.5
南九州	34.5	25.1	16.4	12.0	12.0	21.8	68.4	9.8	
従業員規模別	1～4人	61.5	8.6	10.3	6.8	12.8	8.3	81.9	9.8
	5～9人	42.5	17.6	20.2	8.5	11.2	16.9	71.6	11.4
	10～19人	36.1	24.7	20.7	8.5	10.1	22.3	68.2	9.5
	20～29人	31.7	30.9	20.1	8.5	8.8	26.4	64.3	9.3
	30～39人	22.1	34.1	26.1	8.6	9.1	31.0	59.1	9.9
	40～49人	17.2	34.1	25.5	9.8	13.4	38.4	53.9	7.7
	50～99人	19.6	44.7	24.5	5.6	5.6	35.3	56.4	8.3
	100～199人	11.7	42.7	30.3	8.7	6.7	42.6	49.3	8.1
200～300人	6.6	42.6	35.2	8.2	7.4	58.2	35.2	6.6	
業種別	製造業	32.7	25.6	22.7	9.1	9.9	25.5	64.6	10.0
	卸売業	40.8	22.4	19.8	7.6	9.3	20.9	70.1	9.1
	小売業	45.9	12.4	15.5	9.2	17.0	15.4	74.8	9.8
	サービス業	43.4	16.0	16.8	9.1	14.7	21.1	70.1	8.8
	建設業	46.8	30.5	13.7	4.0	5.0	15.4	72.2	12.4
	不動産業	64.5	14.5	11.1	3.4	6.5	9.5	84.6	5.9

い」との回答は15.5%を占め、従業員規模が小さいほどその比率が高い結果となった。業種別にみると、建設業が資格の有無（22.6%）を、不動産業が人脈の有無（27.8%）を重視しているのが特徴的だ。

第101回（2000年7～9月期）の調査でも、ほぼ同様の内容について尋ねている。当時と比較すると、「新規採用・再雇用する予定はない」の割合は25.6%から15.5%まで低下しており、

この5年間で、「高齢者の労働力も活用する必要がある」との認識が徐々に広がってきている可能性がある（図表15）。

少子高齢化に備え8割が対応の必要性を認識
少子高齢化の進行により迫られる対応については、「マーケティング戦略の見直し」と「商品・サービスの新規開発・改良」がともに3割を超えた。

図表15 高齢者を新規採用・再雇用する場合の観点

（単位：%）

	仕事をこなす能力が十分ある	低賃金で雇える	高齢者向け事業に適している	人脈を活かせる	人格が備わっている	資格を持っている	企業イメージがよくなる	親会社・取引先の要請に応える	その他	新規採用・再雇用する予定はない	
全体	70.9	40.3	4.5	12.5	9.8	10.7	1.0	0.7	0.3	15.5	
地域別	北海道	68.2	45.6	5.3	15.0	8.3	9.9	0.9	0.4	0.3	15.8
	東北	74.7	39.2	4.5	16.6	10.6	13.5	1.2	0.4	0.2	11.6
	関東	79.3	42.7	5.9	15.1	9.8	11.8	0.6	0.3	0.1	10.2
	首都圏	62.4	37.2	3.5	9.3	8.4	8.2	0.8	1.0	0.4	22.7
	北陸	74.2	42.4	4.8	12.0	10.9	9.5	1.0	0.2	0.4	13.4
	東海	78.5	47.3	5.8	12.5	9.6	9.7	1.0	0.7	0.1	10.0
	近畿	76.2	39.5	4.3	15.5	11.1	11.8	1.4	0.8	0.3	11.0
	中国	79.7	41.9	4.4	14.6	12.3	12.5	2.1	0.9	0.4	8.9
	四国	72.3	39.6	5.5	12.1	10.0	15.9	1.9	0.5	0.0	12.6
	九州北部	73.0	41.3	4.8	11.5	12.2	14.1	1.4	0.5	0.5	13.4
南九州	75.5	38.7	6.1	14.1	12.3	16.3	0.6	0.5	0.5	9.6	
従業員規模別	1～4人	55.7	34.0	4.2	11.9	8.2	8.2	1.0	0.5	0.4	27.5
	5～9人	72.0	40.0	4.6	12.8	10.1	11.0	1.1	0.8	0.3	14.6
	10～19人	78.4	43.6	4.2	11.8	10.3	12.9	0.7	0.6	0.3	9.8
	20～29人	78.7	44.0	4.2	12.8	11.8	12.9	1.3	0.8	0.2	8.4
	30～39人	81.9	45.4	4.1	14.2	10.7	12.7	0.6	0.9	0.4	6.8
	40～49人	84.3	43.3	5.1	12.2	12.3	12.2	1.7	0.8	0.3	5.0
	50～99人	85.8	47.4	6.7	14.8	10.7	10.9	1.6	0.9	0.4	3.2
	100～199人	87.5	50.5	6.6	11.9	8.6	7.6	1.3	1.7	0.0	4.3
200～300人	85.2	53.3	3.3	13.9	6.6	12.3	0.8	3.3	0.0	4.1	
業種別	製造業	76.7	46.3	4.9	8.6	9.6	7.6	0.9	1.2	0.3	11.7
	卸売業	73.1	44.2	4.6	14.7	9.7	6.2	0.9	0.7	0.2	13.6
	小売業	56.8	36.5	4.2	12.3	10.4	6.3	1.7	0.3	0.4	26.5
	サービス業	66.5	36.3	4.8	10.7	9.7	14.2	1.5	0.4	0.6	17.6
	建設業	77.7	36.8	3.1	14.8	9.1	22.6	0.5	0.5	0.1	10.4
	不動産業	68.8	25.2	5.3	27.8	11.0	18.2	1.0	0.3	0.1	14.8

（備考）複数回答

雇用関連の設問への回答状況をみると、「雇用形態の見直し」が26.9%と高く、雇用の非正規化の流れが中長期的にも続く可能性があることを示唆している。また、「高齢者、女性の採用」も18.1%と相応の水準に達しており、少

子高齢化と、それに伴う総人口の減少に備え、労働力の確保に向けた対応に関心が高まっている様子がうかがえる。もっとも、「外国人の採用」については4.7%と低位にとどまっている（図表16）。

図表16 少子高齢化の進行に伴う業務面での対応

（単位：％）

	マーケティング戦略の見直し	商品・サービスの新規開発、改良	営業形態の変更	雇用形態の見直し(非正規化など)	高齢者、女性の採用	外国人の採用	外部への業務委託	IT(情報技術)の活用	対応を変える必要はない	その他	
全体	32.6	30.7	27.5	26.9	18.1	4.7	8.7	16.2	16.7	1.7	
地域別	北海道	31.5	30.9	27.9	34.0	22.4	3.6	9.9	16.9	13.4	1.3
	東北	38.8	30.8	31.5	36.8	17.6	2.4	10.4	19.5	10.2	1.8
	関東	34.2	32.9	27.6	37.9	21.8	6.4	13.7	20.0	11.9	1.3
	首都圏	28.1	27.3	24.8	17.0	13.0	4.0	5.0	11.0	25.9	2.1
	北陸	33.7	33.9	26.2	32.3	17.2	6.7	8.9	19.7	11.6	2.2
	東海	31.9	30.8	29.2	35.1	28.0	8.9	14.5	17.5	9.1	0.9
	近畿	35.4	34.9	27.3	29.3	20.0	4.7	11.3	19.5	11.6	1.2
	中国	32.4	26.8	27.6	35.9	26.3	5.2	8.9	23.9	11.0	1.4
	四国	36.7	31.5	31.8	26.9	18.1	5.1	9.3	17.4	14.2	2.4
	九州北部	41.7	36.3	28.7	23.5	12.5	2.8	6.1	18.2	14.9	1.7
南九州	38.5	33.3	34.4	28.5	17.9	3.0	7.4	19.8	12.6	1.9	
従業員規模別	1～4人	30.1	28.4	26.9	11.9	11.5	2.0	3.8	11.4	28.3	2.4
	5～9人	35.7	32.5	30.0	25.7	17.7	3.8	7.0	15.8	15.2	2.0
	10～19人	33.0	31.0	29.9	32.8	19.4	5.5	9.6	17.3	11.6	1.2
	20～29人	34.2	31.3	27.9	37.4	23.2	5.4	12.5	18.6	9.5	1.0
	30～39人	33.2	31.5	25.4	40.1	22.6	9.0	13.4	20.9	7.6	0.9
	40～49人	35.6	32.2	26.7	37.8	26.1	5.7	14.2	23.3	7.5	0.4
	50～99人	31.3	32.1	22.7	44.4	27.2	10.8	17.6	21.8	6.1	0.8
	100～199人	28.5	32.5	17.2	46.7	25.8	10.3	20.5	24.2	8.3	2.3
	200～300人	27.5	35.0	18.3	52.5	30.8	11.7	19.2	25.0	5.0	0.0
業種別	製造業	25.1	32.7	21.6	32.9	22.9	9.5	11.2	15.1	15.2	1.5
	卸売業	39.7	32.4	34.4	26.2	18.7	2.6	7.3	17.0	13.5	1.1
	小売業	38.6	36.7	31.9	13.6	12.4	1.2	2.7	11.7	21.1	2.5
	サービス業	33.1	27.7	26.5	23.3	17.1	2.2	6.2	15.5	20.4	2.0
	建設業	28.8	18.0	27.9	38.2	15.7	3.1	16.3	20.2	15.2	1.5
	不動産業	48.4	29.7	33.1	16.6	14.3	0.9	4.8	26.9	15.8	1.2

（備考）複数回答

信金中金だより 信金中央金庫総合研究所活動状況(3月)

1. レポート等の発行

発行日	レポート分類	通巻	タイトル	執筆者
05.3.1	内外金利・為替見通し	16-12		斎藤大紀
05.3.4	内外経済・金融動向	16-11	日本経済の中期展望 05～09年度の年平均成長率は名目1.7%、実質1.5%と予測	角田匠
05.3.4	金融調査情報	16-10	欧州協同組織金融機関の現状と考察	廣住亮
05.3.7	金融調査情報	16-11	住宅金融公庫証券化ローンの現状と住宅金融への影響 存在感を増す公庫証券化ローン	金澤直樹
05.3.16	産業企業情報	16-10	拡大著しいNPO法人の現況 地域の問題解決を図る新しい担い手層の成長	澤山弘
05.3.23	貿易投資相談ニュース	119		
05.3.30	金融調査情報	16-12	動産譲渡に係る登記制度の概要	谷地向ゆかり
05.3.30	産業企業情報	16-11	戸建住宅業界における地場工務店の現状 地域社会における「プレゼンス」の向上を目指して	津久井仁
05.3.30	産業企業情報	16-12	官公需関連中小建設業の現状と今後の方向 公共工事の減少と中小建設業の対応	平井昌夫
05.3.31	内外経済・金融動向	16-12	2004年の地域経済の回顧と人口動態 輸出産業の集積、 公共投資依存度、人口動態が地域間格差の主因	荒井宏文 峯岸直輝

2. 講座・講演・放送等の実施

実施日	種類	タイトル	講座・講演会・番組名称	場所・放送局	講師等
05.3.2	放送	アメリカの映画産業について	ラジオ深夜便	NHKラジオ	青木武
05.3.2	講演	国内外の経済・金融情勢について	証券業務基礎研究会	信金中央金庫 東北支店	斎藤大紀
05.3.3	講演	企業再生支援における財務手法について	第4回岡山県信用金庫 「しんぎん企業支援研究会」	信金中央金庫 岡山支店	間下聡
05.3.7	講演	個人情報保護法規制について	個人情報保護法勉強会	駿河信用金庫	間下聡
05.3.8	講演	景気動向調査について	景気動向調査勉強会	京都信用金庫	鉢嶺実
05.3.9	講演	信用金庫における地域振興支援の 取り組み事例	地域振興支援セミナー	信金中央金庫 四国支店	笠原博
05.3.10	講演	個人情報保護法の概要	営業店長会議	東予信用金庫	間下聡
05.3.14	講演	地域活性化とイノベーション	第4回花巻地域企業後継者塾	ホテル花城	長山宗広
05.3.16	講演	個人情報保護法規制について	個人情報保護法に関する勉強会	津山信用金庫	間下聡
05.3.17	講演	個人情報保護法規制について	個人情報保護法に関する勉強会	おかやま信用金庫	間下聡
05.3.17	講演	個人情報保護法規制について	個人情報保護法に関する勉強会	備前信用金庫	間下聡
05.3.17	講演	今年の景気と展望	春日部商工会講演会	春日部商工会議所	斎藤大紀
05.3.18	講演	最近の経済・金融情勢と地域経済・ 中小企業	総代懇親会	彦根プリンスホテル	斎藤大紀
05.3.23	放送	年金について	ラジオ深夜便	NHKラジオ	青木武
05.3.23 ～24	講演	四国地区における産業連関表について	産業連関セミナー	信金中央金庫 四国支店	奥津智彦
05.3.24	講演	最近の経済・金融情勢と中小企業の 動向について	中国地区信用金庫協会 トップセミナー	リーガロイヤル ホテル広島	斎藤大紀
05.3.25	講演	最近の経済・金融情勢と中小企業の 動向について	最近の経済・金融情勢 等に係る講演会	広島みどり信用金庫	斎藤大紀
05.3.26	講演	金融機関の個人情報保護法対策	個人情報保護対応に係る研修会	銚子信用金庫	間下聡

3. 原稿掲載

発行日	タイトル	掲載誌	発行	執筆者
05.3.10	最新中国事情 「日本企業による人民元切り上げ対策」	信用金庫3月号	全国信用金庫協会	黒岩達也
05.3.14	中国国内市場の開拓を急げ 人民元、ドル・ベッグ制と決別へ	週刊エコノミスト 臨時増刊3/14号	毎日新聞社	黒岩達也

統計

1. 信用金庫統計

- (1) 信用金庫の主要勘定概況97
- (2) 信用金庫の店舗数、合併等99
- (3) 信用金庫の預金種類別預金、地区別預金 ...100
- (4) 信用金庫の預金者別預金101
- (5) 信用金庫の科目別貸出金、地区別貸出金 ...102
- (6) 信用金庫の貸出先別貸出金103
- (7) 信用金庫の余裕資金運用状況 ...104

2. 金融機関業態別統計

- (1) 業態別預貯金等105
- (2) 業態別貸出金106

統計資料の照会先: 信金中央金庫 総合研究所
Tel 03-3563-7541 Fax 03-3563-7551

(凡 例)

- 1. 金額は、単位未満切捨てとした。
- 2. 比率は、原則として小数点以下第1位までとし第2位以下切捨てとした。
- 3. 記号・符号表示は次のとおり。
 - 〔 0 〕 ゼロまたは単位未満の計数 〔 〕 該当計数なし 〔 〕 減少または負
 - 〔 ... 〕 不詳または算出不能 〔 * 〕 1,000%以上の増加率 〔 p 〕 速報数字
 - 〔 r 〕 訂正数字 〔 b 〕 b印までの数字と次期以降との数字は不連続
- 4. 地区別統計における地区のうち、関東には山梨、長野、新潟を含む。東海は静岡、愛知、岐阜、三重の4県、九州北部は福岡、佐賀、長崎の3県、南九州は熊本、大分、宮崎、鹿児島県の4県である。
信金中金総合研究所のホームページ (<http://www.scbri.jp/>) よりExcel形式の統計資料をダウンロードすることができます。

1.(1) 信用金庫の主要勘定概況 (2005年2月末)

預 金

2月の全国信用金庫の預金は、月中5,145億円、0.4%増と、前年同月(5,061億円、0.4%増)と同様に増加した。
要求払預金は、年金振込金の滞留や、各種自振口資金の一時滞留等から、月中6,777億円、1.9%増と、前年同月(6,714億円、2.0%増)と同様に増加した。
定期性預金は、定期積金の掛込みがみられたものの、公金預金の流出等から、月中1,481億円、0.2%減と、前年同月(1,572億円、0.2%減)と同様に減少した。
外貨預金等は、月中150億円、3.0%減少した。
なお、2005年2月末の預金の前年同月比増減率は、1.6%増となった。

貸出金

貸出金は、月中1,017億円、0.1%減と、前年同月(1,271億円、0.2%減)と同様に減少した。
割引手形は、売上低下および季節的要因による受取・持込手形の減少や、期日落込みの増加等から、月中673億円、3.1%減と、前年同月(560億円、2.2%減)と同様に減少した。
貸付金は、住宅ローンの実行がみられたものの、季節的要因による資金需要の減退や、売上代金・工事代金による返済等から、月中344億円、0.0%減と、前年同月(711億円、0.1%減)と同様に減少した。
なお、2005年2月末の貸出金の前年同月比増減率は、1.1%減となった。

余資運用資産

余資運用資産は、月中7,177億円、1.3%増と、前年同月(6,558億円、1.3%増)と同様に増加した。
主な内訳をみると、預け金は、月中5,867億円、2.8%増となった。
金融機関貸付等は、コールローンおよび買現先勘定が増加したことから、月中77億円、11.1%増となった。
有価証券は、外国証券(546億円減)が減少したものの、国債(2,605億円増)、社債(547億円増)、地方債(402億円増)等が増加したことから、月中3,055億円、1.0%増となった。

信用金庫の主要勘定増減状況(2005年2月末)

(単位: 百万円、%)

区 分	残 高	前 月 比 増 減		前年同月比 増 減 率	前 年 同 月		
		増 減 額	増 減 率		月 中 増 減 額	月 中 増 減 率	前年同月比 増 減 率
現 金	1,564,576	170,279	9.8	11.1	148,590	9.5	1.9
(小切手・手形)	144,192	6,850	4.9	45.6	6,476	2.5	60.5
預 け 金	21,395,909	586,772	2.8	3.5	1,024,742	5.2	4.0
(信金中金預け金)	19,913,421	525,850	2.7	1.7	960,894	5.1	4.1
(譲渡性預け金)	39,000	1,000	2.5	29.0	0	0.0	27.9
金融機関貸付等	76,893	7,736	11.1	3.0	125	0.1	50.7
金融機関貸付金	0	0			0		
買入手形	0	0			0		
コールローン	66,894	5,736	9.3	12.2	171	0.2	59.3
買現先勘定	9,999	2,000	25.0	66.6	0	0.0	20.0
債券貸借取引支払保証金	0	0		100.0	297	3.4	
買入金銭債権	366,713	11,568	3.0	8.7	20,887	4.9	18.2
金銭の信託	324,540	2,012	0.6	0.3	481	0.1	1.0
商品有価証券	10,232	1,542	17.7	39.1	2,913	14.7	0.3
有 価 証 券	28,300,511	305,540	1.0	6.5	196,152	0.7	7.8
国 債	7,821,679	260,589	3.4	14.4	111,748	1.6	18.2
地 方 債	3,095,670	40,258	1.3	16.9	7,074	0.2	7.3
短 期 社 債	399	100	20.0	303.0	99		
社 債	11,161,480	54,728	0.4	0.0	85,191	0.7	3.0
株 式	542,233	2,678	0.4	16.3	9,454	2.0	11.1
貸 付 信 託	71	0	0.0	81.9	4	1.0	84.1
投 資 信 託	691,002	1,696	0.2	14.5	19,097	3.2	11.7
外 国 証 券	4,924,064	54,665	1.0	2.7	21,385	0.4	11.6
そ の 他 の 証 券	63,910	357	0.5	2.6	601	0.9	2.0
貸 付 有 価 証 券	0	0			0		100.0
小 計	52,039,376	717,729	1.3	5.2	655,845	1.3	5.5
貸 出 金	61,936,649	101,740	0.1	1.1	127,147	0.2	0.2
(月 中 平 残)	61,821,018	320,819	0.5	0.6	322,664	0.5	0.6
割 引 手 形	2,040,115	67,310	3.1	17.8	56,036	2.2	1.8
貸 付 金	59,896,533	34,429	0.0	0.4	71,112	0.1	0.2
手 形 貸 付	7,213,775	6,395	0.0	7.6	19,399	0.2	8.1
証 書 貸 付	49,676,024	48,865	0.0	0.9	46,564	0.0	1.4
当 座 貸 付	3,006,733	8,040	0.2	3.7	5,148	0.1	6.0
預 金 ・ 積 金	107,848,684	514,518	0.4	1.6	506,141	0.4	2.5
(月 中 平 残)	106,987,372	401,211	0.3	1.7	374,758	0.3	2.2
要 求 払 預 金	34,918,983	677,723	1.9	5.4	671,424	2.0	6.6
当 座 預 金	2,249,126	41,189	1.7	4.4	60,888	2.5	19.8
普 通 預 金	30,055,299	394,268	1.3	5.4	444,488	1.5	7.2
貯 蓄 預 金	1,307,242	251	0.0	1.5	3,127	0.2	2.3
通 知 預 金	130,884	909	0.6	22.9	9,017	5.0	15.3
別 段 預 金	1,139,147	324,445	39.8	55.3	291,304	65.9	25.0
納 税 準 備 預 金	37,282	857	2.3	5.1	2,412	6.5	10.0
定 期 性 預 金	72,452,737	148,196	0.2	0.1	157,248	0.2	0.8
定 期 預 金	65,368,866	181,671	0.2	0.3	179,304	0.2	1.4
定 期 預 積 金	7,083,871	33,476	0.4	4.8	22,056	0.2	4.6
外 貨 預 金 等	476,962	15,009	3.0	17.5	8,034	1.9	11.1
実 質 預 金	107,704,492	507,669	0.4	1.7	499,666	0.4	2.4
譲 渡 性 預 金	130,363	19,432	17.5	52.3	10,997	11.3	162.7
借 用 金	523,465	11,568	2.1	17.2	51,015	10.2	41.6
預 貸 率	57.3						

会 員 勘 定	5,673,968	9,674	0.1	2.6	1,558	0.0	1.4
普 通 出 資 金	587,349	3,014	0.5	3.7	1,508	0.2	3.9
優 先 出 資 金	43,590	0	0.0	147.8	0	0.0	681.7
優 先 出 資 払 込 金	0	0			0		
資 本 準 備 金	30,977	0	0.0	126.7	0	0.0	172.6
そ の 他 資 本 剰 余 金	0	0		100.0	0	0.0	
利 益 準 備 金	358,533	0	0.0	0.2	218	0.0	0.5
特 別 積 立 金	4,329,152	151	0.0	1.6	6,500	0.1	3.0
前 期 繰 越 金	119,152	49	0.0	19.5	67	0.0	1.9
未 処 分 剰 余 金	11,912	6,807	133.3	111.0	3,674	186.5	313.6
土 地 再 評 価 差 額 金	193,720	10	0.0	6.3	0	0.0	2.1
株 式 等 評 価 差 額 金	2	0	0.0		0		100.0
処 分 未 済 持 分	421	44			46		
自 己 優 先 出 資 払 込 金	0	0			0		
自 己 優 先 出 資	0	0			0		

(備考) 預貸率 = 貸出金 / 預金・積金 × 100 (預金には譲渡性預金を含む。)

1.(2) 信用金庫の店舗数、合併等

信用金庫の店舗数、会員数、常勤役員数

(単位：店、人)

年月末	店舗数				会員数	常勤役員	常勤役員数			合計
	本店 (信用金庫数)	支店	出張所	合計			職員		計	
							男子	女子		
2001. 3	371	7,842	267	8,480	8,941,138	2,804	94,112	41,004	135,116	137,920
02. 3	349	7,781	270	8,400	8,981,084	2,734	91,451	38,851	130,302	133,036
03. 3	326	7,673	264	8,263	9,001,391	2,557	87,922	37,086	125,008	127,565
03. 6	326	7,655	258	8,239	9,032,713	2,508	88,196	38,559	126,755	129,263
9	321	7,595	258	8,174	9,058,720	2,488	87,065	37,429	124,494	126,982
12	314	7,513	266	8,093	9,083,334	2,455	86,194	36,622	122,816	125,271
04. 3	306	7,471	282	8,059	9,091,805	2,396	84,345	35,051	119,396	121,792
4	306	7,466	283	8,055	9,099,916	2,392	85,575	36,926	122,501	124,893
5	306	7,460	282	8,048	9,106,748	2,387	85,307	36,720	122,027	124,414
6	306	7,452	281	8,039	9,112,262	2,385	84,696	36,381	121,077	123,462
7	304	7,438	274	8,016	9,113,379	2,380	84,388	36,040	120,428	122,808
8	304	7,427	271	8,002	9,116,103	2,379	84,150	35,762	119,912	122,291
9	304	7,398	273	7,975	9,121,880	2,373	83,744	35,395	119,139	121,512
10	303	7,365	268	7,936	9,124,839	2,372	83,412	35,206	118,618	120,990
11	301	7,346	270	7,917	9,129,343	2,360	83,173	35,094	118,267	120,627
12	301	7,347	270	7,918	9,136,429	2,358	82,878	34,655	117,533	119,891
05. 1	301	7,344	269	7,914	9,139,656	2,355	82,603	34,435	117,038	119,393
2	299	7,329	272	7,900	9,144,344	2,351	82,375	34,284	116,659	119,010
3	298									

信用金庫の合併等

年月日	異動金庫名				新金庫名	金庫数	異動の種類
2003年7月7日	芝	東調布			芝	325	合併
2003年7月7日	一宮	愛北	津島		いちい	323	合併
2003年7月22日	東京東	小岩			東京東	322	合併
2003年7月22日	赤穂	伊那			アルプス中央	321	合併
2003年10月20日	秋田	五城目			秋田	320	合併
2003年10月20日	富山	射水			富山	319	合併
2003年10月20日	福岡ひびき	新北九州	門司	築上	福岡ひびき	315	合併
2003年11月4日	能登	共栄			のと共栄	314	合併
2004年1月13日	王子	太陽	荒川	日興	城北	311	合併
2004年1月19日	直江津	高田			上越	310	合併
2004年1月19日	北伊勢	上野			北伊勢上野	309	合併
2004年2月9日	高松	さぬき			高松	308	合併
2004年2月9日	鹿児島相互	川内			鹿児島相互	307	合併
2004年2月16日	興能	(高浜信組)			興能	307	合併
2004年3月22日	金沢	福光			金沢	306	合併
2004年7月12日	下関	豊浦			下関	305	合併
2004年7月20日	彦根	近江八幡			滋賀中央	304	合併
2004年10月12日	大阪	南大阪			大阪	303	合併
2004年11月15日	大牟田	柳川			大牟田柳川	302	合併
2004年11月22日	足利	小山			足利小山	301	合併
2005年1月4日	伊勢崎太田				アイオー	301	名称変更
2005年2月14日	北海	古平			北海	300	合併
2005年2月14日	阪奈	八光			大阪東	299	合併
2005年3月14日	(大分県信組)	杵築			(大分県信組)	298	合併

1.(3) 信用金庫の預金種類別預金、地区別預金

預金種類別預金

(単位：億円、%)

年月末	預金計		要求払		定期性		外貨預金等		実質預金		譲渡性預金	
	前年同月比増減率		前年同月比増減率		前年同月比増減率		前年同月比増減率		前年同月比増減率		前年同月比増減率	
2001.3	1,038,043	1.7	230,205	7.3	801,008	0.4	6,829	20.0	1,033,760	1.6	105	13.3
02.3	1,028,198	0.9	297,903	29.4	723,681	9.6	6,613	3.1	1,024,192	0.9	114	7.9
03.3	1,035,536	0.7	312,842	5.0	716,192	1.0	6,500	1.7	1,032,788	0.8	244	113.7
03.6	1,054,744	1.8	325,170	3.5	724,946	1.1	4,627	0.1	1,053,240	1.9	650	189.0
9	1,053,808	2.1	322,502	4.6	726,178	1.2	5,127	8.1	1,051,883	2.2	915	202.8
12	1,068,100	1.9	336,074	4.8	727,873	0.7	4,152	13.0	1,065,180	2.0	766	138.1
04.2	1,061,010	2.5	331,166	6.6	725,787	0.8	4,056	11.1	1,058,358	2.4	855	162.7
3	1,055,175	1.8	328,610	5.0	720,951	0.6	5,614	13.6	1,052,971	1.9	789	223.1
4	1,063,080	1.7	336,762	4.5	721,817	0.5	4,500	3.3	1,061,047	1.7	716	86.9
5	1,061,345	1.6	334,117	4.4	722,676	0.4	4,551	4.5	1,059,865	1.7	824	62.4
6	1,070,958	1.5	341,198	4.9	724,892	0.0	4,866	5.1	1,069,538	1.5	938	44.1
7	1,069,663	1.8	337,982	6.5	727,453	0.1	4,227	5.8	1,067,069	1.7	977	51.0
8	1,071,058	1.3	338,902	4.7	727,436	0.1	4,719	8.8	1,069,717	1.4	1,207	35.3
9	1,070,466	1.5	340,543	5.5	725,012	0.1	4,910	4.2	1,068,785	1.6	1,099	20.0
10	1,072,481	2.0	344,680	6.9	723,529	0.0	4,270	4.8	1,070,047	1.9	1,148	14.2
11	1,070,447	1.4	343,476	5.0	722,149	0.1	4,821	2.5	1,069,066	1.5	1,201	10.8
12	1,085,557	1.6	355,831	5.8	725,305	0.3	4,419	6.4	1,083,009	1.6	1,252	63.3
05.1	1,073,341	1.6	342,412	5.5	726,009	0.1	4,919	18.9	1,071,968	1.7	1,109	14.8
2	1,078,486	1.6	349,189	5.4	724,527	0.1	4,769	17.5	1,077,044	1.7	1,303	52.3

(備考) 1. 預金計には譲渡性預金を含まない。
2. 実質預金は預金計から小切手・手形を差引いたもの。

地区別預金

(単位：億円、%)

年月末	北海道		東北		東京		関東		北陸		東海	
	前年同月比増減率		前年同月比増減率		前年同月比増減率		前年同月比増減率		前年同月比増減率		前年同月比増減率	
2001.3	53,392	3.2	39,684	2.1	194,416	1.2	199,809	1.0	31,560	2.6	200,034	3.5
02.3	54,596	2.2	39,036	1.6	190,125	2.2	198,309	0.7	31,829	0.8	201,901	0.9
03.3	55,302	1.2	39,462	1.0	193,270	0.8	197,820	0.4	32,313	1.5	204,281	1.1
03.6	56,473	1.5	40,347	0.9	196,425	2.2	201,691	2.3	32,818	1.2	208,291	2.9
9	55,749	0.8	40,145	1.1	196,553	2.4	201,450	1.8	32,778	2.3	208,248	3.1
12	57,719	1.5	40,851	1.2	199,155	2.5	204,715	1.8	33,108	1.5	210,580	2.3
04.2	56,167	2.0	40,619	1.8	198,294	2.9	203,450	2.3	32,992	2.7	209,789	2.6
3	56,194	1.6	39,896	1.0	196,903	1.8	201,888	2.0	32,710	1.2	209,402	2.5
4	56,928	1.4	40,591	1.0	198,198	1.9	203,399	1.7	32,996	1.2	210,488	1.9
5	56,622	1.6	40,242	0.7	198,014	1.4	203,184	1.7	32,912	0.7	210,500	2.2
6	57,357	1.5	40,639	0.7	199,329	1.4	205,068	1.6	33,249	1.3	212,288	1.9
7	57,005	2.1	40,517	0.9	199,319	1.8	204,725	1.9	33,132	1.1	212,039	2.0
8	57,133	1.7	40,590	0.6	199,038	0.8	205,230	1.5	33,199	0.6	212,642	1.9
9	56,869	2.0	40,438	0.7	199,504	1.5	204,838	1.6	33,031	0.7	212,782	2.1
10	57,031	2.5	40,721	1.3	200,269	1.9	205,454	2.0	33,040	0.8	212,426	2.4
11	57,543	1.5	40,552	0.6	199,570	1.1	204,742	1.4	32,889	0.2	212,149	2.0
12	58,882	2.0	41,067	0.5	201,919	1.3	208,026	1.6	33,312	0.6	214,966	2.0
05.1	56,990	1.7	40,597	0.5	199,994	1.2	205,579	1.6	32,991	0.5	212,887	2.1
2	57,170	1.7	40,782	0.4	201,060	1.3	206,371	1.4	33,146	0.4	214,266	2.1

年月末	近畿		中国		四国		九州北部		南九州		全国計	
	前年同月比増減率		前年同月比増減率		前年同月比増減率		前年同月比増減率		前年同月比増減率		前年同月比増減率	
2001.3	207,950	0.7	49,578	0.1	17,773	3.3	17,940	3.0	24,392	1.0	1,038,043	1.7
02.3	201,814	2.9	49,651	0.1	18,064	1.6	17,916	0.1	23,556	3.4	1,028,198	0.9
03.3	201,600	0.1	50,175	1.0	18,206	0.7	17,984	0.3	23,746	0.8	1,035,536	0.7
03.6	204,930	1.5	51,036	1.9	18,483	1.9	18,597	2.2	24,269	1.9	1,054,744	1.8
9	205,386	2.0	50,844	1.8	18,491	2.0	18,452	2.0	24,306	2.1	1,053,808	2.1
12	207,067	1.7	51,138	0.9	18,769	2.3	18,766	1.7	24,855	1.7	1,068,100	1.9
04.2	206,117	2.5	50,618	1.3	18,730	2.9	18,645	2.6	24,226	2.4	1,061,010	2.5
3	205,213	1.7	50,456	0.5	18,625	2.3	18,298	1.7	24,219	1.9	1,055,175	1.8
4	206,682	2.0	50,743	0.7	18,722	2.2	18,652	1.2	24,320	1.2	1,063,080	1.7
5	206,367	1.6	50,569	0.4	18,699	2.0	18,577	1.0	24,331	1.2	1,061,345	1.6
6	208,296	1.6	51,106	0.1	18,887	2.1	18,751	0.8	24,541	1.1	1,070,958	1.5
7	208,205	1.8	51,030	0.6	18,946	2.5	18,728	1.4	24,539	1.6	1,069,663	1.8
8	208,434	1.5	51,049	0.0	18,952	2.2	18,745	0.7	24,587	1.2	1,071,058	1.3
9	208,501	1.5	50,911	0.1	18,954	2.5	18,665	1.1	24,525	0.9	1,070,466	1.5
10	208,700	2.0	50,989	1.3	18,996	3.0	18,815	1.9	24,613	2.0	1,072,481	2.0
11	208,393	1.5	50,908	0.8	18,952	2.4	18,750	1.4	24,581	1.4	1,070,447	1.4
12	210,818	1.8	51,687	1.0	19,263	2.6	19,087	1.7	25,117	1.0	1,085,557	1.6
05.1	209,303	1.9	50,987	1.2	19,089	2.4	18,830	1.4	24,695	1.5	1,073,341	1.6
2	210,071	1.9	51,438	1.6	19,200	2.5	18,966	1.7	24,628	1.6	1,078,486	1.6

(備考) 1. 沖縄地区は全国に含めた。
2. 東京・関東地区の2002年6月以降の増減率は、地区間の事業譲渡を調整して算出

1.(4) 信用金庫の預金者別預金

(単位：億円、%)

年月末	預金計		個人預金		要求払		定期性		外貨預金等	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2001. 3	1,037,617	1.7	792,296	3.1	153,271	8.0	638,772	2.0	240	0.5
02. 3	1,027,696	0.9	802,012	1.2	195,149	27.3	606,630	5.0	220	8.3
03. 3	1,035,334	0.7	820,195	2.2	211,169	8.2	608,742	0.3	273	24.1
03. 6	1,054,739	1.8	832,512	2.8	221,079	5.9	611,104	1.8	318	39.5
9	1,053,806	2.2	833,099	3.3	217,690	7.2	614,990	1.9	407	61.7
12	1,068,098	1.9	846,003	2.9	226,794	7.3	618,654	1.3	544	117.4
04. 2	1,061,009	2.5	847,639	3.0	229,245	7.9	617,817	1.3	566	112.6
3	1,054,774	1.8	842,751	2.7	226,091	7.0	616,073	1.2	576	111.0
4	1,063,078	1.7	846,867	2.5	231,178	6.3	615,079	1.0	600	120.4
5	1,061,344	1.6	842,430	2.3	227,575	5.9	614,269	0.9	575	89.8
6	1,070,956	1.5	851,169	2.2	235,714	6.6	614,853	0.6	591	85.7
7	1,069,662	1.8	850,365	2.2	232,606	7.6	617,135	0.3	612	81.2
8	1,071,056	1.3	853,612	1.9	235,435	6.2	617,523	0.2	643	85.8
9	1,070,465	1.5	850,091	2.0	233,048	7.0	616,392	0.2	641	57.3
10	1,072,480	2.0	855,761	2.2	239,572	7.6	615,496	0.2	682	47.6
11	1,070,445	1.4	851,472	1.9	235,376	6.5	615,309	0.2	775	62.7
12	1,085,555	1.6	863,937	2.1	244,003	7.5	619,105	0.0	818	50.2
05. 1	1,073,340	1.6	859,332	2.0	238,588	7.0	619,861	0.2	872	57.7
2	1,078,485	1.6	864,889	2.0	244,256	6.5	619,748	0.3	874	54.4

年月末	一般法人預金		要求払		定期性		外貨預金等		公金預金	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2001. 3	200,268	0.4	69,649	11.2	130,298	5.7	309	4.1	24,903	0.9
02. 3	182,602	8.8	85,538	22.8	96,760	25.7	293	5.0	22,990	7.6
03. 3	173,622	4.9	84,315	1.4	88,922	8.1	376	28.2	22,292	3.0
03. 6	174,582	2.8	85,598	1.2	88,622	4.4	353	7.1	30,379	1.9
9	176,942	0.1	88,331	3.0	88,215	3.2	386	11.3	25,763	8.9
12	183,661	0.4	96,030	3.6	87,249	2.9	373	5.2	22,850	9.8
04. 2	176,720	3.5	89,178	10.2	87,185	2.3	347	3.2	21,675	13.5
3	175,486	1.0	88,317	4.7	86,811	2.3	349	7.3	20,951	6.0
4	177,528	0.2	90,064	2.9	87,112	2.4	343	4.0	23,576	3.1
5	175,508	2.0	88,453	1.2	86,700	2.7	346	5.6	27,549	6.7
6	175,929	0.7	89,321	4.3	86,241	2.6	358	1.4	28,657	5.6
7	178,942	3.6	92,393	10.2	86,191	2.5	348	1.6	26,721	10.1
8	173,257	1.6	86,828	0.9	86,060	2.4	360	1.0	28,839	5.9
9	178,803	1.0	92,214	4.3	86,230	2.2	350	9.2	26,068	1.1
10	180,009	3.7	93,523	9.6	86,111	1.9	365	3.1	23,300	5.6
11	176,711	1.6	91,015	0.7	85,318	2.5	368	0.9	26,644	8.1
12	184,607	0.5	99,046	3.1	85,187	2.3	365	2.0	22,838	0.0
05. 1	174,643	1.3	88,933	0.6	85,326	2.1	374	2.4	24,362	8.9
2	174,309	1.3	88,851	0.3	85,125	2.3	324	6.6	23,732	9.4

年月末	要求払		定期性		外貨預金等		金融機関預金		政府関係 預り金	譲渡性預金
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率			
2001. 3	3,569	3.9	20,719	0.2	611	33.9	20,141	22.1	2	105
02. 3	12,046	237.4	10,738	48.1	200	67.1	20,084	0.2	2	114
03. 3	11,804	2.0	10,366	3.4	118	41.2	19,217	4.3	1	244
03. 6	14,234	4.0	15,932	7.1	208	98.3	17,259	3.7	1	650
9	11,960	17.0	13,747	0.7	51	35.2	17,995	6.5	1	915
12	9,971	18.6	12,817	1.7	57	54.1	15,577	10.2	0	766
04. 2	9,677	25.8	11,901	0.6	93	167.0	14,969	11.6	0	855
3	10,008	15.2	10,641	2.6	298	152.7	15,579	18.9	0	789
4	11,937	8.1	11,578	2.2	56	*	15,100	12.7	0	715
5	14,002	10.4	13,524	3.6	19	74.8	15,851	1.2	0	824
6	12,748	10.4	15,534	2.4	371	77.8	15,195	11.9	0	938
7	10,885	20.0	15,821	1.8	11	27.5	13,628	19.0	0	977
8	13,104	13.2	15,578	0.2	154	319.2	15,341	1.3	0	1,207
9	11,646	2.6	14,227	3.4	190	266.5	15,497	13.8	0	1,099
10	9,584	15.6	13,606	2.1	105	535.5	13,404	15.4	0	1,148
11	13,158	16.5	13,212	0.5	269	33.5	15,613	0.7	0	1,201
12	10,154	1.8	12,657	1.2	22	60.1	14,168	9.0	0	1,252
05. 1	11,798	21.9	12,552	0.9	7	41.2	14,997	4.2	0	1,109
2	12,060	24.6	11,666	1.9	2	97.7	15,549	3.8	0	1,303

(備考) 日本銀行『預金現金貸出金調査表』より作成。このため、『日計表』による(3)預金種類別預金、地区別預金の預金計とは一致しない。

1.(5) 信用金庫の科目別貸出金、地区別貸出金

科目別貸出金

(単位：億円、%)

年 月 末	貸出金計		割引手形		貸付金		手形貸付		証券貸付		当座貸越	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2001. 3	661,879	3.6	33,932	6.7	627,946	4.1	97,975	9.1	493,986	2.9	35,984	6.5
02. 3	639,805	3.3	28,762	15.2	611,043	2.6	90,943	7.1	485,532	1.7	34,567	3.9
03. 3	626,342	2.1	24,051	16.3	602,291	1.4	84,739	6.8	484,045	0.3	33,506	3.0
03. 6	619,691	1.2	23,054	15.7	596,636	0.5	78,219	6.6	486,415	0.6	32,001	3.1
9	625,431	0.6	22,238	7.9	603,192	0.3	79,940	7.5	490,191	1.2	33,060	5.0
12	633,013	0.7	26,093	7.2	606,919	0.4	80,066	7.9	495,078	1.0	31,774	4.5
04. 2	626,366	0.2	24,828	1.8	601,538	0.2	78,116	8.1	492,181	1.4	31,239	6.0
3	622,364	0.6	22,388	6.9	599,975	0.3	77,758	8.2	490,499	1.3	31,717	5.3
4	617,120	0.6	21,870	5.7	595,249	0.4	74,314	8.4	490,369	1.2	30,564	5.9
5	614,368	1.1	21,730	14.7	592,638	0.5	71,686	8.5	490,291	0.9	30,660	4.5
6	615,321	0.7	21,682	5.9	593,638	0.5	71,481	8.6	491,932	1.1	30,223	5.5
7	619,714	0.2	23,697	4.1	596,017	0.3	71,932	8.3	494,014	1.2	30,069	6.1
8	616,348	1.2	20,655	15.9	595,693	0.6	72,150	8.2	493,185	0.8	30,357	4.2
9	622,105	0.5	20,832	6.3	601,273	0.3	73,854	7.6	495,820	1.1	31,598	4.4
10	621,686	0.2	22,705	2.0	598,981	0.3	72,570	8.1	496,224	1.2	30,186	5.6
11	619,837	1.1	20,622	16.1	599,215	0.5	72,400	8.0	496,200	0.9	30,614	4.2
12	629,296	0.5	24,118	7.5	605,177	0.2	74,024	7.5	500,898	1.1	30,254	4.7
05. 1	620,383	1.1	21,074	16.9	599,309	0.4	72,073	7.9	497,248	0.9	29,986	4.1
2	619,366	1.1	20,401	17.8	598,965	0.4	72,137	7.6	496,760	0.9	30,067	3.7

地区別貸出金

(単位：億円、%)

年 月 末	北海道		東 北		東 京		関 東		北 陸		東 海	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2001. 3	29,377	2.7	24,875	0.8	131,381	2.8	125,418	6.0	20,088	1.4	121,487	1.3
02. 3	29,521	0.4	24,520	1.4	125,915	4.1	120,357	4.0	19,287	3.9	119,553	1.5
03. 3	29,628	0.3	24,413	0.4	124,445	2.1	116,756	1.9	19,061	1.1	118,573	0.8
03. 6	28,255	0.4	23,735	0.9	124,278	1.2	115,768	1.1	18,720	1.4	117,141	0.3
9	29,083	0.3	23,944	1.3	124,861	0.9	116,985	0.2	18,847	0.8	118,739	0.2
12	30,095	0.7	24,136	1.5	126,390	0.6	118,457	0.3	19,077	1.7	120,157	0.2
04. 2	29,472	1.7	23,952	1.2	124,884	0.2	117,604	0.2	18,942	0.4	118,736	0.1
3	29,855	0.7	23,865	2.2	123,525	0.7	116,513	0.2	18,768	1.5	118,715	0.1
4	29,152	1.1	23,539	2.0	123,320	0.6	115,727	0.1	18,690	0.7	116,999	0.3
5	28,526	0.5	23,274	2.3	122,917	1.4	115,322	0.5	18,530	1.4	116,643	0.8
6	28,524	0.9	23,242	2.0	123,115	0.9	115,517	0.2	18,580	0.7	116,943	0.1
7	28,792	1.4	23,350	1.9	124,253	0.2	116,136	0.0	18,722	0.4	117,776	0.3
8	28,845	0.3	23,303	2.3	123,066	1.6	115,785	0.6	18,666	0.9	117,196	0.6
9	29,485	1.3	23,543	1.6	123,743	0.8	117,045	0.0	18,703	0.7	118,796	0.0
10	29,731	1.3	23,531	1.6	123,851	0.6	116,937	0.2	18,680	0.4	118,238	0.2
11	29,604	0.5	23,467	2.1	123,456	1.4	116,916	0.2	18,693	0.9	117,737	0.8
12	30,313	0.7	23,624	2.1	125,326	0.8	118,592	0.1	18,940	0.7	119,853	0.2
05. 1	29,481	0.0	23,352	2.4	123,555	1.4	117,144	0.4	18,661	1.4	118,060	0.7
2	29,574	0.3	23,406	2.2	123,201	1.3	116,879	0.6	18,632	1.6	117,752	0.8

年 月 末	近 畿		中 国		四 国		九州北部		南九州		全国計	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2001. 3	136,814	5.5	31,863	4.7	11,060	0.3	11,797	1.9	16,530	2.5	661,879	3.6
02. 3	130,271	4.7	30,826	3.2	10,974	0.7	11,551	2.0	15,972	3.3	639,805	3.3
03. 3	124,418	4.4	30,140	2.2	10,823	1.3	11,575	0.2	15,489	3.0	626,342	2.1
03. 6	123,725	2.5	29,641	1.7	10,788	0.3	11,389	0.0	15,232	1.1	619,691	1.2
9	124,171	1.6	29,978	1.2	10,867	0.4	11,434	0.3	15,498	0.1	625,431	0.6
12	125,340	1.7	30,114	1.8	10,893	0.0	11,553	1.5	15,788	0.5	633,013	0.7
04. 2	124,035	0.8	29,904	1.0	10,799	0.0	11,469	0.6	15,560	0.4	626,366	0.2
3	122,626	1.4	29,815	1.0	10,800	0.2	11,406	1.4	15,470	0.1	622,364	0.6
4	122,063	1.3	29,442	0.7	10,676	0.6	11,283	1.2	15,240	0.2	617,120	0.6
5	121,745	2.0	29,347	0.8	10,653	1.3	11,177	2.4	15,239	0.1	614,368	1.1
6	121,845	1.5	29,412	0.7	10,628	1.4	11,184	1.7	15,336	0.6	615,321	0.7
7	122,789	0.8	29,567	0.7	10,664	1.4	11,261	1.2	15,412	0.7	619,714	0.2
8	121,660	2.1	29,492	1.4	10,673	1.6	11,197	2.3	15,473	0.6	616,348	1.2
9	122,425	1.4	29,702	0.9	10,774	0.8	11,311	1.0	15,586	0.5	622,105	0.5
10	122,441	1.0	29,577	0.5	10,748	0.5	11,345	0.6	15,616	0.7	621,686	0.2
11	121,775	2.2	29,470	1.0	10,732	1.1	11,331	1.2	15,653	0.3	619,837	1.1
12	123,521	1.4	29,852	0.8	10,874	0.1	11,502	0.4	15,892	0.6	629,296	0.5
05. 1	121,850	2.1	29,494	1.2	10,731	0.9	11,362	0.7	15,687	0.6	620,383	1.1
2	121,622	1.9	29,591	1.0	10,715	0.7	11,371	0.8	15,615	0.3	619,366	1.1

(備考) 1. 沖縄地区は全国に含めた。

2. 東京・関東地区の2002年6月以降の増減率は、地区間の事業譲渡を調整して算出

1.(6) 信用金庫の貸出先別貸出金

(単位：億円、%)

年 月 末	貸出金計			企業向け計			製造業			建設業		
	前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比	
2000. 3	687,157	3.6	100.0	480,319	4.5	69.8	106,973	5.6	15.5	82,844	5.7	12.0
01. 3	661,877	3.6	100.0	459,368	4.3	69.4	102,545	4.1	15.4	78,299	5.4	11.8
02. 3	639,803	3.3	100.0	435,084	5.2	68.0	94,053	8.2	14.7	71,366	8.8	11.1
03. 3	626,341	2.1	100.0	415,697	4.4	66.3	86,169	7.9	13.7	65,371	8.4	10.4
6	619,689	1.2	100.0	410,032	3.2	66.1	84,676	7.1	13.6	62,124	7.2	10.0
9	625,429	0.6	100.0	412,647	2.4	65.9	84,541	5.5	13.5	63,255	6.3	10.1
12	633,012	0.7	100.0	418,471	2.6	66.1	86,344	5.1	13.6	64,107	5.6	10.1
04. 3	622,363	0.6	100.0	405,804	2.3	65.2	82,043	4.7	13.1	61,899	5.3	9.9
6	615,319	0.7	100.0	400,204	2.3	65.0	80,845	4.5	13.1	59,001	5.0	9.5
9	622,104	0.5	100.0	405,257	1.7	65.1	81,511	3.5	13.1	60,444	4.4	9.7
12	629,294	0.5	100.0	411,017	1.7	65.3	83,493	3.3	13.2	61,279	4.4	9.7

年 月 末	卸売業			小売業			飲食店			不動産業		
	前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比	
2000. 3	40,922	6.6	5.9	49,905	5.6	7.2	16,654	3.9	2.4	73,187	1.3	10.6
01. 3	39,320	3.9	5.9	46,558	6.7	7.0	15,623	6.1	2.3	71,861	1.8	10.8
02. 3	36,758	6.5	5.7	42,824	8.0	6.6	14,524	7.0	2.2	74,989	4.3	11.7
03. 3	34,255	6.8	5.4	39,648	7.4	6.3	13,653	5.9	2.1	78,217	4.3	12.4
6	33,818	5.5	5.4	38,977	6.4	6.2	13,415	5.7	2.1	79,366	5.9	12.8
9	34,004	3.9	5.4	38,752	6.0	6.1	13,300	5.7	2.1	80,787	5.9	12.9
12	34,927	3.6	5.5	38,757	5.4	6.1	13,145	6.1	2.0	81,889	5.7	12.9
04. 3	33,052	3.5	5.3	37,360	5.7	6.0	12,716	6.8	2.0	82,394	5.3	13.2
6	32,441	4.0	5.2	36,586	6.1	5.9	12,526	6.6	2.0	83,358	5.0	13.5
9	32,689	3.8	5.2	36,632	5.4	5.8	12,456	6.3	2.0	85,104	5.3	13.6
12	33,621	3.7	5.3	36,058	6.9	5.7	12,353	6.0	1.9	86,796	5.9	13.7

年 月 末	サービス業 (各種サービス)			地方公共団体			個人			住宅ローン		
	前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比	
2000. 3	83,373	2.8	12.1	11,695	2.5	1.7	195,143	1.5	28.3	121,253	5.0	17.6
01. 3	80,128	3.8	12.1	11,762	0.5	1.7	190,747	2.2	28.8	123,501	1.8	18.6
02. 3	77,123	3.7	12.0	13,527	15.0	2.1	191,192	0.2	29.8	127,347	3.1	19.9
03. 3	86,254		13.7	15,680	15.9	2.5	194,964	1.9	31.1	134,672	5.7	21.5
6	85,633		13.8	13,637	10.8	2.2	196,020	2.6	31.6	136,530	5.9	22.0
9	85,831		13.7	13,957	8.8	2.2	198,825	2.6	31.7	139,484	6.5	22.3
12	86,476		13.6	14,630	8.9	2.3	199,911	2.7	31.5	142,207	6.7	22.4
04. 3	84,141	2.4	13.5	16,932	7.9	2.7	199,627	2.3	32.0	142,669	5.9	22.9
6	83,353	2.6	13.5	15,293	12.1	2.4	199,822	1.9	32.4	143,772	5.3	23.3
9	83,992	2.1	13.5	15,615	11.8	2.5	201,232	1.2	32.3	144,922	3.8	23.2
12	84,233	2.5	13.3	16,224	10.8	2.5	202,053	1.0	32.1	146,884	3.2	23.3

(備考) 1. 日本銀行『業種別貸出金調査表』より作成。このため、『日計表』による(5)科目別貸出金、地区別貸出金の貸出金計とは一致しない。

2. 企業向け計には、海外円借款、国内店名義現地貸を含む。

3. 2003年3月の業種分類の見直しに伴い、製造業の対象業種から「出版業」が除かれ、従来の「出版・印刷業」に代えて「印刷業」のみが対象となったことから、増減率の算出においては、出版業・印刷業とも除いて算出した。また「サービス業」は「各種サービス」となり、飲食店等を含む。

1.(7) 信用金庫の余裕資金運用状況

(単位：億円、%)

年月末	現金	預け金		金融機関 貸付等	うちコール ローン	うち債券貸借 取引支払保証金	買入金銭 債権	金銭の 信託	商品有価 証券
		うち譲渡性 預け金	うち信金中金預け金						
2001. 3	14,238	183,867(25.1)	2,553	166,783(28.8)	11,180	7,556	4,134	4,057	198
02. 3	19,391	182,044(0.9)	845	159,156(4.5)	3,004	2,104	2,084	3,103	188
03. 3	17,492	194,070(6.6)	883	159,131(0.0)	2,654	1,654	3,274	2,463	197
03. 6	15,863	208,191(0.5)	853	195,676(0.8)	1,205	905	6,188	2,673	263
9	15,148	192,727(2.3)	853	163,256(6.1)	1,424	945	4,579	2,601	272
12	18,842	199,978(0.2)	605	189,285(1.0)	582	449	4,555	3,297	208
04. 2	14,080	206,613(4.0)	550	195,765(4.1)	745	595	4,020	3,257	168
3	16,040	196,398(1.1)	910	154,855(2.6)	2,175	1,575	3,095	2,729	159
4	15,783	206,247(0.6)	700	195,116(0.5)	734	634	3,679	3,085	175
5	15,772	206,666(2.0)	510	195,228(1.9)	699	609	3,900	3,090	147
6	15,385	207,344(0.4)	510	193,808(0.9)	578	498	4,232	3,089	152
7	15,848	200,710(0.0)	410	186,621(1.8)	549	449	4,238	3,167	150
8	15,075	208,705(5.0)	410	194,193(3.2)	482	372	4,053	3,164	135
9	15,158	206,143(6.9)	410	166,545(2.0)	1,119	1,119	3,439	3,202	121
10	14,069	211,157(8.5)	380	193,205(4.9)	542	432	3,697	3,238	112
11	16,882	206,939(5.7)	380	192,468(3.9)	573	473	3,796	3,283	95
12	19,237	210,465(5.2)	420	195,406(3.2)	725	625	4,005	3,275	91
05. 1	17,348	208,091(5.9)	400	193,875(4.1)	691	611	3,782	3,265	86
2	15,645	213,959(3.5)	390	199,134(1.7)	768	668	3,667	3,245	102

年月末	有価証券							株 式	貸付信託
	国 債	地方債	社 債	公社公団債	金融債	その他			
2001. 3	221,566(11.7)	50,807(34.6)	20,554	92,497(6.7)	15,595	31,849	45,052	6,325	58
02. 3	236,169(6.5)	58,911(15.9)	24,778	99,328(7.3)	21,166	34,374	43,787	4,987	24
03. 3	248,064(5.0)	62,730(6.4)	24,914	108,534(9.2)	27,267	37,894	43,372	4,206	17
03. 6	258,273(11.6)	62,868(27.7)	25,476	112,671(12.0)	30,091	37,722	44,858	4,581	10
9	270,957(12.9)	72,767(34.0)	26,233	113,131(8.8)	32,126	36,287	44,717	4,492	4
12	267,560(10.9)	68,790(32.0)	26,237	112,821(5.0)	33,364	35,081	44,376	4,587	4
04. 2	265,686(7.8)	68,346(18.2)	26,480	111,599(3.0)	33,597	34,644	43,357	4,660	3
3	268,761(8.3)	73,655(17.4)	26,755	110,483(1.7)	33,875	34,274	42,334	5,449	2
4	272,413(9.3)	74,183(21.6)	27,427	112,166(2.3)	35,282	34,556	42,327	4,752	2
5	273,624(8.2)	73,268(20.8)	28,306	112,462(0.7)	35,947	34,358	42,155	4,993	2
6	281,796(9.1)	78,190(24.3)	29,244	113,591(0.8)	37,211	34,586	41,793	5,079	2
7	283,389(8.0)	79,303(21.6)	29,426	113,222(0.2)	37,412	34,368	41,441	5,182	2
8	280,791(4.2)	77,171(10.7)	29,603	112,321(2.0)	37,170	33,987	41,163	5,273	2
9	277,917(2.5)	76,097(4.5)	29,675	111,146(1.7)	37,083	33,661	40,401	5,358	0
10	278,075(3.0)	74,316(4.1)	30,000	111,813(1.1)	37,430	33,582	40,800	5,429	0
11	279,339(3.7)	74,306(6.2)	30,356	112,094(1.2)	37,719	33,457	40,918	5,413	0
12	278,968(4.2)	74,933(8.9)	30,329	111,153(1.4)	37,854	32,789	40,509	5,399	0
05. 1	279,949(4.5)	75,610(8.8)	30,554	111,067(1.2)	38,097	32,635	40,334	5,395	0
2	283,005(6.5)	78,216(14.4)	30,956	111,614(0.0)	38,674	32,700	40,239	5,422	0

年月末	投資信託	外国証券	その他の 証 券	貸 付 有価証券	余資運用 資産計 (A)	信金中金 利用額 (B)	預貸率	(A) / 預金	預証率	(B) / 預金	(B) / (A)
02. 3	8,034	39,660(7.9)	442	0	445,987	159,156	62.2	43.3	22.9	15.4	35.6
03. 3	5,176	41,917(5.6)	565	0	468,216	159,131	60.4	45.2	23.9	15.3	33.9
03. 6	6,149	45,895(8.5)	619	0	492,659	195,676	58.7	46.6	24.4	18.5	39.7
9	5,976	47,723(12.1)	627	0	487,710	163,256	59.2	46.2	25.6	15.4	33.4
12	6,106	48,380(11.7)	630	0	495,024	189,285	59.2	46.3	25.0	17.7	38.2
04. 2	6,033	47,939(11.6)	622	0	494,572	195,765	58.9	46.5	25.0	18.4	39.5
3	5,650	46,121(10.0)	643	0	489,360	154,855	58.9	46.3	25.4	14.6	31.6
4	5,856	47,416(10.4)	606	0	502,119	195,116	58.0	47.2	25.6	18.3	38.8
5	6,199	47,777(7.6)	612	0	503,901	195,228	57.8	47.4	25.7	18.3	38.7
6	6,315	48,751(6.2)	619	0	512,578	193,808	57.4	47.8	26.2	18.0	37.8
7	6,631	48,992(3.7)	625	0	508,054	186,621	57.8	47.4	26.4	17.4	36.7
8	6,691	49,106(2.9)	619	0	512,408	194,193	57.4	47.7	26.1	18.1	37.8
9	6,519	48,485(1.5)	630	0	507,102	166,545	58.0	47.3	25.9	15.5	32.8
10	6,787	49,090(2.4)	631	0	510,893	193,205	57.9	47.5	25.9	17.9	37.8
11	6,933	49,592(2.8)	637	0	510,910	192,468	57.8	47.6	26.0	17.9	37.6
12	6,831	49,677(2.6)	638	0	516,770	195,406	57.9	47.5	25.6	17.9	37.8
05. 1	6,893	49,787(3.3)	635	0	513,216	193,875	57.7	47.7	26.0	18.0	37.7
2	6,910	49,240(2.7)	639	0	520,393	199,134	57.3	48.1	26.2	18.4	38.2

(備考) 1. ()内は前年同月比増減率

2. 預貸率 = 貸出金 / 預金 × 100(%)、預証率 = 有価証券 / 預金 × 100(%) (預金には譲渡性預金を含む。)

2.(1) 業態別預貯金等

(単位：億円、%)

年月末	信用金庫		国内銀行 (債券、信託を含む)		大手銀行 (債券、信託を含む)		うち預金		うち都市銀行		地方銀行	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2001. 3	1,038,043	1.7	6,641,871	0.0	4,288,153	0.2	2,466,900	1.3	2,102,820	0.5	1,785,742	2.4
02. 3	1,028,198	0.9	6,790,535	2.2	4,416,792	2.9	2,699,067	9.4	2,308,919	9.8	1,813,848	1.5
03. 3	1,035,536	0.7	6,798,976	0.1	4,424,063	0.1	2,760,299	2.2	2,377,699	2.9	1,813,487	0.0
03. 6	1,054,744	1.8	6,644,211	1.5	4,239,210	2.7	2,753,332	2.5	2,365,201	1.3	1,850,150	1.1
9	1,053,808	2.1	6,641,341	0.8	4,271,387	1.6	2,770,950	3.7	2,385,332	3.5	1,816,601	1.4
12	1,068,100	1.9	6,673,286	0.4	4,289,361	0.8	2,757,888	3.4	2,368,299	3.2	1,825,041	1.0
04. 3	1,055,175	1.8	6,798,238	0.0	4,420,297	0.0	2,842,197	2.9	2,456,008	3.2	1,825,541	0.6
4	1,063,080	1.7	6,810,122	2.3	4,427,542	3.6	2,825,196	1.5	2,443,326	1.7	1,829,132	0.1
5	1,061,345	1.6	6,834,449	2.6	4,448,122	4.0	2,850,634	2.4	2,469,833	2.8	1,833,797	0.0
6	1,070,958	1.5	6,820,754	2.6	4,413,657	4.1	2,801,267	1.7	2,415,082	2.1	1,849,677	0.0
7	1,069,663	1.8	6,799,707	2.4	4,411,376	3.4	2,807,968	1.7	2,420,989	2.0	1,832,415	0.4
8	1,071,058	1.3	6,775,417	1.8	4,394,076	2.9	2,801,325	1.1	2,413,968	1.2	1,827,581	0.2
9	1,070,466	1.5	6,766,095	1.8	4,390,204	2.7	2,812,367	1.4	2,422,226	1.5	1,818,903	0.1
10	1,072,481	2.0	6,772,980	2.9	4,402,443	3.7	2,810,390	2.8	2,426,064	3.0	1,840,313	2.6
11	1,070,447	1.4	6,834,275	2.7	4,455,299	3.9	2,866,652	3.2	2,466,062	3.3	1,848,023	1.7
12	1,085,557	1.6	6,805,698	1.9	4,397,021	2.5	2,797,507	1.4	2,410,195	1.7	1,868,042	2.3
05. 1	1,073,341	1.6	6,796,554	2.1	4,421,376	2.7	2,811,261	1.8	2,416,332	1.5	1,842,403	2.3
2	1,078,486	1.6	6,820,506	1.9	4,434,605	2.5	2,812,815	1.4	2,421,313	1.3	1,851,089	2.2
3												

年月末	第二地銀		信用組合		労働金庫		農業協同組合		郵便貯金		預貯金等合計	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2001. 3	567,976	5.1	180,588	5.9	117,212	4.8	720,944	2.6	2,499,336	3.8	11,197,994	0.6
02. 3	559,895	1.4	153,541	14.9	125,200	6.8	735,373	2.0	2,393,418	4.2	11,226,265	0.2
03. 3	561,426	0.2	148,362	3.3	131,619	5.1	744,202	1.2	2,332,465	2.5	11,191,160	0.3
03. 6	554,851	1.2	150,940	0.6	136,476	2.6	757,417	1.6	2,323,381	2.8	11,067,169	1.2
9	553,353	1.8	151,772	1.9	135,179	3.3	752,178	1.8	2,300,064	2.7	11,034,342	0.6
12	558,884	2.2	153,408	2.3	137,941	2.9	766,812	1.9	2,300,362	2.4	11,099,909	0.3
04. 3	552,400	1.6	152,526	2.8	135,713	3.1	759,764	2.0	2,273,820	2.5	11,175,236	0.1
4	553,448	0.4	153,126	2.3	137,973	2.9	763,175	1.9	p 2,272,153	2.5	p11,199,629	1.2
5	552,530	0.5	152,967	2.1	137,533	3.0	763,045	1.9	p 2,257,389	2.6	p11,206,728	1.3
6	557,420	0.4	154,072	2.0	140,395	2.8	772,433	1.9	p 2,261,257	2.6	p11,219,869	1.3
7	555,916	0.9	154,249	2.3	140,296	3.0	771,625	2.2	p 2,247,216	2.8	p11,182,756	1.2
8	553,760	0.2	154,457	1.8	139,624	2.7	773,108	2.1	p 2,241,378	3.1	p11,155,042	0.7
9	556,988	0.6	155,056	2.1	138,731	2.6	769,856	2.3	p 2,216,109	3.6	p11,116,313	0.7
10	530,224	2.8	155,101	2.4	138,658	2.8	774,911	2.4	p 2,214,131	3.7	p11,128,262	1.3
11	530,953	3.3	154,474	1.9	138,083	2.4	774,666	2.3	p 2,193,274	4.2	p11,165,219	1.1
12	540,635	3.2	156,737	2.1	140,959	2.1	783,907	2.2	p 2,193,498	4.6	p11,166,356	0.5
05. 1	532,775	3.0	155,504	2.1	140,265	2.2	778,575	2.3	p 2,178,929	5.0	p11,123,168	0.6
2	534,812	3.1			140,289	2.1			p 2,174,183	5.2		
3									p 2,141,330	5.8		

(備考) 1. 日本銀行『金融経済統計月報』、日本郵政公社ホームページ等より作成

2. 大手銀行は、国内銀行-(地方銀行+第二地銀)の計数

3. 国内銀行・大手銀行には、全国国内銀行の債券および信託勘定の金銭信託・貸付信託・年金信託・財産形成給付信託を含めた。

4. 預貯金等合計は、単位(億円)未滿を切り捨てた各業態の預貯金残高の合計により算出した。

2.(2) 業態別貸出金

(単位：億円、%)

年月末	信用金庫		大手銀行				地方銀行		第二地銀		信用組合	
	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	都市銀行 前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率		
2001. 3	661,879	3.6	2,746,303	1.5	2,133,507	0.8	1,357,418	1.2	465,931	7.8	133,612	6.1
02. 3	639,805	3.3	2,601,800	5.2	2,035,627	4.5	1,359,864	0.1	444,432	4.6	119,082	10.8
03. 3	626,342	2.1	2,451,214	5.7	2,072,578	1.8	1,352,514	0.5	429,130	3.4	91,512	23.1
03. 6	619,691	1.2	2,379,564	6.6	2,006,581	7.4	1,330,607	0.1	413,407	5.1	90,545	13.6
9	625,431	0.6	2,375,563	4.5	1,993,783	5.2	1,345,276	0.6	416,370	4.3	91,511	5.1
12	633,013	0.7	2,361,749	6.2	1,991,686	6.7	1,352,962	0.1	423,823	4.0	92,384	0.7
04. 2	626,366	0.2	2,330,705	5.6	1,951,514	6.6	1,347,901	0.4	419,680	3.5	91,897	0.3
3	622,364	0.6	2,344,621	4.3	1,958,921	5.4	1,352,081	0.0	420,236	2.0	91,234	0.3
4	617,120	0.6	2,292,763	4.6	1,912,736	5.9	1,337,101	0.0	414,732	0.2	90,688	0.2
5	614,368	1.1	2,287,430	4.1	1,913,218	5.1	1,325,597	0.6	412,920	0.1	90,416	0.4
6	615,321	0.7	2,280,592	4.1	1,910,458	4.7	1,324,230	0.4	413,043	0.0	90,456	0.0
7	619,714	0.2	2,283,623	2.6	1,915,566	2.9	1,331,384	0.2	415,252	0.1	90,910	0.0
8	616,348	1.2	2,288,310	3.0	1,920,610	3.3	1,320,041	1.4	412,277	0.8	90,721	0.4
9	622,105	0.5	2,298,590	3.2	1,920,894	3.6	1,330,223	1.1	415,191	0.2	91,404	0.1
10	621,686	0.2	2,262,948	3.1	1,889,727	3.7	1,349,841	1.0	396,849	4.3	91,469	0.0
11	619,837	1.1	2,261,103	4.0	1,885,709	5.0	1,348,112	0.6	396,574	5.0	91,532	0.2
12	629,296	0.5	2,262,020	4.2	1,885,334	5.3	1,373,768	1.5	404,221	4.6	92,358	0.0
05. 1	620,383	1.1	2,242,250	4.2	1,864,138	5.4	1,362,481	1.2	398,503	5.1	91,546	0.4
2	619,366	1.1	2,240,982	3.8	1,868,226	4.2	1,365,368	1.2	398,228	5.1		

年月末	労働金庫		農業協同組合		公的金融機関		うち中小 企業向け		うち住宅 金融公庫		合計	
	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率		
2001. 3	76,213	3.2	220,078	0.3	1,731,885	0.1	293,556	1.3	759,220	1.8	7,393,319	1.2
02. 3	81,054	6.3	217,357	1.2	1,693,486	2.2	288,025	1.8	726,516	4.3	7,156,880	3.1
03. 3	87,266	7.6	215,147	1.0	1,617,238	4.5	279,743	2.8	671,999	7.5	6,870,363	4.0
03. 6	87,930	8.3	213,430	0.7	1,606,884	4.6	278,349	2.4	659,966	8.1	6,742,058	4.1
9	89,637	8.3	214,601	0.4	1,569,865	5.2	277,987	1.6	634,452	9.5	6,728,254	3.0
12	91,749	7.7	213,529	0.0	1,556,901	5.3	279,855	1.6	622,745	9.8	6,726,110	3.7
04. 2	91,794	6.8	213,253	0.0	1,538,354	5.1	275,699	1.3	612,729	9.7	6,659,950	3.3
3	92,664	6.1	214,871	0.1	1,531,569	5.2	274,726	1.7	605,947	9.8	6,669,640	2.9
4	92,589	5.7	214,398	0.1	1,524,592	5.2	272,383	1.8	601,913	9.8	6,583,983	2.8
5	92,590	5.5	214,406	0.2	1,527,198	5.4	270,630	2.4	601,093	9.8	6,564,925	2.9
6	92,663	5.3	214,190	0.3	1,522,584	5.2	272,745	2.0	595,953	9.6	6,553,079	2.8
7	92,746	5.1	214,457	0.2	1,518,198	4.7	277,180	0.0	589,569	9.4	6,566,284	2.0
8	93,061	4.7	214,776	0.1	1,508,032	4.7	274,463	0.7	583,785	9.0	6,543,566	2.5
9	93,555	4.3	214,504	0.0	1,496,693	4.6	277,060	0.3	578,784	8.7	6,562,265	2.4
10	94,046	3.9	214,153	0.2	1,489,838	4.5	275,243	0.0	575,288	8.6	6,520,830	2.1
11	94,448	3.5	213,602	0.5	1,483,737	4.8	273,841	1.3	572,517	8.6	6,508,945	2.8
12	94,852	3.3	212,704	0.3	1,480,807	4.8	277,263	0.9	568,428	8.7	6,550,026	2.6
05. 1	94,317	3.1	212,134	0.3	1,470,876	4.9	272,692	1.4	563,239	8.8	6,492,490	2.7
2	94,664	3.1										

(備考) 1. 日本銀行『金融経済統計月報』より作成

2. 大手銀行は、国内銀行-(地方銀行+第二地銀)の計数

3. 公的金融機関は、日本政策投資銀行、国際協力銀行、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫の合計

4. 公的金融機関のうち中小企業向けは、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫の合計

5. 合計は、単位(億円)未満を切り捨てた各業態の貸出金残高の合計により算出した。

ホームページのご案内

当研究所のホームページでは、当研究所の調査研究成果である各種レポート、信金中金月報のほか、統計データ等を掲示し、広く一般の方のご利用に供しておりますのでご利用下さい。

また、「ご意見・ご要望窓口」を設置しておりますので、当研究所の調査研究や活動等に関しまして広くご意見等をお寄せいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

【ホームページの主なコンテンツ】

当研究所の概要、活動状況、組織

各種レポート

内外経済、中小企業金融、地域金融、

協同組織金融、産業・企業動向等

刊行物

信金中金月報、全国信用金庫概況等

信用金庫統計

日本語 / 英語

アジア主要国との貿易・投資に関する各種情報

アジア業務相談室ページ

論文募集

【URL】

<http://www.scbri.jp/>

The screenshot shows the homepage of the Shinkin Central Bank Research Institute. At the top, there is a search bar and a navigation menu. The main content area is divided into two columns. The left column contains a 'トップページ' (Top Page) section with a list of links to various reports and documents. The right column contains a '新着情報' (New Information) section with a list of recent news items, including reports on New York, trade investment, and domestic interest rates.

ISSN 1346-9479

信金中金月報

2005年(平成17年)5月1日発行

2005年5月号 第4巻 第5号(通巻386号)

発行 信金中央金庫

編集 信金中央金庫 総合研究所

〒104-0031 東京都中央区京橋3-8-1

TEL 03(3563)7541 FAX 03(3563)7551

< 本誌の無断転用、転載を禁じます >



SCB

信金中央金庫